

に販路大に弘まりて桑港近傍の隆盛實に此時より一時限を勒したるは交通の便これをして然らしめたる者と云はざる可らず即ち西部諸州の繁昌は礦山の發見を以て第一紀元と爲し千八百六十九年の鐵道全通に依て大に刺衝を興へて爾來十餘年間に今の進歩を來したるは驚く可きの出來事なりと雖も今後の十餘年は之に較べて尙ほく非常の進歩あるに疑なければ太平洋の對岸に第二の紐育新市府を現出せしめて其工業商賣の盛なる今の東部諸州を壓倒するに至らんこと勢に於て明に視る可し是亦日米兩國の貿易に大關係ある者なれば今日より豫め事の成行を推測して他日の變に應ずる覺悟用意は特に日本人に大切なる可し

日本と米國とは第一に立國の大本を殊にし君治共和互に相容れざる者なれば此點に於ては其區別を嚴にす可きこと勿論なりと雖も政治と商賣とは別物にして縱令へ政治上には其縁なしとするも之を以て商賣上の關係を左右す可らざるは素より、苟も其區別さへ嚴正ならば商賣の縁は倍々之を近からしめて日米の間に國と云ふ境界を撤去して専ら通商貿易を盛にするの手段は我輩に於て異議なき所なり即ち國權上外交上には互に同等獨立にして厘毛も相犯さざるを要すと雖も商賣上には日本國民の思想を脱し米の聯邦三十八州の其外に更に日本も加はりて商賣上恰も三十九州の新同盟を設くると雖も爲めに日本の國辱たるに非ず有無相通じて雙方の利益を計る可きこと誠に文明の美事なれば今後兩國の貿易に於ては偏に偏頗の心を去り例へば日本にて産する貨物にても之を米國に仰ふぐほど廉價ならざる者は自から其製産を止めて彼の供給に依ると共に好し其品は米國にて作られ得るも之を日本に求めて利益なる者ならば更に日本をして其需要を充たさしめ各々固有の便に基き其分業の規模を宏大にしたらば太平洋一帯の水を隔て、通商の關係を密にする其利益は實に以て莫大なる可し我輩は之に就て意見なきに非ざれば追て鄙見を陳じて大方の指教を

乞はんとする者なり(明治二十一年六月二十日)

社會交際

文明の利器に私なきや

第一

開國以來三十年の星霜は匆々去て夢の如くなりと雖も其間に我國の舊事物を一掃して時運爲めに改進に向ひたるの成跡は少からず即ち日本今日の文明は此三十年間に産れ得たりと稱するも不可なき次第にして國勢進歩の速なるは人も許し我れも信じて與に疑はざる所なりとす楮又斯る短日月の其間に斯く意外の世變を來したる原因は何れに在るやと尋ぬるに學問教育政治法律等總て事の無形に屬する者にして其化源を西洋に仰ふぎ以て今日を致したるの效もあることならんれども電信、郵便、鐵道、汽船謂ゆる有形物の文明を彼れに取て世運の變を助けたる者最も與りて力ある可し我輩を以て見れば今日の改進は寧ろ有形文明の利器の功なりと信するなり

文明の利器を分て二種類と爲すを得可し其一是直接に生産を助けて富の力を促す者にて例へば製絲紡績其外の製造器械これに屬す其二是鐵道汽船の如く正面に富の分量を増さゞれども間接に其増進を便にする者即ち是なり而して此利器の働は間接直接に論なく與に社會全體の幸福を爲すやの觀ありと雖も實際に論すれば眞實、利器の利を享くるの人は至て少く滔々たる多數未だ大に其徳に浴する能はざるの趣なきに非ず文明の今日到る處製造事業盛んにして交通

運輸の道亦極めて便利なれども有形物の本を爲す可き資本の報酬を如何にと云ふに文明の進むに従ひ利息の割合の減ずるは事實に於て明かなるが如し英國金融社會の形況に就て之を言ふも昨今驛遞局の預り金利、年に二朱五厘にして一般公債の價格も三朱より四朱までを標準とし絶て其上に昇るを得ず百年以前英國文明の進歩今日の如くならざりし當時に在りては利息の割合今日に數倍したるは世人の知る所なる可し又我日本に在りても七八年以前には七朱利附の公債證書、券面の價格を保たずして更に二三割餘を減じたるの姿なりしに整理公債の發行あるに及んで五朱の利は殆んど今の標準利と爲り尋常の資本孰れも之を基にして其利益の厚薄を論ずるの有様なれば驛遞局の預り金利も次第に下りて昨今は年利四朱二厘に至りたれども其割合を英國の二朱五厘に較ぶれば尙ほ高しと云はざる可らず但し日本は殖産事業の幼稚なるものにして百事草創の世の中なれば隨て金利の如きも今の五朱内外を標準利と定むるは穩當ならず五六年來の不景氣に商工農事塞息し人々手を拱して唯事の成行如何を卜するの有様なれば民間の資本は公債株券の類に聚まり金融緩慢の極度に達したる其折柄政府が俄に五朱の整理公債を發行し又政府管轄の大銀行より低利の金を貸出す等の事情よりして金利益々下落し今日の處にては五朱を以て一般の標準利と爲すの姿なれども固より一時の變相なれば商況恢復の曉には金利大に引締まり五朱七朱の公債も必ず今日の價格を保つこと能はざる可し左れば目下日本の利子の不廉なるを、英國等に引較べて議論するは無理なりと雖も我輩立言の旨趣は日本現在の有様を問ふものにあらず一時の變相に拘はらず再度の反動に論なく兎も角も文明益々進んで利器の利彌よ／＼其利を爲すに反對して利子の割合餘りに減ずるは西洋一般の傾きなれば日本と雖も今後幾十年の後に至り殖産事業の進歩と與に資本の分量増加したらば同じく其下落もあらんと云ふに在るのみ要するに器械の發明日に月に新にして人力を節し冗費を省き諸々

分業の法行はれて富の生産極めて容易なりとするも金利次第に低落するときは金主の外、世に何人か其利益を享くる者なるや我輩の知らんと欲する所なり

經濟社會の顯像は千變萬化なれども金主と人足と相待て事を爲すは百業皆然らざるなし資本を出す者は金主にして勞力を供する者は人足なり二者の關係兩身にして恰も一體なれば前條文明の利器の作用を以て富の生産を容易にしたる利益報酬若し悉く金主の懐に入らずとすれば隨て其餘分の利は人足の手に渡る可き筈なれども事の實際に未だ全く然らざるは抑も／＼怪なりと云ふ可し今日西洋諸國に於て器械の使用盛んなるより不用の人を節略して爲めに幾萬の無職業者を作り、貧民ます／＼貧に窮して識者愈々其處置に苦むは文明の利器の働を以て勞力社會に福ひせざるのみならず却て其職業を剝奪して貧苦、死に至らしむるの奇禍ある者と稱して可ならん甚だ惘然の次第なれども畢竟器械力の競争に敗北して是非なく斃れたる種族なれば假りに論外と看做して借器械に附屬して業を執る可き勞力社會の報酬は其仲間の數の減じたるが爲めに多少増す所もありやと云ふに恰も之に反對にして護る所の利益甚だ大ならず再言すれば利器の衝に競争したる勞力者は言ふに及ばず其庇蔭に立て業を執る者さへも器械力にて餘分に生じたる富の分配を受くること能はずして一は無職業と爲り一は附屬物に變じ、方向進退こそ殊なれども究するの一事に至りては彼是其運命を同うせざるなし氣の毒の次第と云ふ可し此の如く文明の利器一方は勞力者を殃ひして而して他の一方には資本家の利益も亦年に其標準を卑ふせらるゝの傾きありとすれば器械力にて餘分に生じたる其利益は資本家勞力者二人の外に世に何人のこれを私する者なるか我輩乞ふ次第に於て之を論ぜん

第二

文明の事進んで器械應用の術ます／＼巧なれば富の生産分配も極めて容易なるが故に社會全體に利澤を享け隨て事業の報酬進む可きに似たれども前節にも記したる如く標準利の割合は文明の進歩に連れて却て逆さまに減少し勞力者の報酬は増す所なきのみならず器械力の競争に因て大半は職業を失ひ殘餘の職工亦辛ふじて生命を繋ぐが如き形狀なるは方今文明を以て居る所の西洋諸國概ね皆然らざるなし或る説に器械力の働きは人生日用品の價を廉にし一般の生計をして易からしむるの功ある者なり資本家若くは勞力者が身を生産者の地位に置いて考ふればこそ報酬の少きをも怨むことなれ消費者として日常生活の費用より計算したれば文明の利器の效能は顯然見る可きならん即ち器械力の働は以て生産の費用を減じ貨物の價を廉にすること經濟の法則なるが故に文明の功德は多數の人民をして衣食住を得るに易からしむるの點に在りと云ふ者あれども座上の論は兎に角に今日社會の事實に照らし文明進んで多數の人民果して生計に安樂を得たるや否やは疑はしき次第にして時に或は多數民の窮乏貧苦、近來著しく増加したるの奇觀なきに非ず例へば勞力者の賃銀に就て之を言ふも今を幾十年前の昔に較べて非常の増加を來したるには相違なからんなれども然れども賃銀の其價は時の物價に比して其高低を論ぜざれば平準を得たる者と爲す可らず賃銀のみ獨り増加して物價尙ほ依然たらば勞力者の生計昔に較べて安樂なりと云ふを得可けれども今の世界に斯る事相は何れの處にもなきのみならず他の一方には人文進んで必需品の種類も殖え若くは精神の慾熾んにして肉體の所求これに伴ふ能はざるの事情もあれば勞力者の生計果して文明の進歩と與に安樂を増したる者なるかは我輩の信ぜざる所なり

果して然らば文明の利器の作用に依て經濟社會に増加したる富の分量即ち利益は何人の有に歸する者なるやと尋ぬるに人事の組織不完全なる今の世界にありては總て專有權を握る所の一種の種族が壟斷の利を専らにして他の種族は

平等に之に需ふ能はざるの觀あり隨て通常の資本家は時の標準利より外餘分の利益を享くる能はざる無論なれども尙ほ勞力者に比して裕餘のある所以は何事に限らず資本家たるの資格を以て專有權を握るの道容易なるの一事に在るべし然るに勞力者は之に反し資本家の傭役を受け平生其報酬の意に滿たざる苦情あるが上に專權種族より束縛を蒙るの苦みは之に較べて一層甚しき者なるが故に徹頭徹尾首を擧げて他人に抗するの力なく轉た益々其職業を奪はれて衣食の資を失ふに至る者さへ少からず氣の毒なる次第と云ふ可し例へば爰に鐵道敷設の企ありと假定して工事も豫算より廉價に抄取り、開業後の運轉費用亦割合に少くして營業收入非常に繁昌なりとすれば株券の價忽ち騰貴するは明白なれども直接に其利益を壟斷するは最初に此線路を專有したる發起人若くは之に助けを假したる資本家の同じく專有權を握る者に過ぐ可らず世間普通の資本を以て其株を買はんとすれば高價なる打歩を拂ふの必要あるが故に結局は標準利より多く利益を得ざるの理なり即ち間接直接を問はず單に鐵道と云ふ文明の利器を利し以て最大の利益を占む可きは僅少なる專有者の一種族にして之に次で同じく其利を享くる者は沿道の地主なり之を言替ふれば土地の專有權を有する者が地價の騰貴に會して思はざるの利益を壟斷することなり然り而して陸上の車馬人足、運河の舟子等總べて運搬の業に依頼して是まで衣食せし勞力者の同時に生路を失ひ憐む可きの慘狀に陥るは言ふに及ばず他一般の勞力者にして鐵道に直接の關係なき種族の者までも前條地價の騰貴に影響せられて高價の地代を拂はざる可らざるの難澁ある可し抑も／＼經濟の法に於て交通の便開くる時は物價常に平準を得て卑きに就くこと猶ほ水の下流に奔るが如くなれば人民全體の生計も之に應じて自然廉なるの理なりとは世人の常に口にする所なれども此議論は經濟法則の運行を自然に任せて傍らより之を遮ぎるの障碍なしと假定し以て立言したる者なれば實際の社會には獨り其言の如くに行は

れざるのみならず時として異相反對の觀を爲すなきに非ず如何となれば人事不完全なる社會に於ては經濟以外の邊に種々の原因を催ほして經濟の範圍内を荒らし其一定の秩序を妨害するの事情あればなり即ち鐵道の效能は物價をして平均に廉ならしむること正則なるに實際は之に反し低き者のみは高きに就けども高き者は割合に低きに遷らずして依然其舊態を維持するは全く中間に一種の専有種族あつて經濟自然の働を妨ぐるに外ならざる可し

第三

我輩は前節に人事不完全の社會に在りては交通の便必ずしも物價の平準を低きの一方にのみ就かしむる能はずして高き者をして其割合に下落せしめざるは全く中間に經濟自然の運行を妨ぐる障礙物存するが爲めならんとの次第を述べたり小事なれども近年其一例として見る可きは日本鐵道會社の東北線路追々に開け那須日光邊の薪炭東京に販路を通じてより地元の相場は三四倍に騰貴し一俵三錢の炭は忽ちにして十二錢に引上げたりなど云ふ非常の勢なりしなれば東京薪炭の價も之に連れて著しく下落す可きは當然なるに昨年一昨年とも府下の相場に差したる變動なきは地元の供給乏しくして東京の需要に應ずる能はざるが爲めなりしやと云ふに是れ亦然らず那須日光群山連綿たる地方の森林を伐り出し府下需要の薪炭を作るに於ては永遠の後は知らず當分其源の盡くる憂なきは無論なれば地元の製造供給を盛んにし東京の價と地元の價との其差をして運賃丈けに止まらしめ、爾かも地元の價の如きは之を鐵道未だ開けざりし以前の相場に引下ぐるまでに商賣の競争行はる可きに似たれども事の實際に於て然らざるは謂ゆる中間の障礙物其働を爲すに因る者ならん即ち機に投じて壟斷を占る者に妨げられたるが故ならん地元薪炭の相場一飛して三四倍の騰貴を致したるは物價の平準低きより直に高きに就きたるの證據なれども東京の市價は其割合に三四倍を減ぜざるのみ

か僅に三四割の下落さへ顯はれざるは高きより低きに遷るの作用存外に遅々として抄取らざるの事實として見る可きものなり左れば東京の勞力者は此鐵道の開けたるが爲め物價下落の恩に浴して生活の費を緩うするを得ずして而して那須日光邊の勞力者は第一に地價の騰貴より地代を上げられ次に薪炭を購はんと欲すれば以前に比し三四倍の費用を抛たざる可らず文明の利器は一般の勞力者に其利を與へざるの趣如何を視るに足るべし又或る説に事業に利益多ければ之に従事する勞力者の賃錢も隨て騰貴すべしと云ふ者あれども是れ亦事實に於て然らず總じて何種の業に論なく「此事業ならば此れ丈けの利益を勞力者に分配し得べし」と先に配當賃銀の最高點を定めて後ち人を使用する者には非ず事業の利益如何に大なるにも拘はらず「實際勞力者に幾何を給與すれば彼等を備役し得可きや」と豫め賃銀の最低點を作り之を標準にして務て廉價に人の勞力を貪ぼらんとするは雇主の筆法孰れも皆然らざるなし斯る情實なるが故に文明の利器如何に利益を産むにもせよ勞力者は其配當を受くる能はずして唯局面に立つ所の専有者をして飽くまでも之を貪ぼらしむるの有様なきに非ず偏頗の沙汰と云ふ可し

右の如く文明の利器の作用は一般の資本家勞力者若くは消費者に其利益を施さずして時に却て之を小數なる専有種族の壟斷に歸せしむるの趣あるが故に其極は不平の徒、怨望相結んで破壊變事を事とするを免れず今日西洋諸國到處に社會主義を唱へ現在の制度組織を變壞して完全なる自由世界を作らんと務むる者の其口實は様々なれ共歸する所は専有種族を亡ぼして利益壟斷の弊を矯めんとするの精神に外ならず英の愛蘭黨は貴族が土地を専有するに對して不平を唱ふる者なり、佛の共產黨は職工等が製造家の獨り利益を私して之を他人に分配せざるより團結したる黨派なり、露の虛無黨は農民勞力者が地主貴族等の爲めに其膏血を絞らるゝの思ひを爲し遂に破壊手段を事とする者なり、獨塊

諸國の社會黨は現在の政權財權を擧げて上流至少の人に歸し多數の人民は己れの利益を全うする能はざるより今の政體を一變せんと企圖する者なり、其他西班牙、伊太利、希臘等種々の黨派ありと雖も要するに專有種族を敵にして之を斃さんとする唯一の目的あるに過ぎず然り而して今日歐洲に破壊主義の斯く俄に蔓延したるは種々の原因もあることならんと雖も就中近時文明の進歩と與に利器の作用著しく増加したる其結果は案外勞力者に福ひせざるのみならず却て專有種族の跋扈を助け、其壓力特に殊に甚しきより乃ち相結んで今の黨派を作りたるものなりと斷定せざるを得ず例へば愛蘭の例に就て之れを言ふも鐵道敷設ありしが爲めに地方の地價は著しく増加して貴族地主は思はざる利益を占め、其借地料も之に應じて騰貴したるに付き小民は追々高價の地料を拂はざる可らざるの事情と爲りたれども其割合に日常の物價は下落を告げず生活の費用幾分の餘裕を得たりと云ふにも非ざれば借地人は一方に唯高價の地料を拂ふのみにて究するより外あるべからず從前の借地法にても尙ほ且つ農民は衣食に豊かなる能はざりしに今は則ち其難澁を二重にしたるの姿にして三五年來同盟黨の舉動彌よ／＼出で、彌よ／＼活潑なるは文明の利器地主に私したるの一事與りて力あらんと云へり今後東洋諸國にも謂ゆる文明の利器なる者次第に傳はり其勢力の熾んなんと與に共に專有種族獨り之を私して一般の勞力者若くは消費者が其利澤に潤ふ能はざる如きの事情もあらば破壊主義東漸の虞なきにあらず今より恐るゝ所の者なり（明治二十一年三月二日より同月五日に亙る）

宗 教 道 德

美 術 と 宗 教

本月十七日時事新報の雜報に記したる如く九鬼圖書頭は古物取調御用として京攝地方を巡回し紀州高野山に至り所藏の古物珍器を取調べ遂に當山の大祕藏たる靈像靈物をも披露せしめたり抑も此靈像靈物は本坊の本尊至寶として仰ぐ所のものにして宗派の僧侶と雖も直に拜むを得ず唯高野山本坊の住職代替りの時のみ其住職一名に限り近く接して拜禮するの例にして千年以來會て其例を違へたることなかりしに今回は圖らずも圖書頭が御用を以て其彫刻を一見せんとの所望にて寺僧も大に當惑し千年の舊例を一朝に破るは自心に苦しきのみならず門末信徒の感情も如何ならんと躊躇はしたれども何分にも政府の筋の御用とあれば拒むに由なく止むを得ず所望に任せて一覽に供したりと云ふ我輩は此通信に接して聊か意見なきにあらざれば記して以て大方の教を乞はんとするものなり抑も今日の日に當りて古物取調は何の爲めにするものなるやと尋れば本來日本人は風韻に乏しからずして美術に長ずる者なり、其術は古物に存するものあり新製に看る可きものあり、其古を温ねて新を獎勵するは之を大にして一國の榮譽、これを小にして殖産上の利益なれども人事錯雜の際には稀有の重寶も探索に由なく時としては散逸の恐さへなきにあらざれば平生これを取調べ何れの品は何れの處に存して品柄は云々と其次第を登録して以て美術の參考に供します／＼之を獎勵するの趣意なる可し然るに今この取調の目的を達せんが爲めに眞言宗教千年の舊例を破りて其本尊至寶を俗眼に披露したり

人事の輕重果して其釣合を得て病なしと云ふ可きか少しく思慮を要するものゝ如し美術の事輕きに非ずと雖も宗教亦甚だ重し各宗各寺の主義慣行に由り容易に本尊を示して禮拜せしむるものあり又或は然らずして大に之を祕するものあり其理由は我輩の敢て問ふことを欲せざる所なれども兎に角に佛法信心の様を察するに其示す者は示すに由て靈あり祕するものは祕するに由て靈あり何れにても唯その主義慣行を保存して以て一宗の重きを成すものなるに今は外部より美術の重きものを來たして宗教は爲めに輕きを示したるの事情あるが如し然りと雖も都て物の輕重は其當局者の意に存するものにして其輕んずる所を輕しとし重んずる所を重しとするまでのことなれば美術を重んずるの局部より見れば眼中復た宗教ある可らず拜む可らざるの本尊にても見る可らざるの寶物にても唯是れ一塊の彫刻物のみ苟も其手際の巧拙を明にせんには會釋に及ばず一見を求こそ美術者の本色にして又時としては少年好事家の一快樂事なれば我輩は敢て之を怪しむことなしと雖も獨り怪しむ可きは彼の高野山の僧侶が自から自門の宗教を輕んずるの一事なり眞言宗本山の本尊靈物は千年來果して俗眼に觸る可らざるの宗法舊例なるか斷然その披露を謝絶して一言の苦情ある可らず其これを謝絶するや單に山門私有の權に訴るも可なり一宗の本尊は宗派の僧侶及び信徒の共有即ち私物品なれば之を進退するの權は私有の主人に在り、枉げて他に披露するの要ある可らざるなり況んや之を披露するは其宗旨の禁ずる所なるに於てをや誓て其禁を守ること山僧の本分なる可きに今その然らざるは我輩は嚴護法城の意の在る所を知らざるものなり蓋し眞言宗の門末信徒は全國幾百萬の數にして其信心の歸する所は結局本山の本尊一體に在るのみ當に其祕物の彫刻如何を問はざるのみか其祕いよゝゝ祕にしていよゝゝ尊く、之を仰ぎ之を拜み現在未來に我魂魄を托する所のものなり然るに其本尊にして一朝器物視せらるゝは取りも直さず遍照金剛の力を空ふして幾百萬の信者

は其魂魄の寄る所を失ひ後生信心の望斷絶するものと云ふ可し此事たるや獨り眞言宗の利害のみならず我國全般の佛敎に影響す可き一大事にして斯る次第にては人の信心厚からんと欲するも得べからず鼎の重さを問はれたるは周室滅亡の徵なり高野山の寶鼎は既に精粗の吟味を経たり佛法の運命如何なる可きや我輩の知らざる所なり近來は佛敎漸く振はずとて佛者の歎聲は我輩の常に聞く所にして宗教局外の身を以てするも氣の毒に思ふ折柄又今回の異聞に接したり凡そ物先づ自から毀て人の之を毀つあり全國無數の僧侶苟も佛に忠ならんと欲せば慎んで自から法城を毀つ勿れ
(明治二十一年七月二十一日)

修身處世

後進生に望む

頃時發兌の歌舞伎新報を見るに

前略、過日尾上菊五郎の宅へ垢染たる布子一貫ひらくけノメリの疊附といふ拵らへで勝手口に腰を屈めへエ誠に濟みませんが友達が間違へを仕やしてと跡は云はねど梨園社會に未だ弊の抜けぬ錢貰ひは毎度の事と何程か掴んで遣るを手にも觸れずモシ楊枝や附木を持て來る婆さんじやあるめへし此方の家で己達(己達)が是(是)んばかり堂なるものかと云ひながら臺所へ上り込みヲイ旦那に御目に懸りてへイヤサ親方に逢ひてへと五詫(五詫)の間にヲイ一服貸して呉ねへナニ火は持て居やすと袂からマツチを出し煙草を吸ひながら邊(邊)りを見廻しいつもご繁昌(ご繁昌)でお愛度(お愛度)ムへやす

杯云ふを梅幸(菊五郎を云ふ)は聞附け堂やら其場へ立出づる様子ゆゑ今出ちやア往ません幾干か遣て返しますから最些と其方に、ナアニ留公錢は幾干でも遣て呉な、だが其形の拵らへと様子を己に尠し見せて呉れ而してもつと何か云はした上で返してくれと言ひつゝ遣出し内の者の後へそつと廻つて袖の間より眞に覗いて居たよし云々蓋し菊五郎が悪漢の來るを懶しとせずして窃に其言語舉動に注意せしは移して演劇場裏に自ら其眞を寫さんが爲めの丹精なるべし是れ特り惡漢に於てのみならず途に老爺に逢へば老爺の容態に注目し、官吏を見ては官吏の舉動に心を留め、婦人にも書生にても極微極細の點に至るまで精密に之を查察吟味するは異日婦人を装ひ惡漢を扮し官吏となり書生となりて頃刻の間千變萬化すと雖も官吏は毫も官吏に異ならず婦人は恰も婦人の如くにして決して老婦に壯士の臭氣を留めず君子に惡漢の痕跡を遺さず變化自在扮装直寫の妙を演ぜんと欲するが故なり其心掛け神妙なりと云ふ可し扱我輩は菊五郎が自家の技藝に心を用ふるの深きを感じると共に天下の後進に向て其心身の運用變化渾て此の如くならんことを企望するものなり抑も人間の風采は其境遇と互に相應せざる可らざるものにして商人には商人の風采あり紳士には紳士の風采あり若しも商人にして商人の風采なくんば商賣の繁昌得て期す可らず紳士にして紳士の風采なくんば其處世の道に於て妨害に逢ふこと少なからざるべし風采態度の如何は固より外形に屬すと雖も其人に接するに當りては無限の意味を含蓄するものにして一身の利害に關係するところ極めて淺からざれば奈破翁の如き英雄と雖も時々俳優を召して己れが態度を容づくらしむるの常にして今尙ほ寫眞像に見ゆる彼の老將軍が双腕を交叉して恰も洋字Xの體をなし以て威儀品格を裝ふたる風采は即ち俳優の指南に出たるものなりと云ふ左れば人々各その風采動作に注意して商人は商人の如く紳士は紳士の如く身分と共に變化するの要を忘れずして笑を俳優に取るることなきは固

より大切の儀なりと雖も茲に我輩が後進に望む所は啻に其外形のみに止まらずして心事も共に身の境遇と與に變化せんことの一事なり蓋し文明の世務の複雑なる一身にして種々の境遇に際會するを免れざるの常なれば其時に隨て風采態度の變化を必要とするに同じく心の運用も亦之に伴はざる可らず政治を談せんと欲すれば政治の思想なかる可らず理學を進めんと欲すれば理學の心事なかる可らず若し夫れ徒に一事物にのみ拘泥して一能の外他に能はざる者は是れ則ち器物の類のみ君子は器ならず唯運用自在なるを貴ぶ米國の美蘭麟麟氏は新世界の聖人と聞えたる人なり而して其一代の事歴を按ずれば或時は新聞紙を發行して活版事業を執り用紙を運搬せんが爲に自ら車を挽き又或時は紙鳶を飛ばして迅雷を捉へ、英國の壓制に抗して革命の主唱者となり、佛國に使用して援軍を求め、航海の途中に大西洋の潮流を測量し、火災保險、生命保險其他諸會社の基本を工風組織する等これのみにても既に理學者となり實業者となり又外交家となり政治家となり變化少からずと云ふ可し近く本朝の豐太閤に例せんか其始め奴僕たるの時に於ては奴僕として甲斐なくしき男なり作事奉行となれば作事の役義に就き正直活潑にして缺くる所なし續て謀師となり國主となり關白となりて其經歷頗る多しと雖も到る處用ふる處として適せざるはなく彼の千里の才は百里の才に非ずなどいふが如き漠然たる偏僻者流の比に非ざりしは我國人の夙に熟知する所にして太閤の心中綽々然として其運用の自在なりしを察するに足べし世に處して事を成す者は主として此邊の心得なかる可らざる筈なれども願みて我邦人一般の有様を察すれば士族は轉じて商賈となること能はず如何となれば士族なるが故なり百姓は學者となること能はず如何となれば百姓なるが故なりとて自ら求めて人事の境界を縮め學者は學問を修めて學問の外に餘地を與へず、商賈は商業を營んで商業の外に他を顧みるを知らず偶々その事業を轉することあるも昨日の心身を今日に持參して依然舊筆法を改

むること能はざれば失敗も亦當然の數にして果して失敗すれば其失敗の口實には唯能はざるが故に能はずと云ふの外なし斯る偏屈なる心得を以てして今の繁雜なる人生に處せんと欲するは抑も迂闊の至りなるのみか一部局の習僻に執著して他に變通流用の餘地を残さざるは亦是れ一種不具の人と云ふも可なり今の日本社會には身に相應の才智技倆を抱きながら常に職業を得ずとて不平を鳴らす者少なからざれども其これを得ざるの罪は果して何れの方に在るか、人に在るか、職業に在るか、職業の人に適せざるが爲めか、人の職業に適せざるが爲めか、職業の種類は限りなくして人の才智技倆は一色に限り更に變通の餘地なしと云ふ其無事に苦しむも亦怪しむに足らざるなり我輩敢て此流の人を責るに芙蘭麒麟、豐太閤を以てするには非ざれども其處世の際に事の大小輕重を問はず又其雅俗正變に論なく常に仔細に注意して勉めて心身の働を習練し物と共に推し移りて苟も凝滯することなく隨時その物に就て有用の人たらんとを祈るものなり

然りと雖も心身の變通運用を自在ならしめんと欲するには一舉手一投足も容易に能はざる所にして既に年老ひ心僻するに及んでは復た動かす可らざるに至るものあり喻へば草木を培養するが如し枝幹蒼蒸して屈曲蟠旋するの後に至れば俄に之を横斜直立せしめんと欲すと雖も事頗る困難にして到底意の如くなる能はざるものなれば青年芽出しの始めこそ最も培養の好時節にして此際豫めよく注意するの外ある可らず是れ我輩が特に天下の後進に向ひ俳優菊五郎の所爲に猛省して晉に其外形の容態のみならず隨時隨處に心事の變通自由自在なること菊五郎の扮裝に等しからんを希望する由縁なり(明治二十一年五月七日)

雜 說

明治二十一年一月一日の壽

人間僅五十年と云ひ人生七十古來稀なりと云ふが如きは人の壽命を評したる語にして此壽命を保つの法は攝生を慎んで病を避るに在るのみ假令へ或は病身虛弱にても苟も起居飲食呼吸して生機のある限りは壽命中の日月にして其長きものを長壽と云ひ短きものを短命と稱す即是れ人間生理上の壽命なり然りと雖ども人の居家處世の點より觀察を下だして人生とは如何なるものぞと尋ぬるときは其生に大小輕重あること恰も有形の萬物に異ならず一個人の存亡を以て一家は勿論一世に影響を及ぼし之が爲めに幾千萬人の禍福を致すが如きは生の重大なるものにして其輕小なるに至りては死して人の知るなく恰も犬馬を喪ふに異ならずものあり然り而して人生に斯くも大小輕重の差あるは何ぞや唯その人が生活の間に自身の爲め又人の爲めに事を爲すの多少に由るのみ七十の老翁その生來の履歷を聞けば生れて父母に養はれ長じて妻を娶り祖先傳來の遺産に依るか或は自から勞して辛ふじて一家の衣食を得るに過ぎず生涯に著しき出來事は幼少にして父母に叱かれたることあり、妻を娶りて後に夫婦喧嘩したることあり、二度の類焼と三度の轉宅、旅行は則ち二十里外に出でたることなしなど云へば此翁は生理上に長壽なれども居家處世の生は至て輕小なるものなり物理学の原則に於て物量の輕重は時刻の長短と相償ふて平均するの法なりとあるからには人生の輕小は取りも直さず壽命の短きものと云はざるを得ず即ち人生に居家處世の壽命なるものある所以にして生理上の壽命は

五十と云ひ七十と云ふも居家處世の生活を標準にして之を計ふれば甚だ短命なるものもあることを知るべし

此説果して違ふことなきに於ては我輩は明治二十一年一月一日の日本國人に向て其壽命萬歳を祝する者なり抑も我開國より今日に至るまで西洋文明の主義を採用して就中交通の便を開きたるは著しき事業にして郵便電信蒸汽船車の如き何れも皆人生の事を繁多にして迅速に之を辨するの利器にあらざるはなし古人は江戸長崎の間に書狀の到來を月餘に期し一年僅に十度の往復なりしものが今は一週を費さずして音信自在なれば事の繁多なること十倍にして即ち其生を十倍にし其壽命を十倍したるものなり況んや電信の妙效これを利用すれば百日の事を瞬間に辨じ何百何千倍の時を省略して夫れ丈けの壽命を増すに足る可し汽船は日本沿海より遠く歐米の諸國に往來し汽車は新設の鐵道漸く成るに従て漸く便利を開き東海に山陽に工事方に忙はしき最中に東京仙臺の間も既に通じて古人十泊の道中を十時間に走り都下の清客が生涯の大奮發にも尙ほ難かりし松島の見物は三日を費さずして容易なる可し或は我時事新報が歳首歳末祝日日曜日を休刊せずして一年三百六十五日打通しに發兌し他の諸新聞紙に比して凡五六十日を多くしたるも他新聞の生は一年と唱へながら其實一年に五六十日の短命にして時事新報は夫れ丈けの長壽と云ふも可ならん斯る活潑なる時勢なれば人の榮枯盛衰も決して悠々たるを許さず古人が三世にして作出したる身代は一個人數年の働を以て成す可し、成すに易ければ破るにも亦易く金城湯池と唱へたりし都鄙の富豪も一朝にして空しきの事例は世人の日々に見聞する所なり之を要するに明治の日本國人は福福幸不幸共に古人一代の事を一日に行ひ、百年の沿革を一年に見るものなれば古人が七十の壽を保ちたりと云ふも今日より見れば不幸短命未だ丁年に至らずして夭折したるものに異ならず今年今日以後人事はいよゝゝ繁多なる可く其繁多は即ち壽命を長ふするものなれば我輩は同胞三千餘萬の兄弟

に向ひ屠蘇一盃以て其居家處世の萬壽を祝するものなり(明治二十一年一月一日)

演劇演藝の改良

兩三年來世に演劇改良、演藝矯風云々の説の起りしは従前我國の俗間に行はるゝ芝居の脚色、唄の文句などは次第に下品に流れて世の教に害あるものも少なからず甚だ堪へ難きことなれば之を改良矯正して上品に赴かしむ可しとの趣旨ならん我輩に於ても所見を同ふするものにして更に異議なしと雖も此事を實施するに當て多少の困難なきを得ず今その次第を陳べんに本來芝居淨瑠璃等の諸藝は人情に訴へて耳目を悦ばしめ其情を動かすと共に自然に外部の品行上にも影響を及ぼして世教に利害するものなるが故に改良矯正の目的を達せんとするには先づ人の耳目に逆ふなきを勉めざる可らず然るに今の日本人の耳目は百十數年來所謂俗音俗藝に慣れたるものなれば俄に之を正雅に歸せしめんとするも其耳目に樂しからざるを以て顧る者なかる可し喩へば食物の如し日本人の食物中には必ず衛生の爲に宜しからざるものもある可し化學生理學の上より論ずるときは米の飯もスターチュ多くして養分少なし糖味噲澤庵漬も鼻に臭くして滋養食とは云ふ可らず左れば麥粉を以て作りたるパンを飯の代りにしてバタと香の物とを交代せしむること攝生の法なれと言ふ者あれども國中を平均して此言に従ふ者極めて少なし蓋しパンとバタと榮養の爲めに宜しからざるには非ざれ共千百年來日本人の口に慣れざればなり故に今我國人の耳目に慣れたる芝居淨瑠璃等に就き俄に其脚色を改め其文句音調を正雅ならしめんとするは迎も俄に實際に行はる可きことに非ざる可し或は強ひて之を行ふときは芝居淨瑠璃正雅に改良したり但し之を見物聽聞する者は一人もなしなど云ふ奇談ある可きのみ然りと雖も此種の改良

は人文の進歩と共に自然に行はるゝものにして既に今日に於て東京の芝居を舊江戸の芝居に比較するときは其醜美、姪正、殺伐優美の相違實に別天地の如しと云ふ今後とても此方向に従ひ芝居の脚色なり唄の文句音調なり其見聞に堪へざるものを次第に改良したらば世の耳目を驚さずして遂には注文通りの正雅に歸するの日ある可し望蜀の甚だしきは人情の常にして殊に好事家の癖なれ共如何せん社會の運動は存外に鈍きものにして發起者の意の如くならざること多し唯觀念して時節を待つと共に常に注意して其進歩を助く可きのみ

右は演劇演藝の害を防ぐの消極策なれども今一步を進め之を利用して世教を補翼せんとする積極の工風に於ては今日の改良矯正家に向て少しく望む所のものなきを得ず例へば唄を利用して人の品行を正に導かんとするか宜しく其文句を婉曲にして間接の又間接より言を立て一讀何事を陳るか容易に解す可らず再三これを讀み再四これを聞き彷彿の間に漠として其意の在る處を發明しいよゝ之を味ふていよゝ其佳境に入るが如きもの即ち唄の功德なり古來世に流行する彼の諷本の大半は佛より出で、佛意を演るに非ざれば佛家の利益によるもの多しと雖も直接に佛法を保護して佛理の正非を云ふが如きは殆んど稀にして唯その物に觸れ事に當りて暗々裡に佛恩佛徳の高きを示すものゝ如し其他古代の歴史又は義太夫本に至るまでも往々佛家の利益たるもの多しと雖も其筆法は悉皆間接ならざるはなし窃に案するに古代文事の權は佛者に歸したるが故に自家の利益を謀るは當然のことなれども其權力を用ひて世人を籠絡するの巧なるに至ては我輩は今日に在て唯感服の外なし然るに今の改良矯正家の中には此邊の妙味を知らずして芝居の脚色に唄の文句に一切直接法を用ひ仁義禮智孝悌忠信の意味を其まゝに説き來りて斯くゝなる故に孝行せよ、云々なるが故に忠義を盡せ、と公明正大に陳べ立て且その文句さへ殺風景にして恰も書生の素讀を假名に改め無理に五文

字七文字の句を切りたるものに似て之を樂器に合せても其調、何となく優美の趣を失ひ毫も人の耳を悦ばしむるに足らず我輩の甚だ取らざる所にして然かも古の佛者に愧るものと云ふ可し

然りと雖も前文は唯極端の例を示したるのみ世間の廣き改良矯正に其人なきにあらず近くは彼の演藝矯風會の發會に本月十七日東京府下の鹿鳴館にて演ずる舞踏は挿頭のきく市川團十郎、水の江尾上菊五郎なりとて我輩は其歌曲の草案を得て之を昨日の時事新報雜報に記したり此歌曲は文句も優しく節附振附も都下有名の大家にして殊に團十郎菊五郎の舞踏とあれば必ず出色の觀ある可しと雖も歌曲に付て二曲の孰れかと尋ねらるゝとき我輩の所見を陳れば水の江は單に有爲轉變の有様を示すのみにして漠然たるが如くなれども其間接の間接に人心に影響する所は人生熱界の熱慾を脱して自から淡泊又慈悲の念を發起せしむるものと云ふも可ならん挿頭のきくは男子の節操を菊花傲霜の趣に擬して人氣を高尙ならしむるものなりと雖も下半節に明治聖代云々を陳るに至ては其言葉優しくして其立言の主義も固より正々堂々一點の異議ある可らずと雖も鄙見を以てすれば斯る優しき言葉の中にも尙ほ直説法の憾なきを得ず左れば今回矯風會の歌曲舞踏の如き實に日本國中の粹を抜たるものなれども尙ほ且然り演劇演藝の改良矯正亦難ひ哉（明治二十一年六月九日）

大工事の起るや時節あり

古來世に大工事の起りたるは東西の別なく多くは人智開けずして器械の作用未だ完全ならざるの時代に却て其多きを見るが如し例へば埃及のピラミッド、支那の長城を始めとして我國にては時代少しく新なれども大坂城及び江戸城の修

築又は日光廟の工事の如き建築の宏壯にして規模の雄大なる今日より之を見れば人智開けず器械行はれざるの當日に如何にして斯る大事業の出来たるにやと不審に堪へず材料の代價と云ひ人夫の賃銀と云ひ其莫大の費用は如何にして之を支辨したるにやと之を思へば實に一大不思議と云ふの外なきが如くなれども熟らば人間社會發達の次第を觀察して當日の事情を詳にすれば文明進歩の順序に於て人智進まず器械行れざる未開の時代こそ却て絶世なる大工事の起るべき事實を發見すべきなり蓋し人文次第に開けて社會の秩序を成し人間の勞働には必ず報酬の伴ふべきものなりと經濟の道理を明にしたる今日の考を以てすればこそ未だ器械の利用を知らざりし古代に於ても斯る大事業を企るには賃銀を以て人の勞働に報ひ現金を拂ふて入用の木石を買ひしことならんと思ふ可けれども實際は決して斯の如く規則正しきものにあらず君主命を發すれば幾萬人の人夫は一言の下に集まり之を役するに一錢を費さざるのみならず使役さるゝ人夫とても其生活素より質朴にして口腹の外に慾もなく恰も君主の家人同様の者共なれば幾多の勞力と時間とを公の用に供したりとて別に苦痛を感じるにもあらず所謂賦役なるものにして當時に在ては公私共に一定の習慣に安んじて怪しむ者もなく又所用木石の供給とても詰り人の勞力より出るものなれば御用賦役とあれば無代價にて辨ぜざるはなし其趣を想像すれば今日日本願寺の本堂建立に信徒が勞力を献じて大木を運搬し又は自から工場の工事に勞働し以て非常の大工事を成すものに彷彿たりと云て可ならんか即ち豊臣氏の大坂城徳川氏の江戸城及び日光の建築其他諸大名の居城の如き何れも此方法により成功したるものにして往古埃及の三角塔支那の長城も固より同一轍の法を以て成りたるや明なり唯古代專制の痕跡として見る可きのみ然るにこの時代一度去りて人の勞働に價を生じ經濟社會に勤勞報酬相伴ふの時代となれば一舉一動錢の問題に入るが故に絶大の工事を起さんとするには幾數年間幾百萬人の勤勞

これに報ゆるに錢を以てせざるを得ずして斯る莫大の費用を人民より集め又これを散じて以て不念の土木に費すが如きは經濟の定理に於て許さざるが故に此の時代に於ては古風絶大の工作は行はれざることゝ知る可し然れども世運更に一步して人智の進歩と共に器械利用の道を開き人力と時間とを省き得て然も其功は古に百倍するの妙技を演ずるに至れば絶大の工事再び起るの時代到来したるものにして西洋諸國の今日即是れなり先年米國ブルツクリンの鐵橋の落成又目下建築中なる世界古今第一と稱する佛京巴里の高塔の如き何れも近代絶世の大工事にして器械力發達の徴候として見る可きものなり之に依て是を觀れば世に絶大の工作起るべき時節は人の勞役に價なき世と器械の力能く人勞と時間とを省くの時と此兩時代に在りて其中間なる一方に勞役の價を生じて而して未だ他の一方に器械力の行はれざる時は經濟上の定理として大工事の起る可らざる時運と知る可し此觀察にして果して違ふことなしとして扱今我日本の有様は如何と云ふに勞役に定價なき封建の舊時代は既に去りて器械力發達の新時代は未だ來らず恰もその中間の時期に在るものなるが故に今代に絶大なる建築工事の起る可らざるは國の時運にして經濟の定理の命ずる所なれば人力の争ふ可き限りに非ず我輩の窃に信じて疑はざる所なれども人事の實際は然るを得ず遺憾に堪へざる所のものなり例へば近來我政府にては頻りに建築の事に忙はしく國會議事堂の建築と云ひ諸官署の工事と云ひ頗る宏大なる計畫あるものゝ如くなれども我輩が前陳の觀察をして誤ることなからしめなば今の日本は最も建築に不適當なる時代にして如何に國力を盡して此に従事するも其全成を見るは蓋し覺束なきことならんのみ故に今日若しも完全の工事を望まんとならば今の日本を封建の昔に繰返し租税の金納を改めて米納となし百姓に課するに賦役を以てし無代價の勞役を使用すること封建君主の如くなることを得ば或は其望を達することもあるべしと雖も苟も然らずして勞役報酬の關係は今の

經濟の文明法に従ひ現金を以て木石を買ひ入札を以て工事を請負はしめ無數の大工左官石工土方を役使して其一日の勞に酬るに何十錢の錢を以てし一手一足の力を集めて古今絶大の工を成さんとするは鍋釜の鑄物師を集めて大砲の鑄造を命ずるに異ならず假令へ工學士の指示するあるも器械の用法行届かずして工事の遅延するのみか費用にも亦堪へざるの恐ある可し故に今日の建築事業をして唯臨時局面の事のみ止めその大成を他日に期するものならしめば兎も角も若しも然らずして大にその完全を望まんとならば他日我國の氣運更に進んで大に官民の資力を増し器械を使用すること西洋諸國の如く盛なるの時期を待つの外、手段なきことならん封建君主の時代固より返る可らず我輩は第二の時節到来を待つ者なり（明治二十一年六月二十三日）

七月 四 日

本日は年の七月四日北亞米利加洲合衆國獨立の大祭日にして同國に於ては都鄙到る處に之を祝せざるはなし毎戸業を休み宴を張り煙花祝砲歌舞演説その賑は一年中の一にして全國同一色の樂日と云ふも可なり右は前年我日本人も彼の國に於て親しく目撃し又彼の國人の言にも傳聞せし所のものなりしが二十年來次第に趣を改め獨立大祭日の賑は年々に衰微して今の人氣は却て五月三十日の全國回向日（デコレーション、デー）を重んずるもの、如し抑も此回向日とは今を去ること二十七年、千八百六十二年合衆國の南部と北部との間に政治上の争端を開き四年間の大戦争に三十餘州は修羅の街と爲り雙方の戦死病死者は何十萬の數を知らず全國隨處古戰場ならざるはなく又死亡者の墳墓あらざるはなし然るに此戦争は北部の勝利に歸して事全く治まり萬民復た恒の業に就て敵と味方に宿意を挟む者なく其淡

泊なること恰も洗ふが如しと雖も唯憐む可きは雙方の死亡者にして百名の一隊に八十は討死して二十人は生残りたるあり家に父母妻子を遺して依る所を失はしめたるあり死者死するも瞑せざる者多かる可し苟も同國同胞の兄弟姉妹として之を黙々に附するに忍びずとて是に於てか毎年の五月三十日を卜して全國回向日と名け各所の寺院會堂に於ては祈禱供養の儀式を催ほし又人民にては身躬から戰場に出で、生残りたる將校士卒は勿論、國中の老若男女誰れ彼れを問はず都鄙到る處に會同して追悼回向日の事を執行するの慣行を成したり其法は各地人民の思ひ／＼にて同じからざれども獨立大祭の如く祝賀歡喜の得意を示すにあらずして愁傷哀悼の情を表するものなれば往來の行列とて肅々として喧しからず回向日に重要な品物は花にして之を車に載るもあり手に携るもあり或はミリシヤの軍人などは小銃を肩にして銃劍の端に花を付け或は内亂の戰場に用ひたる古旗を持出して花もて之を飾りたるもあり凡そ是等の行列にして幾千萬人となく無限の人民が都鄙の街道を押廻り終に戦死者の墓所に至り其花を手向るの例なり今の合衆國に於て人氣の赴く所は専ら此回向日にして七月四日の祝日は恰も之に壓倒せられたるの姿なりと云ふ

右回向日の執行に就き最も我輩の注目する所は其事の由來、南北の戦争よりするものにてありながら却て之を心頭に掛けざるの一事なり戦争後の當分は或は南部の人民に曲を被る者多しと云ひ或は北人は戦勝の勢に乗じて政治上の利を專にするなどの世論もありしかども唯是れ一時の風雨にして今は全く其戦争の理非勝敗を忘れ、北とも云はず南とも云はず況んや勝敗の榮辱等に於ては之を口にする者なきのみか心に思ふ者もなく何れが勝たるや何れが敗したるや全く之を知らざるもの、如くにして其心事の淡泊なる傍觀者をして轉た快爽を覺えしむるものあり即ち回向日を執行するにも全く南北人の區別なく南人の花を北人の墳墓に供し北人は南人の墓前に泣くが如き今の米國人の眼中に南北な

し唯國を共にする同胞人の不幸を弔して追悼の情を表するのみなりと云ふ回向の事實に現はるゝこと斯の如くなれば他の人事政治に於けるの情も亦推して知る可し政治上の人を擧げするにも又は官私の事業に吏人役人を採用するにも固より南北の如何を問ふ者なく唯政治上の主義を以て人を黜陟し以て天下の民心を結合するは畢竟合衆國人の公德に富むものと評せざるを得ず抑も東西國を殊にして習俗を別にすれば政治に異同ある可きは無論のことにして殊に我日本の如きは立君の帝國これを合衆國に比す可らず彼れは彼れたり我れは我れたり厘毫の關係なきものなれども一國內亂の後に往時の事を忘れ民心調和して相互に確執の念なき一事は我國と雖も合衆國の如くならんことを祈らざるを得ず我王政維新も殆んど合衆國の内亂と時代を同ふして既に二十年を過ぎたるものなるが日本國人は果して能く當年の事を忘れて其事の理非、その戦争の勝敗を度外に置き今日に於ては官軍とも云はず賊兵とも云はず唯その死者の死を憐むのみにして雙方に輕重する所なきか、死者に對して輕重なければ生者に於ても亦然らざるを得ず維新の功勞即ち戰勝の手柄は舊藩の専有など云はざるか、其功勞の餘光を以て今日尙ほ其藩人の身を輕重するの痕跡はなきか、官途に人を採用し又は在野の人を待遇するにも其舊藩名の何たるを問はざるか、凡そ此種の問題は日本國の政治上に人事上に大切なる箇條にして我民心調和して確執の念なく活潑洒落なるに於ては既に已に度外に在る可き筈なれども二十餘年の久しき尙ほ之を忘るゝ能はざるのみか殊更に之を想起さしめんとして力を盡すが如き奇談もあらんには我輩は之を視て日本國民の公德に乏しきものなりと認めざるを得ず家を治るに私徳を以てし國を守るに公德を以てす我輩は其公德の進退を見て國の盛衰を卜せんと欲する者なり偶ま七月四日米國の祝日に逢ひ記事の筆餘我國事に論及して讀者の聽を煩はすのみ（明治二十一年七月四日）

芝居改良の說

第一

芝居改良の談は昨年の頃世間に喧しかりしが是れも一時のことにして近來は大に鎮まりたるが如し思ふに曩の改良談は改良の劇しきものにして今の劇場は日本流の舊物なり之を毀て煉瓦石造に改築せざる可らず、日本芝居の脚色は本來無學無識なる作者の腹案に出でしものにして思想都て卑淺なれば高尚なる西洋流に従ひ大學者先生の趣向を用ひざる可らず、日本の芝居に男子が女装して女の役を勤るは不倫の嫌あり故に女の役は女にて勤る西洋風に倣ふ可し、又開場の時を畫にしては忙しき文明の人事を妨るが故に必ず夜芝居と定むべし、又場内に衆觀客の群集すれば空氣を腐敗せしめて健康に害あるが故に氣通に注意して建物を構造す可きのみならず開場の時間を短くして此害を避けざる可らずなど云ふ丁寧至極なる議論にして一應は尤ものやうに聞えたれども當局者の身と爲りて考れば芝居も亦是れ人間世界の營業にして然かも其業は人情に訴へて客を引き其際に利するを以て本色とするものなれば改良の議論は如何に美にして其注意は如何に丁寧なるも今の日本の經濟と人情とに訴へて許さざる限りは暫く之を無用の空論として視る可きのみ例へば前に云へる如く今の劇場を不完全なりとて之を西洋流の煉瓦石室に改築せんか巨萬の建築費を償却する其金の由て來る所は看客の囊中より外ならずして其客の貧富を平均すれば芝居見物の爲めに散財の餘力ある者は甚だ多からず今日にても見物料の高下に由りて看客の多少あるは紛れもなき事實にして俗に云ふ安芝居の流行する時代なれば見物に錢を費すこと多ければ其芝居は繁昌の目的ある可らず繁昌の目的なければ劇場建築に大金を費さんと

するも亦叶ふ可らざることなり故に今の有様にては無盡蔵の金を用れば格別なれども苟も商賣の計算に従ふときは先づ従前在來の建物に満足して會計の許す限り徐々に改良を施すの外なかる可し

又日本芝居の脚色は學者の作に非ざるが故に其意味卑淺なりとて之を改めんとするの説あれども是亦一概に信す可らず凡そ世の中の事には上下左右兩方の極端あるものにして其極端に至れば善も惡も共に宜しからず、日本流の芝居に何の意味もなく餘り馬鹿げた事を演じ且つ其淫醜に過る所などは所謂極端に達したるものにして之を見て面白くないのみか苦しきことさへあれば改良論も至極尤もなれども又一方の學者論に芝居を以て直接に人事世教に利用せんとするの考も大間違にして困却の至りなりと云ふの外なし一度び心に斯る空想を催ほすときは奇談珍説の生ずること常に少なからず甚だしきに至れば劇場は勸善懲惡の具にして俳優は徳行の教師なりなどて之に命するに思の外の高價を以てし既に去る頃にも東京の芝居の仕組に惡人が何か非道無慈悲なる舉動して夫れなりに幕を終り他の狂言に移りければ或人が之を見物し惡人が惡事をしたまゝにて其始末を付けずとは宜しからず是非とも今一幕を足して其惡人を殺して仕舞へとて大に理窟を述べたりとの奇談あり畢竟或人は芝居を利用して人を教えんとの熱心よりして斯る奇談にも及びしことならんなれども本來世間の人が之を見物するは唯快樂の情を慰るまでのことにして其趣は花鳥風月を樂しむものに異ならず然るに此快樂の中に始終理窟を調査して脚色の顛末を整理し役者も亦その氣取りを以て四角八面に藝を演ずるが如きあらば其殺風景なること如何ばかりなる可きや墨堤の花を觀ながら本草を語り仲秋の月を眺めて天文を講ずるに異ならず斯る芝居に見物人は先づ以て皆無なりと覺悟せざる可らず故に此邊は何れにも極端に至らざるを旨とし改良を謀るの要は種々様々に脚色の新工風を運らすに在るのみ斯く工風を運らす中には社會の人心こそ

是非の裁判官なれ、如何なる趣向にて大入を得たり、如何なる仕組にて外れたり、彼の時は上等客を悦ばしめられたれども下等には不向なりしが今度は之に反して上客は少なかりしなど能く之に注意するときは人文の進歩と共に脚色も亦進まざるを得ず芝居は獨立して改良す可きものにあらす唯人文の進退に従ふものと知る可し然るに爰に芝居の爲めに幸なるは封建の時代に大名高家は勿論その以下にても良家の子女に芝居見物などの沙汰は甚だ少なく何となく遠慮する有様なりしに維新以來は大に其風を變じて次第に上流の看客を増したるに付ては脚色も餘り賤劣醜にては客の意に叶はざるが故に自然に其風を改めて何れかと云へば漸く高尚の方に進むもの、如し其證據には三十年前の脚本を取て之を今日のものに比較したらば前後著しき相違を見る可し即ち前年の芝居は下等社會のみを相手にしたることなれども今日は上等客の所望をも等閑にす可らざるが故に然るのみ此自然の成行に任せたらば今後とても退歩の心配はなかる可しと我輩は之を信するものなり

第二

又日本の役者が男子にして女装するは不可なりと云ふ議論に至りては我輩は唯これを西洋癖の愚として一笑に附するのみ成るほど西洋の芝居には男女その性に從て藝を勤るの風なれども日本は則ち然らざるのみ、是れにて何の故障あるや如何に西洋を眞似すればとて數百年來我役者に固有する男子女装の藝を棄てしめんとは無稽も亦甚だしきものなり假に古來日本の芝居は男優が男役を勤め女優が女役を勤むるの風にして顧みて西洋諸國の芝居を見るに男子が女装して女性の眞に迫るなどの評判あらんには眞似主義の論者は何と云ふ可きや扱々西洋なる哉西洋の芝居にて俳優は悉皆男子より成立ち常に劇場に男性の藝を演ずるのみならず女性の藝をも男優の勤る所にして婦人の衣裳容姿、装ひ

得て眞を欺き彼の國情に不案内なる外國の人などは之を見物して男優の女裝なりと説明せらるゝも尙ほ疑を懐くほどの次第なり又此上にも奇なるは一男優にして時に男子と爲り又時に女子と爲りて剛柔二様の藝を演ずるのみならず其最も巧なるは容貌優しき妙年の一婦人が姿を亂だして遽たゞしく走り來り、助けを呼びながら逃れて樹蔭に入れば跡より逐ひ來る者は天魔妖怪とも名く可き大惡漢にして逃ぐるを逃がさじとて尾して之に付き纏ひ樹蔭を楯にして一出一没正しく兩者の間の紛擾なるに何ぞ料らん逐ふ者も逐はるゝ者も同一優の藝にして其樹蔭に入りたる瞬間に男女の扮装を變じたるものなり凡そ是等の趣向にて老婆は美少年に變じ、毒婦は貴公子に化し、處女と見えし者が忽ち老僧と爲り、廊下の侍女が殿上に登り帝王を扮するが如き其變裝の速にして巧なる唯神變不思議と評するの外なし即ち彼の國俳優の早替りとは此事なり之を我日本國の役者が男子にして男子の役を勤め女子にして女子の役を勤め單に其天性の姿を現はすのみにして更に奇變の見る可きなきものに比すれば其技倆の優劣天淵も管ならず實に日本の役者の如きは唯是れ木片石塊と云ふ可きのみ蓋し西洋の文明開化は廣大にして俳優の域に及び正に其微妙に達したるものなれば我國に於ても開明の主義に従て演劇を改良せんとらば男優女裝の新法を求めざる可らず之を求るには我役者の優等なる者をして彼の國の梨園に學ばしむるか若しくは佛蘭西等より教師として名優を雇入るゝ外ある可らず云々とて騒立るや疑ある可らず然るに今の實際に於て我國の男優が男女の兩技を兼るものあれば眞似學者は之を默々に附し更に賞讃の言なくして却て其固有の妙處を棄てしめんとす我輩は之に同意せざるのみか我役者をして益々其女役の藝を研究せしめ以て我梨園獨歩の長技多藝を誇らんと欲する者なり

又開場の時を夜にして人事を妨ることなかる可しとは自から一説にして全く非難す可きにあられども我國の文明は至極氣樂にして子女輩は勿論屈強の男女にも閑散なる樂人は甚だ多し毎日見物する芝居にもあらず月に僅に一二回終日を費すも苦しからずとて却て晝の方を好む者もある可し詰まり人氣次第の事なれば夜にても晝にても客の多き方を撰で之を定む可きのみ、晝芝居にして不繁昌ならば興業なかばにして試に夜に變じ或は夜芝居を晝に改めて試る可ともある可し

又見物の群集にて空氣を腐敗せしめ健康に害あるが故に空氣の流通をよくして且つ開場の時間を短くす可しとは甚だ理あり流通の點に注意して建物を構造するは飽くまでも賛成する所なれども空氣の腐敗を恐れて開場の時間を短くするとは少しく解す可らざるが如し我輩敢て開場時間の長きを好むにあらず故に日本芝居の狂言は餘り長きに過ぐるものなれば其仕組を短くして早く局を結ぶやうにす可しと云へば尤もに聞えて世間にも時として其論なきに非ず唯多年の慣行にて作者が結局の短き狂言を面白く作るに苦しむしなれば追々には短くして面白き妙作も出来ることゝして其時節を待つ可きなれども今日尙ほ其邊の用意も整はずしてありながら空氣の腐敗一偏の故障よりして開場の時を限り之が爲めに脚色の全面を現はすに由なく此處を削り其處を省き前後顛末の意味不通にして恰も芝居を片輪にしたるが如きは殺風景なりと云ふ可し抑も空氣の流通論は我輩も知らざるに非ざれども廣き人間社會を見れば芝居の如きは僅に一小部分たるに過ぎず全國諸鑛山の鑛夫の如きは特別として差置くも東京神戸長崎箱館等に往來する汽船の上等客は如何すべきや時としては牛豚と雜居し海上穩かならざれば相客の不潔を見て臭氣に打たるゝこともあらん斯る空氣の中に何晝夜も眠食すれども腐敗氣の爲めに特に病を得たる者あるを聞かず左れば衛生の爲めに空氣の腐敗論は十年も二十年も人の住居する其土地の性質方角その家の構造等に係ることにして一時の不完全は深く心配するに足

らず況して今の東京の劇場の如きは程々に流通の注意も行届き又自在に出入の便もあれば斯る場所にて何時間見物すればとて何の害を爲す可きや之を勝手に任して可なり或は市中の裏店住居の者等が芝居を見物したれば己が住居の空氣よりも却て芝居場中に空氣の新鮮を感じるの奇談もある可し故に我輩は開場時間の長短に付き脚色の點より之を論じて見物人の倦むと倦まざるとに注意するは必要なりと思へども空氣論を根據にして時間を限らんとするに至りては一種の少年學者論として同意するを得ざるものなり

第三

芝居の脚色開場の時間等のことに關しては前節に之を記したれば是れより以下は芝居の内部に就き其事務の如何を論ぜんに我輩の所見に於て改良を祈るもの甚だ少なからず日本の芝居は全體の割合に價の高きものなり其價高くして見物人は多しとあれば利益する事業にして座主も役者も豊なる可き筈なるに實際は之に反し何れの地方にても芝居の座主役者に富有の者少なく殊に東京の芝居の如きは常に貧乏を訴へ之が爲めに萬事意の如くならず役者にして藝を研くの暇さへなしと云ふほどの仕合とは不審なるに似たれども自から其理由なきに非ず尙に案するに日本の芝居の起源は元と藝人の好事に出で、必ずしも其藝を賣て生計の錢を取るの趣意に非ず俗に云ふ道樂の事にして本人が道樂なれば世話人も亦その道樂を共にし見物人より錢を取れば其錢も亦道樂に使用し道樂と磊落と同様の意味にして何の規律も約束もなく唯面白く世を渡るの境界より次第に進步して幾久しき年月の間に盛なる芝居の體裁を成すに至りたれども大本の起源が無規律に生じたるものなるが故に其習慣は容易に改む可らず殊に會計の一事は磊落と伴ふ可らざる性質のものにして其磊落いよ／＼面白ければ會計はいよ／＼不取締と爲り以て今日の困難に陥りたるものなる可し

(江戸の芝居に長唄清元等の囃方は元と舊幕臣の隠居などが尙に出席したるものなりと云ふ固より銘々の好事道樂にして錢の爲めに非ざるや明なり此一事にても日本芝居の事情を知るに足る可し)興業の中り外れは時の運なりとして數十年の間に中り外れの數を平均して綿密に統計したることもなく悠然として安んじ決然として進み中れば則ち梨園は天上の樂園に變化し座主も役者も共に得々として末社の者共も亦その澤に浴し殆んど私有の別も分明ならずして愉快に之を消費するは道樂磊落の楽しみなれども中るあれば又隨て外れざるを得ず即ち地獄極樂の劇變にして梨園は窮鬼の伍を成し唯金主を求めて借財に依頼するの外更に方便なき其金主は如何なる者ぞと尋れば即ち高利貸の山師なり如何となれば會計の寒暖、計り難き梨園に金を貸すは自分も其危險を共にするの道理なるが故に苟も危險を帶る貸金には高利も亦當然なればなり是に於てか座主は芝居の利を專にするを得ずして恰も其一半を擧げて金主の懷を温め之が爲めに梨園の全體に冷氣を催ほすは免かる可らざるの數なり抑も芝居の借財は古より珍らしからざる事なれども近年に至りて特に其借財の爲めに苦痛を感じるの甚だしきは現行の法律に由來するものなりと知る可し在昔徳川の時代なれば芝居の興業に高利の金を貸し返濟滞りとして町奉行所に出訴することあれば奉行所は其證文を見るよりも先づ事實を糺問し徳義上に於て金主を不當なりと認めれば其者を例の白洲に呼出し其方は何年來何程の金を何某に貸渡し實際借方より請取たる金高は既に元金を超過して幾分の利益を得たる勘定なり然るを借用の證文あればとて妄に出訴して奉行所を煩はす段不届の至りなり訴訟は取上げに相成らず、下れと奉行の一言は即ち法律の效を成し以て高利貸借の不都合を調理したることなれども今や法律は情實を問はずして證文の文面こそ貸借の證據なれば一度び高利を借用するときは其高利に高利を附けられ利子利孫の次第に繁殖して其速力の疾きこと駿馬に鞭て坂を登るが如く忽ち大負

債の嵩山を成し梨園の膏血を竭して驟冷に沈む者さへなきに非ず畢竟座主役者の輩が徳川時代の殘夢中に眠り近事の法律を知らざるの罪なり

左れば今日に至りて改良の要は芝居の當局者たる座主も役者も漸く磊落の氣風を脱して商賣の主義に近づき道樂を轉じて正業に歸するに在るのみ當局者にして一度び此邊に思得たることもあらんには其營業を以て身を立て家を起すは決して難からず如何となれば日本の芝居は所得の薄からざるものなればなり況んや俳優の優等なる者は日本一と稱し千兩役者と呼ばれ其眞實は兎も角も世人の評する所にて他人の得て争ふ可らざる技倆を專にするに於てをや實に其道に於ては日本國中の大家と云ふの外なし此大家にして其家は則ち貧なりと云ふ畢竟祖先傳來の遺風にて人事に迂闊なるの罪なれば今にして早く其圖を改るは我國梨園の爲めに急要の事なる可し若しも然らざるに於ては今日幸にして彼の高利の苦痛を免かるゝことあるも更に第二の高利に窘めらるゝや必然の勢なり到底芝居の興業に高利の資金の粘著する間は當局者が如何に辛苦勉強するも徒勞に屬して永久の目途ある可らず文明の風潮は險はしきものにして磊落の愉快を許さず道樂商賣を以て自から安んずるの時代は既に過ぎ去りたることゝ知る可し

第四

又芝居の事務に付き第二の改良を要するものは客より錢を取るの法なり東京の芝居にて大木戸より入る者は多くは下流の客にして見物の定價を拂ふの外に少々割合の高きものを飲食するか又は周旋人共へ聊かの茶代を投與するに過ぎざれども是れより以上の上客は大抵皆芝居茶屋に由らざるはなし然るに此茶屋なるものが見物の周旋するに公然周旋料を取らずして茶代の多少を客の意に任じ思召次第とて表面に淡泊の風を装ふ其有様は昔年の醫師が病家に對して

診察料の厚薄を云はざりしものゝ如くなれども病家が其家の體面を張り又醫師に治療を托するの熱心に從て必ず金に熨斗して診察料を呈するに等しく芝居見物の客も亦おのゝ其身の輕重もあり又棧敷の好位地を得んとするの熱心よりして茶代の事は定式の慣行と爲り其茶代いよゝ厚ければ周旋も亦いよゝ丁寧に行届き上々進んで際限ある可らず客の身と爲りて無暗に大奮發も馬鹿らしく左りとて餘り冷淡なるも場所柄に對して吝嗇の嫌ありとて其間に多少の思案を勞するのみならず茶屋の方にも同様に心配を催はし客の囊中と心中とをトするは甚だ難くして時としては意外の僥倖に逢ひ又時としては大に失望することもあるよし又茶代よりも更に面倒なるは見物中茶屋より種々様々の酒肴茶菓を客に進るの一事にして其趣は醫師が無用の藥劑を病家に賣付るものに異ならず隨分煩はしくして往々客の厭ふ所のものなり是等の事情を遽に一見するとき芝居茶屋の利益は非常なるが如くに思はるれども實際は決して然るに非ず茶屋も亦是れ道樂商賣の一部分にして他の商賣社會に對するの信用厚からず、資金を借用すれば高利に苦しめられ、物を買へば其價高し且つ一所の劇場を中心にして之に附屬し一年中の興業三四箇月の間のみ營業して残る八九箇月は全く坐食の姿なれば假令へ其營業中に大に利することあるも之を平均するときは決して香ばしきものに非ざるを知る可し左れば茶屋の茶代も其飲食の價も無理ならぬ事情に生じたるものなれば看客の方に於ては茶屋に食らるゝ其金をも見物料の一部分として視る可きなれども左るにても今後人事の風潮に伴ひ芝居興業の事も漸く商賣正業の姿に變遷せしめんとするには其業を營んで價を收るの法も亦明白を旨として曖昧の手段を用ふ可らず故に芝居の見物料として客より拂ふ可き金は正當に拂はしめ、其周旋の爲めに茶屋の人手を煩はすことなれば公然と其周旋料を促す等すべての取扱振りを次第に商賣風に改めて事を簡易にすること近年の醫師が謝禮菓子料の舊習を廢して藥價診察料

の簡易法に改めたと同様ならんことを願はしけれ但し此事たるや至極困難にして改革の際に無限の差支もあらん我輩の推察する所なれども今の人事の方向に於て當さに斯くある可き筈なれば早晚必ず率先者を出現して面目を改るの日ある可きや疑を容れざる所なり

又梨園社會の風俗卑しくして世に輕蔑せらるゝは古來の歴史、世間の慣行等その原因一にして足らずと雖も俳優等が今日尙ほ道樂商賣の餘臭を脱すること能はずして恰も其身を自暴自棄の境界に置き正當の生計を忘れて錢を浪費し隨て他人の錢を貰ふに無頓著なるが如きも原因中の一箇條なる可し元來謂れもなく人に錢を與ふるは失禮にして之を貰ふ者は鄙劣なれども古來の習俗に看客が最眞の役者に祝儀を與ふるは尋常一樣の事にして雙方共に怪しまざるの風なり今その然る由縁を尋れば役者の給料少なくて身を立るに足らざるが故なりと判斷せざるを得ず故にこの流弊を洗ふて役者に地位を得せしめんとするには芝居興業の事務を整理して會計の基本を堅くし勉めて無用の人を省て有用の者に給料を厚くし其者共をして謂れなき祝儀の金に依頼するが如き苦界を免かれしむること肝要なる可し一度び依頼心を脱するときは假令へ看客の好意を以て財物を贈ることあるも其間に多少の禮儀を存して稍や尋常社會の交際に近づくを得べし即ち役者の體面を重くするものにして自から芝居全體の地位を高尙に進むるに足る可し其地位高ければ興業の所得も増加して詰る處は役者の利益たる可きことなれば事務の整理に由り役者の生計に獨立は決して難きに非ざる可し又序ながら役者の私を謀れば富貴の家に招かれて一座の藝を演じ兼て定め報酬を取るも一策なる可し書家畫工の揮毫、辯士の演説皆その報酬あらざるはなし日本に於ても既に斯の如し況して西洋諸國の如き學者の講義演説に付て價を論ずるは品物の賣買に異ならず然るに日本の役者に限りて席上演技の事少なきは蓋し古來の習俗に於て

高門に役者の出入を許さざりし餘風の尙ほ存するものならんれども今日と爲りては最早その邊に怪しむ者もあらざれば藝ある者は其藝を呈して正當の報酬を申受け謂れなき祝儀などは勉めて之を謝絶すること獨立の事なる可し以上は我輩が今の日本の人情と經濟とに訴へ又今の梨園社會全體の風を視察し實際に行はる可しと思ふまゝを記したるのみ本來演劇の改良に就て論ずるときは所望の點甚だ少なからずと雖も今日は唯漸進の初歩に満足するものなり讀者若し此一編を通覽して記者の改良論は尙ほ未だ盡きざるものと認められなば幸甚のみ（明治二十一年十月九日より同月十五日に亙る）

官廳下馬下乗の制限

昨日の官報内閣訓令に自今各官廳門内に於ける下馬下乗の制限は該官廳の便宜に任すとあり此令たるや細事に似て細事にあらず従前の法に従へば諸官廳の門を車馬にて出入するに奏任官を以て界を定め奏任以上は門内に乗込むを許して以下の官吏には許されず官吏にして斯の如くなれば平民は官吏に比して一段も二段も位の卑き者と視做され、勿論門外に下馬下乗するの慣行にして其慣行に従はざる者は門番に咎めらるゝの常なりしが今度の内閣訓令にて此制限を廢し官廳の便宜に任すとあるからには自今各官廳の門を出入する官吏は奏任官の以上以下を問はず乗車乗馬勝手たる可きは無論、卑き者と視做されたる平民にても亦同様に勝手たる可し誠に道理至極のことにして我輩は此訓令の發布を見て其美に驚くにあらずして却て其發布前の有様に驚く者なり抑も人生に重んずる私有生命榮譽の三者中最も貴きものは榮譽にして其榮譽は人權の伸縮に關すること甚だ少なからず凡そ日本國民として自家の生計に差支なき限り

は馬に乗るも可なり車に乗るも可なり又これに乗れば凡て日本國人の行く可き處に行く可らざるはなき筈なり即ち人權は日本國人一様にして厘毛の輕重ある可らず明白至極の道理にして彼の車馬に乗り其行く處に行くは人權部内の事なればなり然るに政府の官吏中に奏任官以上なる者が等しく日本國民にてありながら獨り此人權を殊にして他の同國民の車馬にて行く可らざる處に行き雙方の間に恰も上下尊卑の界を設るが如きは實に驚駭に堪へざる次第なり是れも單に官廳部内の内規にして奏任官は云々判任官は云々とて官吏と官吏との間に規律を立ることなれば吾々人民の目より見て官廳一家の私事と認め曾て痛痒なしと雖も官廳は國民に對する公の官廳なるが故に人民の身として之を度外視せんとするも得べからず例へば某家の主人が其親戚を重んじて他人を輕蔑し親戚なれば人力車に乗て玄關まで苦しからざれども他の來客は都て門外に下乗す可しと云ふ者あらば世人は之を目して禮を知らざる者と爲し其無禮を咎るにあらざれば之を度外に置いて交を絶つ可し故に従前諸官廳の門に下乗下馬の制限ある等都て官尊民卑の風景は人民の素より快しとせざる所にして少しく氣力ある者は之に近づくことを爲さず官吏社會に接すればこそ不愉快も感ずることなれ、彼れは彼れたり、我れは我れたり各々適意に運動す可しとて恰も絶交の覺悟を定めたる者も多しと雖も扱日本國法の下に立つ者は時に或は公の義務とし官廳に出頭するの要ありて之を度外に置く可らず、之に出頭せんか貴重なる人權の榮譽に傷くるを如何せん、左ればとて出頭を拒んか日本國民たる義務を如何せん、進退甚だ當惑の次第にして先づ以て病氣に付き代人などの窮策に依頼し姑息ながらも其場を遁れしことなりしが今度の一令は日本國民の爲めに多年不愉快なりし雲霧を拂ふて其驚駭を鎮靜したること目出度けれ但し官尊民卑の外形に顯はれたるものは單に下乗下馬の一事のみに非ず他に之を計へて枚擧に追あらざる程の次第にして在朝の當局者が仔細に之に注意して發見す

るもの多かる可し我輩は政府に向て政權分與の事を喋々するよりも寧ろ政府をして人權の重きを知らしめんと欲する者にして獨り人民の私のみならず政府の爲めを謀りても政權の維持こそ大切なれども人の私權を重んずるは施政に害なきのみならず一國全體の重きを成す所以なれば特に之を論ずるのみ

右の次第なれば今後政府は漸く國民の私權に注意して人民に自尊の餘地を與ふることならんに付ては我輩は人民の方に向ても一言せざるを得ず凡そ自尊自重なるものは他と共に尊重なるの謂にして獨り自から尊重なるを云ふにあらず尙ほ況んや他人を輕蔑して自から得意なるが如きに於てをや決して自尊自重の旨にあらざるなり近年民權などの議論世に流行してより民權とは威張るの義なりとて少年にして老成人を凌ぎ人民にして官吏を侮辱する者なきにあらず假令へ或は侮辱までに至らざるも官民の交際甚だ褻々しくして時としては無禮講など稱し半公半私の席に於て紳士の禮儀を紊り官民共に其品格を壞りて遂に却て人民の重きを失ふが如きは我輩の往々見聞する所なり君子の事に非ず、左れば政府が自ら悟りて官尊民卑の弊を厭ひ大に其針路を變ずるも人民は之に乗することを爲さず身自から重んずると共に官吏は官吏として之に至當の禮を表し到底雙方相對して互に輕重する所なければ以て足る可し彼のむかしの平民が帶刀を許されたり淫漫に威張り廻りて却て世の嘲を取りしが如きは我輩の最も悲しむ所なり故に今度平民が官廳の門に乗馬乗車を許されたりとて官廳に對するの禮儀は決して之を忘る可らず官廳の尊きが故ならで車馬の上にいる紳士その人の身の尊重なるが故なればなり平民に官門の乗打御免と聞き厩別當が旦那の迎に馬に鞭て表門より驅込み主人も別當も平氣なるが如き奇談もあらんかと思ひ念の爲めに一言を贅するのみ(明治二十一年十一月十七日)

明治二十二年篇

本篇の概説 二月十一日憲法發布せらる。「時事新報」は左の豫告の如き趣意を以て

我日本に國會を開設するは實に開闢以來の盛事なれども凡そ人間社會の事は其起るの日に起るに非ずして遠く原因の存するものあるを常とす此原因の事に付ては福澤先生曾て深く見る所のものあれば今度憲法發布の機に際し一應拜讀の上平生の腹案を筆記して日本國會緣起と題し明十二日より續々數日間の社説に掲載す可し蓋し事の緣起由來を詳にせざれば其精神を窺ふに由なし國會緣起の一編は我帝國議會の精神を知るの一助たる可し

翌十二日の紙上より「日本國會緣起」と題し九回に亙る長篇の社説を掲載し日本國會の開設に關する由來を詳述し其前途を祝福した。○憲法發布の當日文部大臣森有禮兇漢のために刺殺せらる。其後任は一時陸軍大臣大山巖が兼任した。○久しく民間に在りたる後藤象二郎は前年來大同團結を唱へて國中に遊説運動してゐたが、此年三月政府に入つて逕信大臣となつた。○大隈重信が外務大臣就任以來著手した條約改正談判の漸く進行するや世間に贊否の議論を生じ、當局者を支持する改進黨は改正斷行を主張しこれに反對する自由黨其他の政論家は中止論を絶叫して論争次第に強烈となり、政府内にも亦反對論を唱ふる者あつて、朝野の議論甚だ盛なる其最中に、豫て歐米巡回中の山縣有朋が歸朝した。然るに樞密院議長伊藤博文は條約改正中の或條件に不服を唱へて辭表を提出し朝野大騒動の末、十月に至り改正談判中止となり、大隈は同十八日退朝の途中、壯士の爆弾のために負傷した。次で黒田内閣は辭職して内大臣三條實美が一時總理を兼任し十二月に至りて山縣内閣が組織せられた。十二月の「時事新報」に掲げられた「條約改正始末」と題する長篇の社説は「福澤全集」第八卷に收めてある。○此年南米ペルーの金鑛採掘の目的を以て我國の紳士紳商等十數名がペルーの商人某と共同して日秘鑛山會社と稱するものを組織した其計畫は非常法外の利益あるものゝ如くなるにぞ、「時事新報」はこれに就て發起者に警告するところありしに、此計畫は果して鑛

山學士田島某と某外商との詐偽行爲なることが後に至つて暴露し、發起人等は損失を蒙つた者が多かつた。

【參照】此年間に「時事新報」に發表せられた長篇社説「日本國會緣起」「國會準備の實手段」「條約改正始末」は「福澤全集」第八卷に載せてある。

政治外交

内閣更迭の慣例

國會開設の後民間の政黨が勝を議場に制して内閣更迭の場合に至るとせんに其方法は如何にして宜しかる可きや從來我國にては二三の大臣が辭職又は轉任すれば世間にては之を内閣更迭と名づけたることなれども現任の内閣員が悉皆その職を辭して他に譲るが如きは未だ其例を見ざるのみならず元來内閣一新の事たるや西洋の立憲國に於ても其慣例種々様々にして一定の法式あることなく先づは其國々政治上の習慣に由來するものゝ如し左れば今後我國に於て斯る新陳交代を催ほすこともあらば實に未曾有の異例にして之を手始めとなし永年の慣例ともなるべきものなれば最初の更迭は最も其方法を謹みて後日の俑を作らざるの注意專一なるべし世人の知る如く英國の政治は今の世界に立憲制度の最美と稱せられ後進諸國の倣ふて以て模範とする所にして其内閣の更迭は極めて圓滑の間に行はれ國會議場に於て現政府の信用、全く去るときは内閣員は打揃ふて辭表を國皇陛下に捧げ陛下は之を容れて更に反對黨の首領を召し新内閣の組織を委任するの例にして時宜に依り其内閣が議院には信用なきも全國一般の人心に猶ほ望ありと見込むときは國皇に奏請し國會を解散して議員の改撰を行ひ以ていよゝの運命を決することありと雖も是れは例外の例にして通例は内閣員舉て穩に其職を去るを常とし然かも其進退は唯政府の首領のみに止まりて各省の次官以下諸課の官吏に至るまで一人の變更なきが故に（英國にては各省二人の次官あり一人は内閣員として長官と進退を共にすれども一

人は永久其職に在りて事務に従事し政治上の變更には關係せざるを例とす）假令へ一年に幾回の更迭あるも官府の事務に毫も影響を及ぼさざるは英國立憲政治の一美制として我輩の艶羨、止まざる所なり然るに米國の慣例は大に趣を殊にし大統領の改撰あれば内閣は勿論、悉皆官吏を更迭するの風にして例へば前年現在の大統領クレヴランド氏が共和黨より撰まれて大統領となるや前大統領の任用したる合衆黨の人々を罷めて自黨のものを登用し官途全面共和黨の人のみとなりしが今回ハリソン氏の當撰に付き本年四月就職の上は米國の官吏社會は又も再び合衆黨の世となる事ならん以上二例の中何れを取るべきやと云はゞ我輩は無論、英國に左袒して今後我國の内閣更迭にも其慣例を襲用せしめんと欲する者なれども熟らゞ日本官吏社會の情態を察するに事の實際は却て米國風に近きの觀なきにあらず或は内閣員の長老は政論の勝敗に依りて進退を決し其地位を去ること敝履を脱するが如き洒々落落たる心掛もあることあらんなれども末流の官吏社會に至ては左様に淡泊なるを得ず此輩が今の官途に出身したる由來を尋ねれば維新前後より政府に入りたるもの過半にして或は戦争の功勞を以てし或は藩閥の餘蔭を以てする等何れも一種の情實緣故あらざるはなし中には全く一身の技倆才覺を以て半途より入りたる者も少なからずと雖も此者とても官吏社會中には自から一種の關係ありて某公の麾下、某伯の直參などの意味は實際に免る可らず例へば明治六年征韓論の破裂より時の陸軍大將參議西郷隆盛氏が職を辭して鹿兒島に歸るや當時政府の官吏にして西郷と進退を共にしたるもの甚多かりしは我の今に記憶する所たり今日の事體は固より明治六年に非ずと雖も若しも一旦内閣に破裂を生じて某々大臣は辭職の上袖を拂て郷里に歸るなど云ふに至らば官吏中その大臣と舉動を共にするもの必ず少なからざる事ならん左れば國會議場云々の事情よりして萬一も内閣の更迭を促すことあらんに當職の長老は淡泊に其地位を讓渡すの覺悟にても一般

の官吏社會には旗頭の大員と死生を共にするなどいふ如き氣風を帯び又これに代らんとする民間の政黨も恰も年來の怨敵に打勝たるが如き心地を以て末流の小官屬吏に至るまでも悉皆更迭せしめんとするなどの意氣組にては事甚だ妙ならず蓋し米國の如きも大統領の改撰毎に悉皆官吏を更迭するは其弊なきにあらずと雖も元來米國人の氣風として官吏も亦一種の商賣と見做すが故に其地位の去就を見ること淡泊にして商賣替も至て無造作なれども日本風は大に然らずして官に重きを置くこと甚しく役人の地位を以て譏譽榮辱の源となし其得失の爲めには死生の境に出入する者さへなきに非ざれば斯る官海の狂者流が内閣の更迭一大事なりとて死生の境を公然たる争に付するが如きあらば其結果は如何なるべきや之を未然に想像するも甚だ恐ろしき次第なり故に我輩の希望を云へば我國今後の内閣更迭は英國の慣例に依り内閣員のみ代謝に止めたき事萬々なれども凡そ政治上の慣例なるものは法律制度を以て之を作るべからず唯實際上の成行より來るものなれば此一事に於ては我輩は之を我在朝在野兩政治家の德義に訴へ未來永年の安寧の爲めに優しき慣例を遣さんことを祈る者なり(明治二十二年二月六日)

保安條例の廢止

昨今道路の風説に據れば來る十一日の憲法發布式は我國未曾有の盛典なるを以て同日その儀式の鄭重なるは申す迄もなく之と同時に特赦の令を發せられ一昨年保安條例に依て退去を命ぜられたるもの及び之が爲め罪を得たる者等其他大小の國事犯罪者には夫々寛裕の恩典あるべしと云ふ固より風説にして信を置くべきにあらずと雖も保安條例廢止は是れまでも屢々其沙汰ありて既に昨年中に退去の名籍を免れたる者も少なからざる程の次第にして今日の事態にて

は別に同條例を保存するの必要もなきが如くなれば今回の盛儀に就き特赦の恩典を別にしても同條例の廢止は時の宜きを得たるものなる可し

凡そ政治社會の變化は猶ほ天氣の陰晴の如く豫め計るべからず然り而して天候の變化は氣象觀測の法に依りて明朝の晴雨を今夕に豫知するの便を得るに至りたれども政界の様子は變化倏忽にして朝に夕を計る可らざるのみならず時としては事情錯亂混淆して容易に端視することさへ得べからず實と認めたるものも實際は虚にして虚と思ひたるもの却て實なることあり外面は無事太平なる内に恐るべき禍機を孕み傍よりは如何にも危険と見ゆるものも事に當れば案外に容易なるものもあるなど其虚實有無の間、甚だ曖昧にして當局者の迷惑一方ならず局に當る者は迷ふとは蓋し此邊の意味ならん左れば世の中に毫も怪しむに足らぬ事柄を誰れとはなく一人のこれを怪しむものあれば萬人その虚に同じ虚影忽ち實形と爲り實は怪しむ可らざる事にも萬人の見所にて既に怪しむべしと定まる以上は是非もなく世間一般に怪しむべき者と認めらるゝに至るは政治社會に随分ありうちの事にして之を名けて人心不穩又は時勢不容易と云ふ、事の實相は兎も角も人々の心に於て既に不穩不容易と認めたる上は致方なし政治家として世の治安を保たんとする者は之に應ずるの處置を施さざる可らず即ち臨機の處分にして政治家の氣轉は此邊に存するものなり或は其中には眞實、不穩不容易にして實際に危険なるものもあるべしと雖ども全く虚を認めて以て實となし或は其初めは虚なりしものが世間に認められて實を呈したるものもなきにあらざるべければ其始末は當局者の臨機の處分に任ずることとして唯願ふ所は其これを處分するに當りて十分の餘裕を心に存し虚實眞偽の間に在りて巧に判斷力を使用し進退都て鋭敏なる可きの一事のみ

抑も一昨年之暮に當り政府に於て保安條例を發し幾多の退去者を生ずるに至りたる次第は世人の猶ほ明白に記憶する所なるべし我輩は其處置之如何なる必要に出でたるものなるかを知る能はずと雖も政府に於て斯の如き果斷の處置を決行せられたるを見れば當時の勢その決行を必要と爲したる事情ありしことならん若しも果して其事情ありしならばその處置之如きは神速果斷、最も宜きを得たるものならん唯我輩は當時果して斯る事情のありしや否やを知る能はざるのみ然れども一昨年は一昨年なり今日は今日なり我輩を以て今年今日を見れば眞實に無事平穩の舊に復したるのみならず人々の感覺に於ても不安心の形跡は全く消滅して復た疑ふ可きにあらざれば當局者が當時に使用したる氣轉を今日に應用して反對の效能を收むるは臨機之處分として時宜に適したる政略なる可し況して今回憲法發布の大典を擧げらるゝに斯る條例の尙ほ存するは不祥の嫌なきに非ざれば旁々以て我輩は其風説の眞ならんことを願ふものなり

(明治二十二年二月九日)

森文部大臣の死去

森文部大臣は負傷の養生相叶はず遂に去る十二日の午後十一時三十分死して本日は其葬儀を青山の墓地に營むと云ふ誠に痛ましき次第にして我輩は獨り大臣一人の爲めに悲しむのみならず我國文明の爲めに有爲活潑なる一個の若政治家を失ひしを惜しむ者なり蓋し大臣を刺したる行兇人は西野某なる者にて其所業は一時の狂に似たれども生理上の喪心者にあらずして視聽運動等尋常の感覺を存したるは事實に於て明白なるが如し又この者が大臣に對して私怨私恨ありし跡も見えざれば彼れが斯くまでに決心したるは何か心に固く信する所の主義ありて大臣の所爲意見が其主義に反對するものなりと認め嫌忌憎惡の一念次第に増進して自から制する能はず遂に事の茲に及びたるものならん抑も大臣は少年の時より西洋主義の教育を受け近代改進黨の一人と呼ばれ又自からも任じたる人物にして平生の言行都て文明の流儀なるは勿論、これに加ふるに天性剛毅率直の氣に富み敢て他を憚らざるの風なれば古流古主義の眼を以て之を見るときは其言行時としては不愉快なることもある可し固より珍らしからぬことにして古今東西新主義の將さに國に行はれんとする時に當りては新古雙方共に多少の不愉快不満足なきを得ず唯この際に要用なるは雙方假令へ主義を異にするも互に相知り其言行の緩急粗密を問はずして其心事の所在を視察し以て互に相和するか假令へ和するに至らざるも互に其獨立を許して相干渉せざるの一事あるのみ然るに今この行兇人は大臣の平生を知らず、其心事の所在を詳かにせず唯自家の信心に熱して敢て他を害し太平の天地に殺伐猛惡の技を演じたり之を何とか云はん我輩は特に此者を惡むのみならず内にしては我日本社會の爲めに之を悲み外にしては文明國人に對して聊か愧る所なきを得ず今更ら言ふて甲斐なきことなれども此西野なる者が偶然の縁を以て兼て森大臣の家に出入し親しく大臣の言を聞き又その舉動を目撃することを得たらんには僅に數週間の交際にても談笑の間に互に心事を解して暗殺などの念を發せざるは無論、假令へ既に其念あるも忽ち消散して自から悔悟す可きや萬々疑ある可らず前年島田一郎が大久保内務卿を刺したるとき或人の説に惜い哉一郎が大久保の家に食客又は幕賓たること一箇月ならんには此大變事はなかりしものと言ひしことあり蓋し此言は今度森大臣の事變に就ても適用す可きものなる可し又先年攘夷論の時代に洋學者流の身は最も危くして暗殺の用心毎度のことなりしが今日に至りては洋學者も攘夷家も共に一處に混同溶解して隔意なきのみならず現に某先生の如きは前日の暗殺を謀りし人物と親しく交を結び當時吾々は先生を刺さんとして何れへ集

森文部大臣の死去

會を催したることありと云へば先生は全く其事情を知らずして却て某日某處の不虞に備へたり左れば是は無益の心配なりしか杯とて今は却て一場の快樂談事と爲りて互に舊時の大間違ひを笑ふことさへありと云ふ人の心の同じからざるは猶ほ其面の如し此同じからざる心を以て一社會の中に群居し能く其安寧を維持して無事太平なるは唯人々相互に其心事を知るが故なり人間世界の禍根、知らざるより大なるはなし西野の如きは唯自から己れを知るのみにして他を詳かにせず以て身を殺して罪を社會に得たる者なり故に我輩は今回森大臣の不幸を弔し行兇者の猛惡を惡むと共に尙ほ將來を思ひ人智進歩社交發達の功德を以て人々互に相知り國中に殺氣を一掃せんことを祈る者なり（明治二十二年二月十六日）

伊藤伯の演説

樞密院議長伊藤伯は今度の憲法發布に付き出京したる府縣會議長及び議員等百餘名を去る十五日永田町の官邸に會して演説したりといふ其大要は傳聞のまゝ載せて當時の本紙上にあり是れまでも官吏の演説は度々ありしが伊藤伯の演説の如きは近頃一種出色のものにして伯が政治上に關する意見の一斑を窺ふに足るものゝ如し過般官吏政談の解禁もありしことなれば今後ともに時機に従ひ公衆に演説して政府の意の所在を明かにせんことを望まされければ我輩が熟々伯の立言の旨を察するに日本帝國は天皇陛下の統治し給ふ所にして主權は正しく陛下に在り今回憲法を發布せられて國會に議政權を授けられたるは必竟上下和合以て國運の隆盛を圖らん爲めの大御心に外ならず即ち優渥なる聖恩に由り主權の幾分を國會に頒與せられたる迄のことにして國家統治の大權は未來長へに陛下を去る可らず云々是れは

誠に當然の次第にして人民たる者は謹んで聖恩の在る所を奉戴し相提携扶持して懈らざらんことを要するのみなれども、内閣は陛下の内閣なれば國務大臣は不偏不黨唯陛下を輔弼するの任に當り陛下の命令を遵守して憲法の範圍内に於て施政の方針を指揮し陛下の信任させ給ふ者こそ内閣の地位に立つ者なり云々斯く云へばとて余は藩閥の勢力を維持して今の内閣の地位を固めんが爲め私意を挟みて爾か云ふに非ず吾々が從來經營せし所のものは皆是れ蹇々の微衷にして吾々は唯帝室あるを知り國家あるを知り人民あるを知るのみ然るに世人が此事情を知らずして時に或は藩閥の評を下だす者あるに至りては邪推も亦甚だしと云はざるを得ず云々と是に至りて我輩は何分にも受取り難きの感なき能はざるものなり伯は何故に藩閥政府と公言せざりしや世人の皆とも知る如く王政維新の際に當り最も與りて功績ありしものは薩長人にして事成るに及んで其元勳の人が政府に重要な地位を占るのみならず以下第二流三流末々の小吏に至るまでも功勞藩の出身とあれば官途の進退に便利多くして他藩人の企て及ぶ所に非ざるは天下の耳目に掩ふ可らざる事實にして即ち薩長の藩閥に相違なしと雖も毫も怪しむに足らず又漫に咎む可きにあらず今日なればこそ文明の學理政治論など稱して云々する者もあれ若しも此事をして元龜天正の時代に在らしめ戰勝の功に由て將軍宣下の沙汰にも及ばんには顯然たる島津政府なり毛利政府なり實力の在る所に權利も亦歸し其政府の類は即ち徳川家にて申す三河武士にして公然天下に向ひ憚る所のある可らず左れば今日二藩の士人等が政府の好地位を占むればとて自から心に問ふて恥る所なかる可し既に恥る所なきに於ては何故に之を公言せざるや明治政府の由來を尋れば事實も藩閥にして其名義も亦藩閥なり名實共に叶へるものにして殆んど世に公けに認めらるゝのみならず伯も亦能く其心に知る所ならんれば我輩を以てすれば伯は此度の言を改めて今の政府は世人の認知する如く正しく藩閥政府に相違なき

ものなり戊辰の偉業たる徳川家康が關ヶ原の一戦を以て二百七十年の基を開きたると其趣は毫も異なる所なしと雖も唯時勢の趨く所今昔相同じからず又維新の初に公議公道の約束もあり旁々以て今の世に當り薩長の勢力を二百七十年の後に持續せんとするも固より事情の許すべきに非ざれば行く／＼歩を進めて次第に藩閥の形影を稀薄たらしめんと欲するは則ち吾々が誠意誠心國に力る所にして今回憲法の發布して國會開設と定まりたるも亦この主意の一端に外ならず云々と凡そ其邊の意味を言葉巧に演じたらば言に弊なくして眞摯の情を盡せしならんに却て此に出でずして彼に出でたるは我輩の容易に首肯する能はざる所なり尙ほ其上にも伯は其立言を確めんが爲め現政府が若しも藩閥に拘泥するものならんには智識發達の道を妨げて民を愚にするを得策となすべきに却て之を奨勵したるは其然らざるを證するに足るべしと云へり我輩はいよ／＼以て論旨の料り難きを怪まざるを得ず試に思へ今日の天下に於て誰れか吾々の教育は現政府の寛大なるが爲め幸に妨げられざりし結果なりと信する者あらんや抑も世界の大事は之を留めて駐む可らず國人既に智識の最大利益たるを知り教育の重んずべきを知る上は百の無情なる藩閥あるも何として之を抑制し得べけんや無智最下等の人民はイザ知らず苟も躬自から其の身の利害を辨する士人以上の者ならんには人々銘々の心を以て智識發達の道に進まざるはなし此心志にして一旦勃興するに及んでは滔々として江河を決するが如く之を能く防ぐものなきのみならず其方向を轉ずることさへ叶ふ可らず現に五六年前我教育社會の或る部分に古學主義の蘇生を催したるとき政府は力を盡して之を助けんとしたれども人心の許さざる所は政府も之を強ふるに由なくして文明教育の舊筆法に復したることあり左れば政府の力は人民の私に存する教育の進歩を止むること能はざるのみならず其進路を左右することさへ意の如くならざるに然るに伊藤伯の演説に従へば現政府が藩閥を維持せんとすれば天下子弟の教育

を奨めずして却て之を愚にす可き筈なれども實際に然らざるは當路者が國に效すの誠なりと言ふか果して此言の如くならば吾々日本人民が日夜勉強して日新の學の門に入りたるは當路者に誠意誠心の存するありて妨害を被らざりし儔俸の賜と云ふ可きものか左りとは人民の身として政府の好意を謝すると共に斯くまでに視られたるもの哉と思へば聊か赤面に堪へず我輩は失敬ながら寧ろ其好意を謝絶せんと欲する者なり故に此一段も伯が其言を改め現政府がいよいよ藩閥に戀々せんとならば政府に陸海軍の盛なるあり警察の周密なるあり金穀の權に交通の便に一切の實力は手中の物にして之を利用するときは藩閥萬々歳疑もなきことなれども今その然らざるは當路者の徳は誠の一偏にして智は則ち時勢を知る者なりと是亦伯の能辯に任せて巧に其意味を示したらば我輩も始めて釋然、成るほど然りとして之に服す可きなれども教育云々の説は餘り意外に過ぎて却て人の怪訝を來たすの憂はなかる可きやと伯の爲めに謀りて聊か惜しむ所なきを得ず然りと雖も我輩は當日不幸にして其席に列するを得ざりしなれば演説中或は言外に意味を托せしやも未だ知る可らず唯傳聞のまゝ一言こゝに及びたるのみ(明治二十二年二月二十五日)

文部大臣の後任

此度森文部大臣が不幸の變に死去して内閣大臣の椅子に一の空位を生じたるに就ては其後任は誰れ彼れなど世間の風説とり／＼なりし處取敢へず大山陸軍大臣が臨時兼任を命ぜられたり臨時とあるからには何れ近日人撰の上にて本任の沙汰あること猶ほ一昨年井上外務大臣の跡に伊藤總理大臣が臨時に兼任して昨年に至り間もなく今の大隈大臣が本任せられたる例の如くなることならん元來我輩は其人物に關しては撰嫌せんけんひもなく又注文もなければ何人が就任する

も頓著するに足らずと雖も學政の事は随分大切なる問題にして是までも毎度意見を陳べたることあれば聊か爰に一言するも敢て不當には非ざる可し

抑も文部省の建設以來その主義とする所は西洋近代の文明説を擴張するに在ること相違もなき次第なれども其間長官の更迭一ならずして隨て學政の方向も亦一定せず時としては人をして不可思議の感をなさしめたることなきに非ず例へば明治十五六年の頃國中の官公立學校に俄に儒教主義の返り咲を現じたるが如き是れなり然るに去る十八年の改革に森氏が文部大臣と爲りてより政府の學校は其面目を一新し舊來の文明主義に立戻りて著々歩を進めたるは明白なる事實にして天下衆人の共に認むる所なり固より其施行の方法と事の前後緩急とに關しては我輩自から説なきに非ずと雖も大臣が就任以來その主義の實行に熱心して敢て渝ることなく遂に其地位と共に終始したるの一段に至りては感服の外あるべからず今その施行の方法如何を別にし兎にも角にも日本の普通教育に西洋の文明主義を實行して古學風の再發を防ぎたるは之を大臣の功に歸せざるを得ず然り而して大臣は事の半途にして逝きたり今後その任を襲ぐものは能くその遺志を繼ぎ遺業を贄して毫も主義を改ることなかる可きや從來の經驗を以てするに文部の長官に更迭あるごとに學政の方向に變更を生じたる結果は常に妙ならずして其變更の趣意を聞けば感服すべきものなきにあらざると雖も唯その變更の頻々なるが爲め早く既に第二の變更に接し未だ前の結果を見ずして更に改めて未來の結果を期するが如き不都合なきに非ず蓋し國民が是までも學校變更の一事に就き政府に向て多少の不便を訴へたるも自から其理由なきにあらざるが如し

左れば我輩は今後の文部大臣に向て前大臣の文明主義を變更するなきを勸告すると共に尙ほ其外に新に希望する所

のものある其次第は教育費の一條なり前大臣は一意教育の擴張に熱心して事の速に舉らんことを求めたるの故か、其事の割合に費用は特に嵩みたるが如し故に今度その後を襲ぐ可き專任の新大臣は舊大臣の主義に従ふと共に費用の一點には大に心を用ひ事の速にして盛大なるを求めず、事の實際に行はれ難きものを促さず一切萬事我日本國の經濟に謀ること肝要なる可し教育と經濟と二體の本尊を仰ぎ奉りて教育の運動甚だ妙なりと雖も經濟の許さざる所には進む可らず經濟の命する所には餓死する者さへあり教育大切なりと云ふも暴進す可らざるなり故に今日の要は先づ文部省の性質を根本より思案して本省のいよ／＼任す可き所ものは固く執て之に任じ、然らずして他に放任す可き部分のものは惜む所なく之を棄て、顧みず細大緩急都て教育と經濟と兩様の權衡を失はざるの一事に在り或人の考に此際或は文部省を廢し内務省に學事局を設けて事足る可しとの説もあれども又一説に斯の如くすれば内務省の事務餘り多端にして不都合ならんと云ふ者あり兩説の得失は本論の旨にあらざれば之を他日に譲り假令へ今のまゝにても文部省學政の主義は文明に外ることなくして其教育を重んずると同時に經濟を輕んず可らずと我輩の敢て忠告する所なり

(明治二十二年二月二十八日)

政黨以外の内閣

大日本帝國は天皇陛下の統治し給ふ所にして而して其命令を承けて萬機の方針を指揮するものは内閣なり左れば内閣は陛下の内閣にして國務大臣たるものは宜しく天意を奉戴し陛下と同様人民に臨むに一視同仁を旨とせざる可らざるに然るに若しも英國其他の諸國の如く國會議場の勝敗により内閣の地位を授受するの慣行に従て所謂政黨政治の事

を行はんとするときは其政治は時に偏頗あるを免れずして自ら自黨に厚く敵黨に薄きの弊あるべし陛下の大御心に背き奉るの惧あるを加何にせんや東西建國の體を殊にするのみならず從來政黨政治の習慣もなき我國に於て内閣の大匠たるものは斷然政黨の外に獨立し不偏不黨の政治をなさざる可らずと云ふもあれば又一方には此説に服せずして辨論を試み内閣は國會に對して責任を負ひ多數の望に任ず可しとて主張するものあるよし、我輩は此兩説に就き孰れを是とし孰れを非とするにあらず雙方共にの〱一理あることならんと信ずれども一國政治の壽命は長きものなるが故に目下の都合如何に眼を著けずして永遠の成行を考ふるときは内閣が果して政黨外に獨立して一視同仁の實を全ふるを得べきや否や少しく疑なきを得ず成るほど今の内閣員の多數は維新の功臣にして明治の初年より政務に當り他念なく陛下を輔弼し來りたる老練の上に従前政府中に代議政治の談とても聞かざる所なれば政黨の臭味を帶ぶべき様もなくして不偏不黨の政治に好都合ならん歟なれども閣員も既に齡五十前後にありて身鐵石に非ず何時しか枯槁するを免れずして國運と共に萬歳ならんことは人身の生理に於て許さざる所なれば物換り星移る其間には誰れか代りて内閣に立つ者ある可し然るに其時の時勢は全く今日に異にして國會の進歩と共に政黨論は益々喧しく全國一般甲黨に非ざれば乙黨に入り其勢の趨く所は人力を以て制す可らざるや明なり殊に内閣の地位にも立つべき者ならんには夙に政治社會に頭角を現はしたる政治家にして悠々政黨以外に立て虚心平氣なるが如き閑人にあらざれば政治上に敵もある可し又味方もある可きは必然の勢なるに斯る劇しき人物が一朝時運に際會して内閣の地位を占むるに當り一步その國を越えたる即日即刻より日頃の敵も味方も忘れて不偏不黨の政治家に變化し聊かも一視同仁の旨に反する所なきを得べきや否や勢の許さざる所ならん或は全く左る譯けにも參るまじきなれども兎に角に内閣に入る者は勉めて政黨の臭氣

を脱す可しと云はんか然らば即ち入閣の前後に界を限り前の政敵に對しては何れの邊にまで和睦して其味方には何様にして親を薄くす可きや其深淺厚薄を適宜にせんとするは更に難事なる可し左れば内閣が政黨以外に立つとは正しく今の内閣即ち維新の功臣を以て組織したる其まゝの内閣には或は適當なる可しと雖も未來永遠我立憲政事の實際に行はる可き否やに就ては多少の疑なきを得ず故に前に記したる世論も更に趣を改めて左の如く立言したれば或は語法に於て穩當ならん歟、即ち功臣の面々は明治の初より功勞藩閥の故を以て朝に立て天皇陛下の信任を辱うし唯陛下に對し奉りて責に任ずる者なれば國會の形勢如何に拘らず陛下の御信用のあらん限り、功臣の餘光のあらん限りは政黨外に離れて特別に政權を執る可し但第二世に至りて入閣する者は此特例に依る可らず又勢に於ても許さざる所なれば遂に政黨内閣と爲らざるを得ず畢竟陛下は民の心を以て心とせらるゝが故に其信用せらるゝ所は則ち民心の歸向する所にして若しも内閣に失敗の廉ありて國會の非難止まざる時は陛下は衆望に従ひ其内閣に退職を命じ新に信任させ給ふ者を擧ぐると齊しく内閣員も亦施政の輿論に反きたるを察し德義上より自ら政務を奉還し命を乞ふて致仕す可し云々と凡そ此邊の意味を述べたらば其理非當否は姑く擱き語法順にして人の了解に易かる可し過般伊藤樞樞密院議長が府縣會議長並に議員に演説したるときにも頻りに政黨の要を説くと同時に又一方には政黨外に内閣獨立の要を説くなど前後不都合なるに似たれども議長の云ふ内閣とは今の功臣内閣のことにして其政黨の要とは特別の事情を以て今の功臣が此内閣を首尾能く維持し終り扱第二世の内閣には政黨の要用を見る可しとの意味にはあらずやと我輩も今日にして考ふれば聊か説を得たるが如し若しも斯の如くなれば議長の考案は至極妙にして或は今の時勢に適することもある可しと雖も實際に臨んで又様々の風雨もあらん今の内閣も國會の爲めには實に多事にして又困難なりと云ふ可し（明治

二十二年三月十五日

政治上には唯主義あるのみ

忠臣二君に仕へずとは士人の節操を勵ましたる語にして我輩は固より之に賛成の意を表するのみならず世間にますます此氣風の流行せんことこそ祈る所なれども本來この語は封建時代に君臣主従の間を支配したる教にして今日に於て其區域は何れの邊にまで達して然る可きや仔細に吟味を要することならん今や我國には二君なきが故に二君に仕へんとするも得べからず唯其節操を移して内國外國の關係に適用す可きのみ是れは別段の事として其以外に之に類するものある可きや官途にて長官と下官、商家にて主人と雇人、學藝の先生と門弟子、政黨の首領と黨員、何れも輕重前後の別あるが如くなれども一度び其關係を生じたればとて互に君臣にあらず忠官二官に仕へず、忠僕二主に雇はれずと云ふも固より聽く者なかる可し或は忠門弟が二師の門に入らず、忠黨員が二首領に附かずと云ふ教義も主張するに難かる可し誠に明白至極なる道理にも拘はらず今日の實際を見れば世間往々不可思議の事相あるが如し商家の雇人學問の生徒などは如何やうにても苦しからずとして彼の官途の下官又は政黨の黨員の如き其長官首領に對しては本と是れ主義の相投するが故を以て互に親しき關係を生じたるものなるに歲月の間には最初の主義如何をば忘れて只管その人に附著し右にても左にても唯長者の赴く所に從て運動する者なきにあらず忠實の節操に似たりと雖も我輩の見る所にては獨立獨行の氣象に乏しきものと云はざるを得ず然りと雖も政治上の主義は單に其外面のみを見て察す可きにあざれば前後の舉動相反するが如くなるも内實には一定して變らざるものある可きが故に人に附著するは自から其理

由ありとするも爰に尙ほ一層の不可思議なるは世の政治家が政治の主義を問はずして土地に附著する事なり人生として生誕の地を思はざるはなし其地の利益の爲めに政治上の主義を生じ其主義に從て運動すること例へば製造地方なれば製造保護の主義を張り農業地方なれば地租の減少論を唱へて政壇に喋々するが如きは尤もなる次第なれども唯その地方より何某と云へる人物を出して其人が何か云々する由なりと聞き其人の言を以て一地方の主義と定め之に反する者あれば其反對者の言をば耳にも入れずして拒絶する者なきにあらず斯の如きは則ち人物の智徳を以て土地を利す可き其反對に土地の利益を擧げて一二の人物に奉ずるに異ならず語を替へて云へば政事の爲めに人を役するに非ずして人の爲めに政治を弄ぶものなり畢竟するに我國の政治家が忠實の義を重んずるよりして遂に之を誤解し己が墳墓の土地を重んずると同時に先づ其地に生れたる大人を重んじ却て自身獨立の大義を忘却して政治上の主義をも明にするを得ず唯大人に雷同して其風に靡き恰も草木と共に空しく身を終らんとする者なり誠に憐む可きのみ左れば今の世に政治家を以て身を立てんとする者は先づ第一に日本國の利害を謀り次で其郷里の便益を思ふて自から主義を定め其主義を達するに便利なりと思ふ限りは其行く處、屬する處を擇ばずして自由自在に運動すること最も肝要なる可し或は官吏が民間に出るも可なり民間の有力者が官に入るも可なり甲の政黨員は乙の政黨に移り乙員亦甲黨に變ず可し政治家の眼中に私の人なし又私の交際なし唯銘々自家の主義を達するに忙はしきのみにして其際には毎度世上の譏譽もあらんなれども固より覺悟の前にして頓著するに足らず譏る者あれば亦譽る者もある可し唯最後に大目的を達し天下多數の人を悦ばしめて一身の功名を成せば以て足る可きのみ近來各地方にて黨派の争盛にして其軋轢は嘗に政敵のみならず平生の友誼も之が爲めに破れ、親戚骨肉の間柄に風雨を生ずるものさへありと云ふ我輩は實に怪訝に堪へず畢竟地

方の士人が政治の主義を輕んじて重きを人物に置き其人物に對する私の交際義理合よりして斯くも苦々しき場合に陥りたるには非ずやと窃に痛嘆する所なり我輩を以て評すれば地方の人は高尚なる政治上の功名を知らざる者と云はざるを得ず又我官民は兎角不調和にして動もすれば互に相反目するの有様なりしが近日彼の衆議員の撰擧云々に付き官途の吏人等も往々退職の用意する者あるよし是れは偶然の事情にして甚だ妙なり官より退く者あれば民間より進む者もある可し官民の情を通ずるの好媒介にして雙方共に大に悟る所ある可きは疑を容れず即ち調和の一端なり但し斯く進退する其人の方寸の在る所は傍より問ふ可き限りに非ざれども各々自家の主義を伸ばすに便利なりと思ふが故ならんれば唯我輩の願ふ所は第一其人々が地位の變化の爲めに自信の主義を變化せしめざる事と第二は世間にて彼の忠臣二君に仕へすと云ふが如き思想の變遷よりして官民の間を恰も各別の二世界と視做し此世界より彼の世界に移るは節操云々など云ふ固陋説の作らざるを祈るのみ昨日まで官に在りし人にては冠を掛けて辭表を呈したる上は純然たる人民なり今日在野の人にては官に就けば則ち官吏なり政治上に自から信ずる所の主義は其身の地位に由て變ず可きに非ず官に入る者は官邊の信任を得て兼て又民間の信を失はず野に出る者は民間の信用厚くして又舊官海の猜疑を來たすことなく雙方共に之を容れて相互に其人に關する細事情を問はざるは日本國民の徳義なりと云ふ可し(明治二十二年三月十六日)

政治の進歩は徐々にす可し急にす可らず

都て事物の想像は空より生ずるものに非ずして何か據る所なきを得ず例へば人間に會て見たることなき地獄極樂を

想像するにも地獄の苦しみは火焰熱湯劍の山等何れも此娑婆世界にある可きものにして極樂の楽しみも金銀瑠璃音樂美味等は亦この世に在て至極結構なるものなり蓋し人類の想像は人類の外に出るを得ず唯既往既有の先例に據るものと知る可きのみ近來我日本國に國會開設の沙汰あり開闢以來未曾有の政變にしていよゝゝ明年開設と爲りたらば如何なる國會を出現するならんと誰れ人も思ひゝに想像を盡く最中の今日に於て其想像の由て來る可き源を尋るに本來國會の文字は西洋の語を翻譯したるものにして殊に我國人は能く英國の書を読み又その事情を詮索したるものも少なからざるが故に國會の想像も専ら英國に由來して其既往既有の先例に據り國會とさへ云へば忽ち英政を想像して其利害得失を案すること喻へば彼の地獄の苦痛に娑婆の大釜を想像し、極樂の楽しみに浮世の絲竹管絃を思出すが如し是に於てか朝野の政治者流が英國の政治の其まゝを我日本國に移し來り英に政黨ありと云へば我國に於ても之に倣はんとするのみならず彼の國偶然の事情よりして守舊改進の兩政黨を分ち其名義今尙ほ存するありと聞いて我國には假令へ偶然の事情なきも特に守舊改進の兩黨を製作せんとて勉る者あり、英の政府は所謂政黨内閣即ち責任執政なるものにして常路の政黨と在野の政黨と主義の是非得失を争ひ國中の輿論在野黨に歸して在朝黨に離るゝときは現政府は民心に協はざるものとして其責に任じ内閣一同辭表を呈して政府を去れば在野黨は會釋もなく之に代るの風なりと聞いて日本の政府も來年より左ることならんと想像する者あり如何にも尤も至極なる想像にして神代の古より日本になき國會を空中に畫くことなれば何か據る所なくしては大體の方角も定む可らざる處に偶然にも我國人が英政の一斑を知り其國會の名を聞傳へたるが故に次第に之を研究して漠然ながらも今日國會の思想を催ほしたるは之を日本國の幸と云はざるを得ず然かのみならず人事の實は時として名より生ずることあり古來我國に英政の實なしと雖も幾年の後に

は名に誘はれて實を生じ英政の實を日本に見ることもある可し前途遙なりと雖も望なきにあらざるなり

右の如く日本國人に催ほしたる國會の想像は英國に由來したるものにして世人或は今年國會を開て明年より英國の如くならんと心に之を期する者もある可しと雖も我輩の所見は然るを得ず國會の名は何れの國より輸入するも日本に開く可き國會は日本の國會にして名實共に英國の如くなるは決して容易ならず無心の草木を移し植えても其成長の趣を變ず況んや活動窮りなき政治を移すに於てをや如何なる良政にても又惡政にても之を日本に移すときは忽ち日本政と爲りて從來の本色を抹殺し日本人相應の效を奏して日本人の智徳習慣に従ふの外ある可らず唯その進歩して日本固有の良政に作らんとするには歲月を假すの要あるのみ之を喩へば英政は善き草木の種子の如し日本の土地に之を蒔き之を培養して日本固有の草木たらしめんとするには特別の注意を要するのみならず如何に注意して怠ることなきも人力は天を制するに足らず成長の歲月を短縮せんとするも得べからざるなり左れば今我國に憲法發布して國會將さに開けんすと雖も其國會をして直に英の如くならしめんとするも獨逸の如くならしめんとするも到底實際に見る可らざる企望にして之を急ぐも無益の勞たるに過ぎず唯日本には日本一種の國會を出現して其國會の種子の何れよりするに拘はらず日本國人に固有する智徳習慣に従て活動を呈し其智徳習慣の徐々に變形するに従て國會の風も亦徐々に面目を改め遂に達する所に達す可きのみ若しも然らずして事を急ぎ國會の名義のみに依頼して智徳習慣の實を忘るゝ歟又は智徳習慣の當さに變形す可き變通を知らずして固く舊物を守り却て國會の名義を蔑視するが如きあらんには雙方の衝突は必然にして小は一部の政變に止まり大は國亂も測る可らず誠に恐る可き事共なり蓋し現今我政治社會の智徳習慣とは古流忠義の智徳と門閥の習慣と即是れにして例へば今日に於ても政論者の輩が憲法を解釋し内閣は天皇陛下

の内閣にして執政は唯陛下に對し奉りて責任あるのみと云へば一方の言に内閣が人民に對して無責任なるは體式に於て信に然り争ふ可きに非ずと雖も天皇陛下が内閣執政を命じ給ふは徳義上に於て輿望の屬する所に御鑑識を垂れさせらるゝことなれば外面より見て無責任と稱するも其實は人民に對して責を免かれずと云ふ者あり雙方共に言語は至極穩にして無病なるに似たれども其立言の旨を窮めて其要を摘すれば一は古流の忠義門閥の遺物より來り一は英政の名の想像より生じたるものにして衝突の元素は既に其中に見る可し唯我輩は雙方の度量を寛大にして互に相容れんことを祈るのみ(明治二十二年三月十八日)

政治社會の門閥は今尙ほ存す

日本國人が政治上に關する智徳習慣は古流主義の智徳と門閥の習慣と此二者なれば今日俄に英國の政治を學んで國會を開くも我日本國をして明日より英國の如くならしめんとするは事實に行はる可らず唯徐々に進んで英政の風に近づき以て我國固有の良政を求む可しとの次第は前節に之を記して讀者の聽を煩はしたり世人或は之を悦ばずして謂らく我國の門閥は既に廢したり今日は最早や其痕跡を見ずと云ふ者もあらんなれども是れは名義の上のことにして内實の精神即ち人心に染込みたる習慣は今尙ほ除き去りたるに非ず其證を示さんに現今我政治社會に藩閥の有力なる事實は世人の許す所ならん既に藩閥あれば其藩の舊士人が政府に好地位を占るは之を其人に屬する門閥と云はざるを得ず假令へ其閥を世々にして子孫に傳ふること封建時代の武家の如くする能はざるも本人だけは舊強藩の出身、維新の勳功と稱する一種の由緒を身にして他より之を争ふを得ず如何なる政變に逢ひ如何なる風雨の間に出沒し又如何なる小

争論小平あるも政府の地位は固く其身に屬して實權の柄を執り會て變動したることなきは従前の事實に明白にして或は之を評して其人一代の人閥と云ふも可ならんか、故に名義に於ては等しく同一様の好地位に居る者にも舊藩の性質大小強弱よりして所謂人閥の輕重を成し重き者は常に重くして輕き者は常に軽く恰も具員として他の下流に就かざるを得ず或は其具員なる者にも全く權力なきに非ず相當の分限までは力を逞ふして妨なしと雖も苟も其分界を越えて他の利害に影響を及ぼすことあらんとするに臨んでは決して之を許さずして衆力以て之を排すること甚だ易し他なし其人閥の輕きが故なり是即ち維新以來我政治社會の實相にして封建の舊門閥こそ廢したれども數百年來日本國人の骨に徹したる習慣は容易に拂ふ可らず更に維新の新門閥を生じて二十餘年來新に之を養成したることゝ知る可し

門閥の争ふ可らざること斯の如し尙ほ爰に一例を示して其事實を證せんに凡そ今の世に政黨を組織せんとて之に奔走する者甚だ少なからず蓋し其目的とする所は自家の主義綱領を定め之を擴張して遂には政治の實際に施さんとするものにして假令へ全く現政府の主義に反對せざるも常に之に満足を表せず詰る所は今の政府に代り國事に當らんとするの企望にして其志す所大なりと云ふ可し然るに其政黨の首領たる者は必ず維新の功臣即ち近代の門閥人閥の人物に限るが如し抑も政黨の目的は現政府の主義に一致せずして云はゞ之に反對するものなれば苟も在野の有志者が一黨の新主義を張らんとらば先づ以て政府に縁ある者は之を捨置き他に純然たる民間の人物を撰ぶ可き筈なるに其案こゝに出でずして維新の政府を取て之に代らんとするに維新の功臣を推撰して之に依頼す甚だ怪む可きに非ずや今その然る所以を尋れば民間に有爲老練の人物なきに非ず他の關係を離れて單一なる國事の、實際に當らしめたらば彼の功臣等を壓倒する程の智徳技倆を抱く者もある可しと雖も如何せん人間社會は數理の社會に非ず人の智徳技倆を視察せずし

て人の名聲門閥を聞見し唯耳目の命する所に從て心醉するのみ且民間に於ては爰に一人物の頭角を現さんとする者あれば他に又三五の頭角を示す者を生じて相互に其下風に立つを屑とせず誰れにも隨ふ可らず彼れにも屈す可らず然らば則ち維新以來世に名の高き何某こそ統領に然る可しとて相率ゐて之に隨從し自家内部の競争不和よりして遂に他を利するの意味なきに非ず左れば明治の維新政府は維新の功名に依て創造したるものなれば其身一代の間は我政治社會に上流の地位を占ることならん假令へ或は勳功外の人を容るゝことあるも實力は之に歸す可らず而して其實力の輕重は正しく其舊藩の大小強弱に準じ大藩閥の内には大人閥を生じて之を動かすこと甚だ易からず國會開設の後と雖も藩閥の餘臭をも除かんとするの冀望は或は少しく過大ならずや我輩の餘處ながら掛念する所なり蓋し今の人文の程度に於て人心に影響するものは戰勝の功名より大なるものはある可らず今の藩閥は即ち戰勝の餘光に生じたるものなれば天下の人心に銘すること深くして其根據固しと云ふ可し然るを一朝の偶然に政府の内より國會を開きたればとて其機に乗じて談論の間に政府を取らんとするも勢の許す所にあらざる可し然りと雖も既に國會の體を成すときは是亦一場の兒戯に非ず其無力有力に拘らず自から民情を動かすに足る可きが故に今後我日本の政治社會は極めて多事なりと知る可し(明治二十二年三月十九日)

舊藩政と英政と

我政治社會の門閥は今尙ほ存して容易に變動す可きに非ず然るに國會は英國政治の想像にして在野の政治家には其想像を實にせんとて勉る者あり即ち双方衝突の點にして其始末如何なる可きや隨分判斷の易からざるものなり竊に我

輩の臆測を以て國會開設後の空想を畫くに我政治上には日本の封建政治に英政を調合して當分の間は先づ其調合政事にて歲月を送ることならんとの漫畫を得たり抑も我封建の藩政は上に藩主を戴き下に列する家老用人は何れも皆門閥の家にして藩政の權を執り百般の施政意の如くならざるはなし藩主尊しと雖ども其實は親から政を視るに非ず時としては幼主にして後見なき者さへある程の次第にして一切萬事執政の方寸に出ることなれば一度び家老用人等の職に就きたる者は永久その地位を保つ可き筈なれども實際は決して然るを得ず昨日までは筆頭の家老にして一藩中の草も木も靡くばかりの執權職が忽ち落路の人と爲り閑散の地位に擯斥せられて身を終るか或は再勤しても復た舊時の威權なき者あり或は曾て政治上に名もなかりし門閥家の壯年が俄に頭角を出して藩政を專にするあり其榮枯盛衰常ならずして往々人の耳目を驚かしたるは今日に於ても諸藩藩政老の記憶する所ならん今その事情の原因を尋るに執政の進退は藩主の意に出ること名に於て固より然りと雖も其實は必ずしも然らず況んや其藩主が多病若しくは幼少なるに於てをや全く關係なしと云ふも可なり或は執政は藩地何萬石何十萬石の領民に對して政治上の責任あるやと尋るに當時の施政は唯舊慣に由るのみにして民間の苦樂は必ずしも當路者の智愚に關せざるが故に領民の輿望如何は以て其身を輕重するに足らず然るに尙ほその進退の頻々たるは何ぞや單に一藩士族の議論に制せらるゝものと斷定せざるを得ず藩士族の數は凡そ領民の二十分に過ぎざれども藩政の得失を論じて喧しきものは必ず此族に限り例へば何れの藩士中にも黨派の姿を成し一方が學論派と云へば一方は俗論黨と稱せらるゝなど頻りに軋轢する中に甲敗し乙興り隨て興れば隨て復た敗し其興敗の勢は藩主專制の權と雖も之を如何ともすること能はず其趣を評すれば藩に成文の法こそなければども藩政の受授は士族の輿論に従ふと云ふも不可なきが如し是即ち我封建政治の習慣にして日本の士族政治論者の骨

に銘じ腦髓に染込みたる所のものなり

一度び人心に銘じて數百年の習慣を成したるものは假令へ其姿を改るも其元素を遺して容易に脱却す可きに非ざれば國會開設の後と雖も舊藩政の元素は尙ほ依然として其裏面に存するや疑ある可らず其次第を陳べんに今の政府は諸藩士族の集合體にして其集合體中我舊習慣を存して既に藩閥を成し又隨て人閥を生じ政治社會に上流の地位を占めんとするには此閥の光明に依らざるを得ず其趣は封建の時代藩中に如何なる人傑あるも藩政の家老用人は必ず重臣の門閥より出たるものに異ならず又國會の開設とて元と是れ人民の敢て上に迫て出來たるに非ず政府の内より興りたるものにして云はゞ日本政府と名くる一大藩中の士族（即ち官吏）と在野の士族有志者即ち舊藩にて云へば郷士とも稱す可き種族との爲めに開設する政治會なれば其開設の上にて誰れか能く執權の地位を占め得て安全なる可きやと云ふに藩閥中に人閥高くして所謂大藩中の衆士族即ち官吏社會の輿望を收め兼て又在野の郷士即ち民間の政治家有志學者輩の歡心を得たる者に限る可し如何となれば藩政時代の執權職が藩士多數の屬望に依て地位を占めたるの習慣は今尙ほ忘る可らざればなり但し英政の想像論が政治社會に行はれざれば單に藩閥を根據として官吏社會の輿望を收るのみにて地位の安全を保つ可しと雖も既に國會の名ある上は恰も官吏社會の外に輿望の區域を膨脹せしめたる姿にして郷士流の政談も決して等閑に附す可らず即ち藩政と英政との調合にして藩閥の政治家も亦多事なりと云ふ可し

右の如く政府の執權者は官途の輿望を繫ぐを以て最第一の要として兼て又官途外の有力者に交を求め隱然羽翼を張るときは他に恐る可きものなく政府中最強の權柄を握る可し又或は其際に行路を誤りて官途の劇論に逢ふなどのことあるも藩閥人閥の光明は消滅す可らず苟も其人物が時事に迂闊ならざる限りは一時の落路は恰も舊藩の家老が藩論の

爲めに暫く退職したるが如く其再勤も甚だ易くして假令へ前の筆頭に復せざるも第二三の位は容易に之を得べし之を要するに我明治政府に最も盛なるものは藩閥の勢力にして既に官途の全面を占めたるが故に其上流の長者にして全面の輿望を利用するときは今より十數年長者の心身の屈強なる間は異類の政治家に政權を授るが如き事を爲さざる可し然らば即ち我國會に英政の實況を寫眞するは其後のこと、觀念せざるを得ず勢の命する所なればなり然りと雖も英政の想像論者も心匠甚だ巧なれば或は國會を利用して智略を逞うし時としては老論を主張し又時としては少論を助け縦横無盡知らず識らずの間に本來自家に不利なる彼の藩閥の光明を薄くすること恰も機敏なる山翁が獅王に事へながら王をして先づ其牙を抜かしめ次で又その爪を剪らしめ然る後に之を生捕るが如き手段あるやも圖る可らず山翁と獅王と孰れか強弱、孰れか智愚我輩は遠方に避けて之を觀んと欲する者なり（明治二十二年三月二十日）

後藤伯の入閣

今回伯の入閣に付ては世間或は意外なりと驚く者もあらんなれども我輩の見る所にては之に驚かさざるのみならず實は伯が今日まで久しく野に閑居して政府に關係せざりしを怪しむ者なり抑も後藤伯は維新の元勳にして今を去ること二十餘年前新政府の將さに興らんとする其前後に在て國事に身を致し難を忍び危を冒して到らざる所なく就中當時の徳川將軍に面謁して大政返上の事を勸告したるが如き多士の中にては實に率先奇抜の舉動にして維新の大業も此に明に端緒を開きたることなれば之を評して新政主唱の主唱者たりと云ふも争ふ者なかる可し然るに明治九年の頃、時の同僚輩と説を異にし冠を掛けて政府を辭したるまゝ本年に至るまで野に在りしことなれども思ふに伯の心は一日も

政府を忘れたることなかる可し政府は恰も伯の故郷にして十數年間その外に在りしは十數年の旅行に異ならず異郷異客の身を以て家山を思ふは人情の常にして伯が政治外に身を置いて遙に政海の晴陰變化を望み見れば其一風一雨も心に關せざるはなし維新の初めに約したる何々の事は今日如何なる局を結びたるや、當時云々の精神を以て定めたる何々の方針は何の爲めに妨げられたるや、此舊慣は現政府にて解釋を誤りたるものなり、其新事物は維新の時に胚胎したるものなりなど、之を思ひ之を案じ之を喜び之を憂へ心緒百端その身に切なること決して尋常ならず之を彼の今世の政治家と稱する輩が本來政府に縁なくして政治を喜憂する者に比すれば固より同年の論に非ず今の政治家は初めて政府中に旅行せんとする者にして後藤伯は政府外の旅天より故郷を思ふ者なればなり今や幸にして伯は舊里に歸來したり其満足想ひ見る可し既に閩門に入れば相見て皆舊親ならざるはなし而して伯の地位如何を尋るに現政府の事態全く舊套を脱して新裝を著け憲法發布國會開設、恰も王政の第二新にして彼の藩閥等の談は其實地を拂ふて洗ふが如しと云へば格別なれども我輩の耳に聞き目に見る所にては中々以て左様に參らず維新の藩閥勳論は今日尙ほ新鮮なる生氣を存して枯稿の色なきが如くなれば伯の身は正しく其舊勳功と共に重きを成すことならん政治社會の利害論は姑く擱き伯の一身の爲めに謀れば自から其權力を添るに足る可し事陳腐に似たれども維新勳功の次第を案じて現今在朝の大臣中に當時の賞典に預りたる人を舉れば十大臣と樞密元老二院長の中に六名を得たり即ち武功を以て黒田大臣は七百石山縣山田二大臣は六百石何れも永世祿にして西郷大臣は金三百兩、文勳にては土方大臣が百石にして後藤大臣は即ち千石の永世祿なり左れば舊勳功の一點を云へば西郷木戸大久保廣澤大村の諸氏は既に物故して今日の大臣中後藤伯と輕重を争ふ者ある可らず出色の大臣と云ふも可なるが如し

本來我輩の思ふ所の眞面目を云へば今の文明の活動中萬物皆舊を改めて新に就くの時勢に當り一昔の二十年に立戻りて當時の勳功などを喋々するは甚だ面白からず假令へ之を忘るゝ能はざるも其噂は日にますく淡泊に歸して何時しか第二の新世界に移るこそ人事進歩の爲めに穩なる可しと思へども政治熱界の事情亦自から然らずと云ふ者多し左れば今回後藤伯の入閣は伯が民間一個の政治家なるの故を以て其資格に藉りたるもの歟、或は其維新の元勳たるに原因したるもの歟、これに注意すること緊要なる可し政府は伯を視るに政治家を以てし其持論を悦んで之に内閣の地位を授けたるもの歟、然らば伯は平生より大膽自由の主義にして廣く天下の士に交り所謂藩閥勳功論などは最も悦ばざる所なりとのことなれば他の諸大臣と並び朝に立ち其才力に任せて技倆のあらん限りを逞ふし此政府をして大膽自由の政府たらしめんことを勉め藩閥の政府中に居て藩閥を排除し磊々落落政治の主義を以て争論して敗ずれば復た政府を去ることならん或は然らずして現政府は今尙ほ維新勳功の元素を存し人の才力技倆の如何は之を問はずして人の身の重きを貴び、言論の才智を圖はすよりも身分の重量を以て物論を鎮靜するの方略を取り伯を視るにも單に之を元勳の一大臣として其重量を利用するものならん歟、然るときは伯の運動は稍や不如意なる可しと雖も勳功の點より視るときは伯は現政府中の出色第一流に位するものにして他諸大臣も之に對しては一步を譲らざるを得ず是亦伯が徐々に權力を占るの資本たる可し、政府の伯に取る所は其政治上の才力に在る歟、その身の上の舊勳に在る歟、我輩は自今政府の動靜を見て之をトせんと思ふ者なり（明治二十二年三月二十三日）

保安條例

去る明治廿年十二月に發布せられたる保安條例は何等の必要に出でしものか思ふに必らず相應の理由あるべし唯我輩の了解する能はざるのみなれども抑も法律には臨時と永代との別ありて例へば憲法の如きは建國の大法にして治者と被治者との約束を定むるものなれば永代に其效力を保持して容易に變更す可からずと雖も保安條例の如きは臨時の必要により餘儀なく發布するものにして何時たりとも治安を保つに必要なりと認むる場合には即日發して即日に行するを得べければ必ずしも平常之を存して臨機の用を待つには及ばざるべし蓋し世間その不必要なるにも拘はらず依然として存在するものは獨り保安條例に限らざれども條例の文字たるや頗る不祥にして恰も昭代の斑點とも云ふべきものなれば我輩は彼の退去事件の終ると同時に條例も共に撤せられんことを祈り爾後折に觸れて之を想ひ起す度毎に保安條例は今猶ほ存在するやとて心中窃に堪へ難きの感を催さざることなかりき況んや今は既に憲法も發布せられて臣民の權利義務も定められ四海波靜なる時世に於ては速に之を全廢して萬一の場合には臨時に發布せられん事を望ましかれ即ち我輩の中心に祈る所なれども其筋にては猶ほ飽迄も同條例の費用を認め何分にも撤回すること能はずと云ふか彌々然らば我輩は敢て全廢を願はず唯同條例第四條に皇居又ハ所在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ居住又ハ寄留スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經、期日又ハ時間ヲ限り退去ヲ命シ三年以内ニ出入寄留又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得云々とある其皇居又は行在所の文字を改められんことを望むものなり其次第を述べんに右の如く皇居又は行在所を標準と定むるときは一見直ちに天皇陛下に對して陰謀を企つる者あるやの疑を免れざれども日本國中唯一人として陛下に對し敵意を含むものある可けんや時に詭激の亂言を放ち又は干戈の陰謀をなすものは皆是れ當時の政府の施政に對し不平を抱くが爲めにし

て陛下に於ては九重の上に十善の徳を完うし給ひ俗熱以外に立ちて國民團結の軸となるものなれば何れの世、如何なる場合と雖も決して怨の府となり又は不平の燒點となることなきは建國の本體に照して明白なるべし左れば政府として此衝に當るものなれば保安の必要も亦隨て政府にあることにして敵なき陛下には更に何等の緣故もなく却て聖徳を演し奉るの惧なきにあらず即ち條例に見ゆる如く皇居又は行在所と云はずして政府の位地を距る三里以内云々と改めたらば次第甚だ穩當なるべし或は云ふ政府の位地とは即ち内閣にして内閣は常に陛下を離れざるものなり皇居又は行在所とあるは即ち之れが爲めなりと然れども陛下と内閣とは今日に於てこそ密接するなれ場合によりては互に其座を離るゝことなきにあらず近くは先年西南の役に際し政府は臨時に其座を京都に移して萬機に當り陛下は依然東京の玉座を占めさせ給ひしには非ずや斯る場合に於て若しも保安條例を實施するの必要に迫りたらば矢張り文面通りに皇居を標準となし危險不逞の徒が京都に縱横するあるも更に之に關せざることを得べきか又陛下箱根に行幸遊ばされ彼の山巔に御駐輦あらせ給ふ時に當りては東海の要路も忽ち退去者の通行を許す可からず若又聖駕各地方へ御巡幸の場合には到る處行在所を中心として之を距る三里以外に退去者を追はざるを得ず數ぞへ來れば實際に於て不都合少なからざるのみならず今の昭代にありながら萬一の場合の用意にとて不祥の條例を保存するは我輩が世人と共に心に慊焉たること能はざる猶ほ其上に天皇陛下の尊嚴の爲めに默視すること能はず爰に同條例を全廢するか或は第四條の皇居及び行在所と云へる文字を更に改植せられんことを希望するものなり(明治二十二年四月八日)

條約改正、法典編纂

第一

條約改正の事は今や世間の大問題となれり經濟上より立論する者或は曰く内地を開放して外國人に許すに日本人と同様の權利を以てし土地も株券も一切區別なく之を所有せしむるときは彼等は鋭敏なる智力と低利なる資本とを保持み來りて我が薄弱なる事業家を壓倒し日本人たる者は農業上には小作人となり工業上には職工となりて國家の實益は殆んど彼が手中に歸し日にますゝ零落の域に陥りて獨立論も國權談も復た何の用を爲さざるに至るやも測り知る可らず如何となれば我國の經濟社會は其基未だ固からずして資本家が外人と競争するの準備整はざるもの多ければなり國家の實益を賭して一圖に條約の改正を買ふは吾未だ其利の在る所を知らず土地その他の所有權は斷じて悉く日本人と同様ならしむ可らず全世界の經濟と一國の經濟とは自ら趣を異にするものなりと云ふ者あれば又一方には外國の資本を入れて我が事業家の足らざるを補ふは富國の爲め最も屈竟の一事にして新地を開き山林を理め將た採鑛に従事して巨多の外資を使用するは匆卒恰も利益を奪はるゝの感を催はすことなれども外人が日本の土地を携へて本國に持歸る譯にも參らず、歸する所は此方の利益たるべし殊に田地の如きは其收益甚だ微にして之を捧げても先方より謝絶す可ければ農民の擧つて小作民たるべしとの懸念は先づ以て無用の沙汰なる可し又商工業上に大仕掛の運動を試むることともやと危ぶめども冒險者流の金に乏しきは東西同様のことにして是れとても左程に憂ふるに足らず假令へ或は相當の資本を以て入り來る者あるも不案内の國土に即日より縱横無盡の運動を爲すべきにも非ずして徐々として進む

其間には日本人も覺悟を定めて之と競争することを得べし況んや歐洲諸國に於ては大抵外人に向て土地その他の所有權を制限することなきに獨り日本は同様なること能はずとて恰も鎖國主義に姑息の計を保守するとは固陋の譏を免る可らず土地なり株券なり隨意に所有せしめて可なりと論ずる者もありて世上の評判とり／＼なれども我輩は之を事實に徴するに近來埃及に於ては正しく外資可憐論者の想像を實にして其國計は遂に外人の爲めに蹂躪せられ憫れ果敢なき有様となりたるに引替へ米國は利用論者の所説に従ひ其建國の初めより自國人民は専ら農業を事として工業の部分をは歐人に托し勝手に其資本の利用を許したれども之が爲めに差して工業上の利益を壟斷せらるゝこともなく今日となりては百業大に繁昌し著々當時の借財を拂戻して富貴の基を堅くし國內春濃にして世界の羨む所となれり等しく外國の資本を自國に入れたるものにして一は弊ぶれ一は榮ふるの事實を見れば利害得喪は外資の作用にあらず唯これに入るゝ人民の能否如何にありて存するものならん左れば事の成敗は鬼神の明あるに非ざるよりは何人も容易に判斷し難き所にして其是非を云ふ可らず唯我輩は我日本國民の埃及人ならざるを信する者なれば新條約に於て外人に諸般の所有權を許すも之を以て必ずしも不利とするの道理はなかる可し

次に裁判權の事に付風説を聞くに先年中止となりたる改正條約には始審、控訴、大審院とも皆外人を任用すべき筈なりしに今度は大審院のみ四名の外國判事を置くべしと云ふ蓋し談判進歩の一廉ならんなれども大審院に置くことゝすれば始審、控訴の如何に拘はらず裁判權を外人に讓るの義は即ち異なる所なくして我輩は世人と共に如何にも心に慊焉たること能はざるなり之を喩へば大坂の力士が東京に來り東西合併の大相撲を興行するに當り東京の行司は不熟なりとて特に大坂の行司を同伴して之を上位に立たしむることあれば東京の木村、式守も顔色なき次第にして實に東

京相撲の不名譽なりと雖も靜に事の由來を尋れば是亦詮方ある可らず如何となれば日本は建國以來二千餘年鎖國封港自ら甘んじ海外の關係を離れて太平の至樂を樂しみしに嘉永年間始めて諸外國に強迫せられ餘儀なく國を開きたるものにして自ら進んで世界の交際を企てたるに非ず即ち日本の開國は自發の開國に非ずして恰も主人にして客位に居り一切萬事外國人の司どる所と爲り既に條約書の草案さへも彼れの手になりし程の次第にして内外人の關係は小兒と大人と相對するが如く事の初めに於て既に彼に數歩を讓り以て今日の事勢を醸したるものなればなり相撲に喩へて申せば立際の甚だ不利なりしものにして爾後三十餘年の其間、不利を忍びて組合ひ揉合ひ全身の力を出して働くと雖も立際に後れを取りたる其不利は到底回復に由なくして以て今日に至りしことなれば此度改正の新條約に於て外國の判事をして多數を占しむるが如きも其餘響として觀念せざる可らず今にして誰をか恨み又誰をか咎めんや、當局者の盡力足らざるにあらず又現政府の政略その宜しきを得ざるが爲めにもあらず遠く廻りて徳川政府が無理に強迫せられて據所なく條約を締結したる其當時こそ遺憾なれ、否な徳川政府の罪にもあらず一步を進めて責の歸する所を求むれば實に二千餘年の鎖國に在りと云ふべし聞く十二年の後には恰も土俵を新むるの時節到來すべしと果して間違なくんば其曉こそ日本の國權を恢復し獨立を全ふするの時にして國民の希望を満足することなれば裁判權のことも我輩は決して不滿の箇條とはなさざるべし然らば他に顧みるに足るものなきかと云ふに爰に尙ほ法典編纂の一事あり

或人の一説に法典編纂は國民の利害に關する最も重大なれば能く日本の國俗民情に適する様深く考へざる可らず條約改正の爲めに促されて兎も角も體裁をなさんとするに於ては柄鑿相容れずして人民の難儀容易ならざるのみか本來日本國民は主にして移住の外人は客なり少數の客の腹に供せんとて異様の料理を拵らへ之を大勢の家人にまでも無理

に飲食せしめては食滯食傷、甚だしきは中毒様の病も計る可らず誰れか之を恐れざるものあらんや我家の爲めに食物を求るならば先づ家人の口腹習慣を考へて調理す可し此調理にして他人の口腹に叶ふことならば之を招待し主客膳を共にして飲食も甚だ妙ならん條約改正の爲めに唯一方の外人の口に叶はんことを望むは不都合なりと云へば之を駁する者は曰く法典編纂は決して内地雜居の爲めに著手したるにあらず遠く數年前より目論見また數年前より出来かけたるものにして偶然今日に際會したることなれば無論我が國民の爲めにして條約改正とは縁のなきものなり或は從來の領事裁判廳を全廢するには法典實施の要ありと云ふも其法典は外國人の都合を謀りたるに非ず正に今日の日本人の有様を視察して正に其風俗習慣に適するものを編纂するのみと以上の二説何れか是なるを知らずと雖も我輩は斷じて其後者を信するものなり抑も今回の條約改正に於て首として同意を表したるは米國なり其米國の外交官に歴々の某氏は夙に日本條約改正の至當なるを主張せし由にて昨年中も或人に語りたりと云ふを聞くに日本の法律は名實ともに大に進歩したるものにして西人が之に生命財産を托するも深く懸念するを要せず南亞米利加の諸國の如きは其法文も實行も到底日本に及ぶべきものに非ざれども猶ほ文明國と對等の條約の締結したるに非ずや日本の法律の不安心なるを口實とするは決して通用すべきにあらず云々と是によりて之を觀れば米國人の本心は今日このまゝ日本の法律習慣に服從して條約改正の需に應じ彼の法典編纂の如きは日本内治の事として之を是非するの意なきや明なり米國にして此の如くならば他の諸國に於ても濫りに我が法律に干渉すべしとも思はれず故に法典の編纂は多年の目論見に由來して其目的は單に内治に在り我が人文の程度を見て次第に文明に導くの用に供するのみ純然たる日本獨立のものにして外人に關係なしとの言は信にして疑なきが如し然らば即ち其毎科毎條の實際に於て果して此言に違はずして外人の爲にし

たるが如き痕跡を留めざるや否や我輩の特に一見を冀望する所なれども未發の法律は見る可らず依て聊か鄙見を陳べて法典を汎論せんとす

第二

今度新に編纂せらるゝ法典の草案なりと云ふものを始め之に附從して發すべき種々の法令に付ては世間の評論甚だ喧しく頻に其不都合を唱ふる者ある趣なれども是は極端に走りて惡き一方より眺めたるものなる可ければ我輩も其擧に倣ふて極端を論ずるが如きは固より自から慎しむ所なれども總體に之を概見して評を下すときは其法の文面も亦精神も大半は純然たる西洋主義に出でたるものと云ふて咎めなかるべし抑も民法の如き大典は皆その國の宗旨習慣より來るものにして其宗旨習慣が社會上に働きをなせばこそ始めて之を是非し之を制裁するの法を設くるのみ即ち其國の事情に迫られて形を成すものなり左れば西洋にありては自ら西洋の宗旨習慣に適合せるものあらん東洋にありては自ら東洋固有の性質に叶ふものあるべし若しも西洋にして東洋の性質に適せしめんと欲し東洋にして西洋の主義に同じうせんとするに至ては是れぞ所謂法の精神を誤るものにして東西おのゝ宗旨習慣を異にするに於ては法律も亦異ならざるを得ざること固より明白なる道理なり然るに近來日本社會の實況を視察するに文明の潮流留めて駐まらず我輩も夙に希望したる所にして商賣技藝將た交際の趣より衣服飲食に至るまで漸く洋風を催ほし來り殊に上流社會に於ては殆んど洋化したるものさへ少なからずして權利義務の論も盛んに行はれ人文の程度次第に泰西を追ふて進むの勢なれば世は封建時代にもあらず又維新の當初にもあらず今日の社會は著々革命を経つゝ來りたる社會なれば假令へ法律は其國の風俗習慣に従ふべしとは云へ徳川時代の裁判法を維持すべきにもあらず又新律綱領を適用すべきにもあらず

風俗習慣に従ふときは寧ろ西洋の法律をも斟酌せざる可らざるや勿論なりと雖も扱其斟酌の加減を如何にして可ならん目下唯此一問題あるのみ

嚮に按ずるに法律は猶ほ食物の如し日本の食物は米を本となし魚肉、野菜、醬油等を以て成り西洋の食物は麥を本となし鳥獸肉類鹽砂糖等を以て成る、此の如く其原料に於て既に著しく相違するものが西洋風を斟酌して之を我國人に移さんとするに當り如何なる順序に従て施すべきや日本人は鹽辛を喰ふが故にチーズを代用せしめても可ならんと云ひ日本人は鰯の干物を喰ふが故にハムを代用せしめても可ならんと云ひ日本人は葛湯を飲むが故にミルクを代用せしめても可ならんと云ふか、恰も類似したる様のものなれども葛湯を飲む者が果してミルクを厭はざるや鰯の干物を好む者が果してハムを喜ぶべきや蓋し日本人は性質輕佻なりと評せらるれども一方より見れば頗ぶる活潑にして進取の氣力に富むが故に斷然實行と一決したらば如何なる變革も案外容易に行はれ此を棄て、彼を取るに懶しとせざるべき歟なれども斯る大事を斟酌するには手輕に兒戲を演ず可らず一步／＼漸を以て進みチーズの果して鹽辛に代るべきを知りて而して後にミルクと葛湯の如何を試み之を試むるにも亦種々の階段を経過して適すれば用ひ、適せざれば已み、念の上にも念を入るべし一時に百種異様の食物を持參して早くも洋化し去らんと欲するに於ては社會の動搖劇烈にして民を弄ぶの譏を免かる可らず洋法の斟酌洵に容易ならざるなり

前記の如く西洋の法理を顧みるにも一に國俗民情の如何に照し合はせ決して離るゝこと能はざるものなれば之を第一の著目點となし次に洋法を斟酌するの道は唯漸を以てするの外ある可らずとして扱漸進の方法は如何にと云ふに日本の實際に差支なき限りは法典の箇條は寧ろ足らざる所あるも餘る所なきやう至極簡單なるものを造り彼の所謂西洋學者の如き文面上の完全を望むもの、眼中には或は笑はるゝことのあるべきものにて其邊には頓著なく唯徐々として進むの工風なかる可らず即ち一時急發の激動を避け又その激動の區域を狭くし輕小の試験より進んで重大の斷行に及ぼすの方便のみ智愚混同して然かも少智多愚の社會を經營し最多數の爲めに最大幸福を求めんとならば學者流の銳意をば少しく緩和して然る可きことなり如何となれば日本國は是れ學者流の試験品に非ず我輩は日本國を主位に置いて學者の技倆を試みんとこそ思ふ者なれば一時に國民の大利害を賭して試験の料に費すが如きは事物の本末輕重を誤るものなればなり斯く云へばとて我輩は固より法典の編纂を拒むに非ず又西洋の法理を非とするに非ず前にも云へる如く我人文の次第に西洋風に赴くは隠れもなき事實にして隨て我法典の中にも彼の法理の分子を混入して自ら文明の法典たる可きは疑を容れずと雖も本來日本固有の民情習慣を基礎にして西洋の法理を調合したるものなれば外國人などの一見したる所にては聊か趣の異なるものなきを得ず即ち彼等の本國に於ては圓きものも日本にては四角なる廉ありて往々心に適はざることもある可し故に條約改正内地雜居の後も外人は我法典の兎角日本風にして時としては不平を訴ふることもある可し固より我日本國民は客分たる移住の外人に向て成るべく安心を與ふるは世界同仁の旨にして懇切怠ることなかる可しと雖も内治の要用の爲めに作りたる法典が外國の法の如くならずして日本の特色を呈するは誠に是非もなき次第にして此一點に於ては我輩は厘毫も我國是を枉ることを許さざるものなり譬へば爰に外國人を宿して寢に就かしむると假定せよ彼等の本國にては寢臺を用ふることなれども日本にては夜具蒲團の外これに供すべきものとはなし此際外國人の便利にとて日本國民全體をして悉く寢臺を用ひしむるとせば是れ我國情の許さざる所にして又自家に其要用あるを見ず唯吾々は夜具蒲團を供ふるに丁寧なるべきのみ若しも蒲團の暖にして安きにも拘はらず

漫に其姿を憐からず杯稱して不平を唱へ寝に就くを肯んぜざるものあらば我輩は氣の毒ながら其來泊を謝絶せざるを得ず法典編纂の一事豈に容易ならんや其文字も其精神も共に獨立の大義を失ふ可らざるものなり（明治二十二年七月十七日及び十八日）

法典編纂の時機

條約諸外國が是れまで我國に於て治外法權を撤去せざりしは此儘に日本の法律に服従するを不安心とせしが故なり左れば此度法典を編纂せんとて夜を日に繼いで取急ぐは條約改正に促されて外人に安心を與へんが爲めに非ずやと云ふに決して左様の譯にあらず不文を成文となすを目的として正に我國の風俗習慣に適合する様數年前より計畫經營せしものなれば條約改正の談判には全く縁のなきものなれども偶々今日に邂逅したるより世間の評判を招きたるのみと云ふ者あり洵に其言の如くなるべし如何となれば日本の法律を制定するに當り外國人を主にして我國人を客にするが如き迂闊は經世上にあるまじき談なればなり假令へ或は條約改正よりして領事裁判所を廢する前に我新法典を發布するの約束あるも此約束は唯諸人心得の爲めに法の文面を一見せしむるまでにして内外人をして一言の是非を言はしむ可きに非ず又その領事裁判所の廢止も五年後のこと、あれば法典の編纂も三四年の内に成れば晚からざるに似たれども目下政府に於ては頻りに其編纂を急ぐと云ふ是れは急いでも尙ほ晚しとて事を鄭重にするの旨なる可し然るに新法典を悦ばざる人々は唯この事情を一目して不都合なり不急なりと稱し翻譯法律は我が民情に適せず云々と頻りに其非を鳴し其缺典を摘發するのみにして扱編纂の方法は如何して然る可きやと尋れば是れと定めたる妙案もなきもの、

如し我輩の感服せざる所なり之を喻へば醫師が他の治療を傍觀して此療法は學理に適せずと云ひ或は學理に適するも病人の身體に不相應なりなど、唯他醫の處方を非難するのみにして自ら私案を申出さざるに異ならず左りとは唯破壊を目的とする者にして事を組立つるの旨に非ず詰り極端に走るの弊にして我輩の取らざる所なり

抑も今回編纂すべしと聞えたる民法、訴訟法、商法等の如きは農工商を問はず貧富を論ぜず凡そ日本國民たるもの利害痛痒を感ずること最も重大にして時々刻々その關係を離る可らざる所のものなれば單に理論に依頼して立法の材料を製作するが如き學者流の癖に陥ることなく都て實地を標準にして通俗を忘れず例へば農民をして農事の現状を云はしめ商人をして商賣の實地を語らしむるが如く諮詢の區域を廣くして始めて大なる過ちを免かる可し然るに今の我國の立法者を何人かと問ふに即ち政府の官吏なり政府の官吏なる者は農にもあらず商にもあらず身元を尋ねれば大抵士族の一流にして理を説き學を講ずるは夙に其得意とする所なれども百姓の間に入りて農味を嘗めたることもなく町人と同伍して商賣の實地を學びたることもなし左れば我輩は其官吏を稱して決して愚なり鈍なりとするに非ざれども農工商の如き別世界の人民に關する利害得失の如何に至ては全く素人なりと云ふの外なし假令へ諸般の取調に怠らずとするも病人の痛痒は病人の訴を聞いて始めて正確なるを得べし立法者の明四邊に達すと云ふも抑も亦机上の推量にして頼むに足らざるなり左れば今度の法典も洋法の翻譯ならばイザ知らず苟も國俗民情に適せしめんと欲するには法理の斟酌よりも寧ろ人民の訴ふる所を探求せんが爲め有らん限りの方便を盡すこそ肝要なれ何等の事情あるも匆々の際に速成を期するは我輩の取らざる所なり或は性急論者は之を悦ばずして謂らく現行の刑法治罪法の如きは容易に成りて甚だ美なるに非ずやと難するものもあらん歟なれども刑法の與かる所と民法の管する所とは本來人事の趣を異

にして區域の廣狹同日の談に非ざれば其編纂に難易ある可きのみならず刑法治罪法とても尙ほ隔靴の嘆を免かれざるもの多きにあらずや枉げて數歩を譲り民法の編纂も先例に倣ひ官吏の手に一任するの外に好方便なしと云へば夫れまでのことにして我輩も強ひて争ふことなかる可しと雖も爰に輿論諮詢の爲めに屈強の方便こそあれば若しも此機會を空うするが如きありては之を評して經世上の大早計と云はざるを得ず

蓋し其機會とは何ぞや明年開く可き帝國議會即ち是なり我輩は固より國會の代議士を目し各種各族の人民を代表して遺憾なしと豫期するには非ざれども其名義は勿論事實に於ても最も之に近きものなれば其國會に諮詢し其協賛を得て然る後に之を編纂するも晚きことはなかる可し夫れも國會の開くるは今より十年若くは廿年の後にありて前途程遠きことならんには我輩は尙ほ夫れにても待つ可しと主張するには非ざれども指を屈すれば僅々十五箇月の後なるに之に先だちて倉皇編纂し了らんとするの必要はなかる可し本來國會開設と決定したる其主意は種々ある可けれども法を立つるに人民と共にするは第一の精神骨子なる可きに然るに今民法の如き人民に至大至重の關係あるものを編纂するに當り十五箇月の長きに堪へずして早くも事を成さんとするは國會開設を約束したる精神骨子に悖る所なかるべき歟日本人民の爲めに至寶の法典を設けんとせば今暫く銳氣を宥め國會開設の後まで延引するは事の順當なるものと云ふ可し(明治二十二年七月二十五日)

功臣の離合

王政維新の事に與りて力を致したるは薩長土肥の人々にして所謂維新の功臣なるものは重もに此四藩より出で今日

に至るまでも政府重要な地位を占むるもの多し即ち世に藩閥政府の稱ある所以にして彼の政府の不折合又は内閣の更迭などいふものも亦唯この功臣輩の進退離合の騒ぎに過ぎずして維新以來今日までの政變は或は之を功臣の離合騒ぎと稱するも可なるが如し蓋し其内實の如何は兎も角も其外に現はれたる處に就て之を見るに彼の明治六年中征韓論の事より西郷以下參議諸氏の辭退を始めとし十四年の騒動と云ひ十八年の改革と云ひ何れも功臣離合の結果によらざるはなし左れば世の政府の爲めに治安の策を獻するものも亦この功臣の分離を調和するに過ぎずして或は薩長の聯合と云ひ或は功臣の網羅と云ひ其分離の極に至りての策は則ちこの居中調停の工風にして前年の大坂會議また昨今の功臣網羅説の如き即ち其例として見る可し而してこの調停策なるものは果して能く功を奏す可きや否やといふに我輩は聊か之に疑なき能はざるなり抑も維新の功は四藩の力、與て多きこと疑もなき所にして現に其藩人等は政府重要な地位を占むるもの多きことなれども時勢の變遷に隨ひ人の權力に消長あるは勢の免れざる所にして二十年の其間に土肥の兩藩はいつしか次第に政府中の地位を失ひ其勢力元の如くならず今の内閣に於ては薩長の人々こそ重もに勢力を有するが如くなれども之を其内實に入りて見れば二藩の中にも亦非常の優劣あるや疑ふ可らず蓋し其權力の優劣消長を來したる所以を尋ねたらば種々の理由もあることならんれども畢竟弱者は力を失ふて次第に去り強者は留りて之を維持するものにして所謂優存劣滅の道理に外ならざれば今更これを如何ともすること能はざる可し左れば彼の功臣調和の策の如きは事宜に依りては或は功を奏することあるやも圖り知る可らずと雖も要するに一時の彌縫に過ぎずして遂には破綻を現はす可きこと前例に於て既に明白なる處なれば今後とても亦然るものと覺悟せざる可らず思ふに十數年前新政早々戰爭殺伐の餘氣未だ收まらず封建割據の氣風猶ほ存する時に在りては政府に於ける功臣の分離は決して得

策ならず江藤前原の騒動を始め西南の大騒亂さへも功臣間の反目より起因したる程の次第にして其時に處しては其時の策なかる可らず即ち功臣の調和策も時に取ての妙案なりしならんと雖も今日の時勢は既に當年に異にして世上また不平を干戈に漏らさんとするが如き狂愚輩のある可き筈もなければ此邊の心配は一切無用となし更に心膽を大にして永遠の策を講ずること肝要なる可し蓋し維新の功臣は其出身の地こそ異なれ伏見の夜雨、奥羽の秋風、ともに生死を盟ひたる程の間柄にして何れも同功同體の人々なれば政治上の行掛りよりして時に或は反目し久しく朝野の間に分離することあるも已れも亦毎事意の如くならずして今の世を啣ち昔の事を思へば一片の感情自ら止む能はず忽ち眼前の小紛紜を忘れ會て事を共にしたる其人々と再び事を共にして昔の様を今に見んとするの情なき能はず即ち功臣網羅策の起る所以にして其心掛は寧ろ愛す可きなれども其結果は遂に如何なる可きや銘々意見を異にして而も屈強相下らざる人々を一榻の上に集めて毎事に議論の多きを致し甲乙丙丁互に不如意に不如意を重ねて遂には黙して言はざるが如き事相はなかる可きや不安心に堪へざる所なり願ふに一國の政府は情實の府にあらずして時勢の變遷は人力の如何ともす可からざる所なれば區々たる情實緣故は一切これを斷絶し意見の合はずして去らんとする者は其自由に任せ、去る者は去り留まる者は留まり自ら其力を以て其地位を守るの外ある可らず況んや今日の時勢を以てすればよしや一旦其地位を失ふも政治の事は獨り政府の部内のみならずして天下到る處に友を求むるの便もあることなれば他日席を捲て重來することも敢て期し難きにあらざるをや二三功臣の離合に掛念して調停と云ひ網羅と云ひ以て自ら弱點を示すは決して政府の得策にあらざる可し(明治二十二年七月二十七日)

法律の文字

言語文字は思想の代表者なり思想なくして言語文字あることなし左れば東洋にありては東洋の思想を代表し西洋にありては西洋の思想を代表す東西の思想互に相異なるときは其言語文字も亦隨て異にして西洋の一語にして足るものも東洋にては數十言を費やして始めて了解するものあり東洋の隻句にして充分なるものも西洋にては殊更に迂遠なる解釋を要するものあり東洋の隻句美なりと雖も西洋の一語盡せりと雖も是れは其國々に於て然るのみ俄に思想なきものに向て之を適用せんとするも嘗に其效なきのみか却て途方に迷はしむるに足るべし願ふに古來我日本は鎖國にして世界の交通を絶ち支那より外に思想を持込むものとはなく隨て言語文字も和漢に限りたりしが三十年前國を開いて西洋と交際を始むるに當り彼の言語を解し彼の文字を翻譯するの必要に迫りたれども茲に不都合なるは思想の相異にして彼我互に恰當せざる所より往々譯して譯す可らざるもの多く當時の翻譯者は別して大に之に困りたりと云ふ例へば Right 即ち權利の如きも今日にありては殆んど何人にも通用する様なれども此普通の文字は三十年前になりしが故に Right を何と譯して然るべきや古來武士の一分と申す其一分の字義は稍やこれに近きものなれども武士より以下百姓乃至乞丐などに至ては所謂一分なるものあるを聞かず遂に何人か權利と云へる新字を作り出して之に當儀めたるよし其他義務、主義、社會、干渉、代言、版權等何れも翻譯者を困却せしめて數年の間讀む者をして了解に苦ましめ近年に至りて纔に通用するを得たることなれども西洋の文字にして日本人の腦髓に入りたるものは極めて少なく昨今の譯書とても相替はらず難澁詰屈にして意味の容易に移らざるは皆是れ以上の理由に非ざるはなし殊に甚だしき

は到底譯字を見出すこと能はずして其儘に洋語を適用したるものさへあり醫學社會にリヨウマチスと云ひカタルと云ひ銀行會社等にコルレスボンデンスなど云ふが如きは是なり本來無き思想を代表するが爲めに其文字を求め又これを作らんとするも咄嗟の間に叶はざることゝ知る可し

然るに今度其筋にては民法、訴訟法、商法等を編纂して之を成文の法典となすと云ふ未だ發布せられざれば我輩は之を評するに由なけれども其大體は純然たる西洋主義に出でたるものゝよし西洋主義の斟酌固より不可なけれども其斟酌に付ては過日鄙見を陳べたる通り既に容易ならざる上に主義を斟酌するとあれば勢その文字をも翻譯して多少の新文字を模造し來るべきや必然たるべし左れば世上の一説に法典の發布と共に法律上の字引を作り併せて之を世間に出さんとの方案もある由なれども僅に四十七字のいろはさへ幾多の星霜を経て始めて一般に流布せし程なれば況して數千百條の新法中あらゆる難語を撰み出し字書によりて了解せしめんとするは中々以て一朝一夕の事にはあらざるべし蓋し今度發布せらるべき法典の如きは廣く人民一般に影響を及ぼして日々離るゝ能はざるものなれば成るべく下民に迄も解し易き様致すべきは勿論なれども各種の學科何れも固有の用語ありて全く通俗にも参り兼ねることなれば我輩は徒に法典の用語の六ヶしきを咎むる者に非ざれども洋法の精神を移して其文字をも翻譯するとありては無辜の良民が事を好む輩の弄ぶ所となり社會の波瀾を激するのみか日本人と外國人と相對するの日に於て損得果して如何あらん我には新規にして且つ難字なりと思ふ其難字も之を外國の文字に翻譯して彼に示せば一目瞭然從來の經驗に慣れて怪まず敵は熟して味方は不案内なり彼我の掛引既に一步を譲らざる可らず然らば則ち當局者の主義は假令へ日本國民の爲めに法典を編纂し外人に頓著せずと稱すと雖も其實彼は得意にして我は迷惑し主人が客位に立つ様の姿となるべし

法律の文字決して容易に翻譯す可らず其實際の影響は法の精神骨子を翻譯するに比して却て重大なるべきも更に劣る所なかるべきなり(明治二十二年八月一日)

條約改正の形勢

條約改正の事は唯世間に傳へ聞くばかりなれども此傳聞にして大なる相違もなからんには今度改正の新條約を結び内地を開放して外國人の往來住居を自由にし動産不動産又は公債證券株式等の所有を許すこと日本國民に異なることなく又日本の内地に入る限りは外國人たりとも日本の法律に服して其保護を受ること日本國民同様たる可し又一方には結約後十二箇年を期して日本の最上等裁判所(大審院)に外國出生の法律家を雇ひ例へば其裁判所に七名の裁判官なれば外國人を多數にして四名丈けを列席せしむ可し、又海關稅も従前よりは餘程割合を高くすれども先づ以て十二箇年間は全く日本の勝手に任せず、又是れまでの外國人居留地も凡そ五箇年は其まゝにして居留地内に居る外國人は相替らず領事裁判所の法に従ふ可し云々の次第なり

事の前後左右を顧みず唯國權の完全をのみ所望すれば右の新條約も甚だ愉快なるものに非ず等しく獨立の國と國と相對して幾分か我方に枉る所ありて面白からずと雖も是れは三十年前開國の其時より恰も我日本國に附纏ふたる不利にして因縁深き災難なれば今更一時に之を除去らんとするも勢の許す所にあらず殊に新條約には十二箇年五箇年と明に年限さへあれば短氣に完全を求めて仕損するよりも暫時の不愉快を忍んで靜に大功を收る方智者の事なる可しとて我輩も既に此風聞の改年案には賛成を表したり(本文領事裁判所を廢する前に法典發布の要あるよしなれども人の説

に法典は全く日本國民の習慣を骨にして組織し外國人に對しては特に會釋するに非ざれば條約改正には縁なきものなりと云ふ其果して然るか然らざるかは我輩の最も注意する要點にして之れに附ては別に論ずる所のある可し

然るに近日茲に思はざる所の邊より故障の生じたりと申すは此條約改正と帝國憲法との關係是れなり抑も一昨年中止を告げたる改正案には十五箇年の間外國の法官を雇ひ其場所は大審院のみならず他の高等裁判所にも多數を採用して凡そ何十名の多きに及ぶ可しとのことなりしが今度は大に趣を改め唯大審院にのみ四名とあれば前後の相違いばかりか我利益にして是れなれば無論異存の聲もなかる可しと思の外、こゝに屈強なる異論者を出現して其論に云く前の改正談判中は憲法未發の時代なり今は則ち然らずして至大至重の憲法の明文にある限りは苟も之に觸るゝことある可らず憲法第十九條に

日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

とありて之に樞密院議長伊藤伯が義解を施したる其文に云く

文武官ニ登任シ及其ノ他ノ公務ニ就クハ門閥ニ拘ラス是ヲ維新改革ノ美果ノ一トス往昔門地ヲ以テ品流ヲ差別セシ時ニ當テハ官ヲ以テ家ニ屬シ族ニ依テ職ヲ襲キ賤類ニ出ル者ハ才能アリト雖顯要ニ登用セラル、コトヲ得ス維新ノ後陋習ヲ一洗シテ門閥ノ弊ヲ除キ爵位ノ等級ハ一モ就官ノ平等タルニ妨クルコトナシ此レ乃憲法ノ之ヲ本條ニ保明スル所ナリ但シ法律命令ヲ以テ定ムル所ノ相當資格即チ年齢納税及試験能力ノ諸般資格ハ仍官職及公務ニ就クノ要件タルノミ

日本臣民ハ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得ト謂フトキハ特別ノ規定アルニ依ルノ外外國臣

民ニ此ノ權利ヲ及ボサ、ルコト知ルヘキナリ

とあるからには今度大審院の法官に採用す可しと云ふ其法官は日本臣民に非ず日本臣民に非ざる者が日本最上の裁判權を執るとは憲法の明文に對して如何との議論を生じ今は至極重き一問題と爲りて容易に解く可きに非ず左れば彼の外交通知書(デプロマチックノート)に外國出生の人を雇ふと云ふ其人は必ずしも異國異籍の人を指すにあらず其出生出身は外國にても我帝國に歸化すれば純然たる帝國臣民に異ならざるが故に之を用ひて妨げある可らずと論緒一轉して歸化法の談に入り從來我國の男子にして洋婦人を妻にし我日本婦人が外國男子と室を同うして子を産みたる者ありて其屬籍甚だ分明ならず況んや外人に内地雜居を許すときは歸化人も多からんことなれば今にして之を定るは要用なりとて大凡各國の例を見るに外國人が來りて直ちに歸化を許すの法あるを見ず必ず三五年住居の後に之を許すことなれども又或は特別に其國に功勞あり其人に必要な外國人には直に特別の歸化證書を與ふるの例もなきに非ざれば此特例に依て外國の法官を用ふ可しとの説もあるよし

右の次第にて歸化法は今度の條約改正外國法官雇入の事に縁なくしても何れにも制定せらるゝことならんか扱その上に於て曩きの外交通知書中に記したる外國法官とは此歸化の外國人を意味するものなりと申出して各國政府は固より其心得なりしと云ふか、或は其心得ならざりしも我申出に應じ改めて左様心得べしと云ふか云はざるか、成敗分目の最要點なれども本來我輩は其通知書なるものを見ざるが故に何とも推測を下し難し何れ其邊に就ては多少の困難は免かれざることならん當局者の多事推して知る可し抑も憲法の明文は固より大切なりと雖もいよゝ其文字通りに實行せんとして色も艶もなく法理一偏より立言するときは隨分難事は少なからざることならん例へば日本男子は日本帝國

の臣民にして其妻も亦固より臣民なり然るに妻の本籍は外國に在りて他國に歸化す可らざるの事情あらんには既に子まで産みたる身にして公然たる妻にあらざれば其子も亦私生の名を免かる可らず人事に於て難澁の次第なり又或は従前外國の人を其まゝ在外國の名譽領事などに命じたることもあり或は領事は單に一局部の事務職にして國家の大權に關する政事官にあらざるが故に苦しからずと云へば遞信省管船局などには雇の外國人が船舶遭難の件に關し司檢所に於て審問の主任と爲り判定を言渡す事さへあり斯の如きは則ち政事の筋の官職と云はざるを得ず夫れ是れの事情を視て經世の便利一偏の邊より穩に論じたらば彼の大審院に四名の外國人を雇入るゝ事に付ても眞正面に憲法に觸れずして臨時特別の處分はなかる可きやと専ら思案工風する者もあるよし然りと雖も法律論は自から亦一種のものにして正々堂々に論じ來れば其嚴なること文字の畫くまの欺く可らざるが如し手扁は手扁にして木扁は木扁なり一點の有無一筆の長短を以て戊と午と牛との差を生じて其異同を争ふ可らず殊に憲法とあれば日本全國一般に之を重んじ厘毫の事にてても等閑に附することなきは今日の人心にして其穎敏なること他の法律を視るの比に非ざれば之より議論の起るも亦偶然に非ざるなり左れば今後條約改正の運命は法律論と經世論と、正道と權道と、永世法と臨時法と凡そ此邊の輕重に由て定まることならん我輩は偏せず黨せず唯その成行を觀るのみ但し一步を進めて事の成敗の由て來る處を求めば其深き原因は人の言外に發せざる微妙の邊に在て存するものならん我輩は他日又重ねて一言を試んと欲する者なり

(明治二十二年八月二日)

條約改正の困難

聞く所に據れば條約改正の談判は近來次第に歩を進め米、獨の二國は既に我請求を容れて其改正案に調印し露國との談判も既に終りを告げて昨今調印の場合に至り其他の諸國も現に掛合中のものあり又は之より取掛らんとするものもあれども其模様は何れも好都合にして米、獨兩國と同様の運びに至る可しと云ふ條約の改正は我國年來の希望にして其當局者は申す迄もなく一般の人民に至るまで熱心一方ならざれども兎角、意の如くなる能はずして既に一昨年中は談判の半にして俄に中止したるの事情もあれば改正の一義は當分の間、思ひも寄らざる事なる可しと考へたるに意外にも事の捗どりて今日の運びとなりたるは天晴れ當局者の手柄と申すの外ある可らず然るに近來世上に反對の説喧しく新聞演説に之を論ずるのみならず或は態々遠方より出京して建白書を呈する者さへある由なるが其反對説は獨り民間に止まらずして政府部内にも波及したりと云ふものあり詳細の事は知る能はざれども近來の事實に依て徴すれば兎に角に反對説の盛なることは疑なきものゝ如し勿論我輩は未だ今回の改正案なるものを見ざるが故に之に對して十分の意見を述ぶる能はざれども果して世間に説く所の如くなるに於ては當分の處、他に致方もなかる可しとて賛成の意を表したる事なり近日は反對の説も頗る微妙の邊に達し憲法云々の論もあるよしなれども當局者が最初この案を提出するには定めし此邊の注意もありたる事ならんればヨモヤ斯る事情よりして既に兩國政府の間に調印済となりたる改正案を破棄して中止の不幸を再演する如き事はあるまじと思へども兎に角に今日當局者の地位は極めて困難の場合に際したるものと云はざるを得ず抑も身に一國を代表し諸外國に對して重大の事を談判するには内に向て大に頼む所のものなかる可らず若しも然らず外に強敵を控へながら内の決心堅からずして時に動搖の患あるときは其局に當る者の困難は申す迄もなく或は信を外國に失ふことなしとも云ひ難し蓋し所謂責任内閣の國々に於ては一人の責は即

ち内閣全體の責なるを以て其議俄に中變して當局の一人を犠牲に供するが如き事はなけれども未だ責任内閣の體を成さざる今の日本の内閣にては如何ある可きや細件は兎も角も苟も條約改正の如き大事は其著手の前に當り閣議の決著を經るは勿論、至尊の御認可をも受くる事なる可ければ假令へ聯帶の責任はなしと云ふも中途にして俄に議を變ずるの患はあるまじきことと思へども前年の條約改正中止に當局者たる井上伯が職を辭したるが如きは事の成敗を唯一身に引受けたるものにして内閣全體に責任なきの實を現はしたるものと云ふ可し今は時勢も追々變化して事體當年と同じからざるべしと雖も憲法も未だ實施に至らざる今日に於ては内閣に責任なきの一事は疑ふ可らずして事宜に據りては如何なる變化も圖る可らず抑も今の日本の如く内閣の責任定まらざる處に在て事を成すには時としては極めて易く時としては又極めて難きものなり獨り自ら其局に當りて其利害成敗を一身に負擔するときは他人は強ひて之が反對をなさざるが故に事は著々歩を進め幸にして大願成就の其曉には勞は思ひの外に少なくして功は悉く己れに歸するの愉快ある可しと雖も若しも其反對に世間に種々の異議あるなど事の捗どり妙ならずして少しく滯滯の色を現はすときは意外の處に敵を生じ一身孤立して事の纏り甚だ困難なる場合なきにあらず此事相は蓋し東洋の政治上古今の通患にして畢竟は人の罪にあらず其制の宜しきを得ざるが爲めのみ而して今回の事の始末は委しく知るに由なけれども若しも世間に傳ふる所の如くんば當局者は正にこの困難に際會したるものと云ふ可き歟(明治二十二年八月八日)

條約改正の困難は公論の裏面に在り

第一

一昨年中止を告げたる條約改正案と目下世間に風聞する改正案と比較するときは前後著しき相違にして之を買物に喩へて云へば同一の品物にして前日は百圓なりしに今日は五十圓なるが如し實は代價を出して買ふ可きものにあらず獨立國の名を以て獨立國の實を取る可きとなれば無代價こそ至當なれども是れは我輩の毎度云へる如く開國以來の行掛りにて今更如何ともすべからざる勢なれば座上の議論よりも實際の利害損益を把握し假令へ無代價ならざるも既に五十圓とまで下落したることなれば此機會を空うせずして賣買を決す可しとて此一點に於ては常に同意を表する者なり蓋し世論の一は一非は免かる可らざるの數にして今回の改正案に就ても大に賛成する者あれば又大に反對する者あり固より怪しむに足らざる所なれども其議論に漸く熱度を増して雙方共に極端に達するが如きは我輩の不服のみか議論の最中に國の利益を看過するの恐なきにあらず試に其一例を示さんに彼の所謂賛成論者が速に事を成さんとして熱心に改正の得策を稱揚し斯くくの利あり云々の益ありとて頻りに利益を並べ立てるまでは尙ほ可なりと雖ども之を稱揚するの餘りに従前の外交略を駁し是れまでの外交は柔弱なり無力なり常に曲を被りしものなれども今は則ち然らず改正の一舉以て開國以來の百害を除き國權の廢れたるを回復して三十年の國辱を雪ぐ可し云々と囂立る其趣は新に病家を得たる醫師が自分の技倆を誇らんとして前醫の拙劣を鳴らすに異ならず後醫の治療法或は當を得たる所もあらん或は病勢の變化にて幸に快方の時機に投じたる意味もあらん兎に角に後醫の手際は前醫に比して美なりと雖も何分にも其手際論の餘り騒々しく又高慢らしきが爲め傍人の耳には少しく聞苦しき場合もありて中には血氣の壯年も少なからざることなれば他の長談議を聴かず單に癢に障るの一言を以て忽ち反對に立ち敵の弱點のみを攻撃して極端を論ずれば賛成論者も之に應じて辨論を厭はず雙方共に次第々に頂上に達し新聞に演説に今は其語法さへ甚だ穩かならずし

て殆んど互に罵詈するもの、如し又近日に至ては漸く其區域を廣くし法理一偏より立言して反對を試み憲法の明文に訴へんとする者もありと云ふ何れにしても穩便の沙汰に非ざるが如し

我輩の冷淡なる心を以て窺に右等の事情を察するに條約の改正固より國の一大事にして其得失利害を論ずるは雙方共に國の爲めにする公論なりと雖も公論は唯道理の中に行はるゝのみにして未だ以て事の全面を盡すに足らず故に今道理の區域を離れて人情の部内に入り不言の言を聴き、無形の形を察するときは其公論の底に自から一種功名の私情を存して微妙の際に運動するものあるが如し功名手柄を争ふは政治家の本色にして毫も咎るに足らずと雖も獨り全璧を専有するは人間の許さざる所なれば智者は初めより之を求めずして常に他に分與せんことを勉め假令へ反對の敵に向ても全勝を貪らずして多少の餘地を遺す、甲州流の軍法に淺く勝つとは此邊の意味なるに然るに改正に關する論者が獨り自家の功名を明にせんとして他に會釋するの局量なく他の一方も亦厘毫の猶豫を與へずして其隙に切込まんとするが如きは政治上の甲州流を誤る者と云ふ可し抑も我國の條約改正論は既に舊幕府の時より之を催ほし維新後岩倉大使が外國へ派遣せられたるときにも之に論及して爾後幾回か外務大臣の更迭あるも曾て其論緒を斷絶したることなく以て井上大臣の時代に至て更に面目を新にし外國の事情を取調べ内國の政法を改良し、外國の學士を聘し公法を講じ、交際を親密にして外客の歡心を繋ぐ等非常の散財は兎も角も凡そ條約改正の材料は十分に備はりて談判に談判を重ね内地を開放して領事裁判所を廢する等のことも井上伯外務大臣たるの時代に現れたる新案にして雙方の談判將さに成らんとするに臨み何分にも約束の箇條満足ならずして遂に中止を告げたれども改正談判の用意材料は中止と共に散逸す可きに非ず恰も井上大臣が在職中に辛勞したる其紀念として外務省に存在するや明なり井上大臣に次で改正の

談判を開きたる者は大隈大臣にして其成績は前の談判の比に非ず井上伯の談判に不満足なりとて攻撃を受けたる箇條は大に減却して唯殘る所は四名の外國法官を大審院に用ると云ふに在るのみ三五年前の外交の事情を回想して今日この談判の成跡を見れば實に驚く可き程の次第なれども扱その然る所以は何故なるやと尋るときは我輩は之を唯大隈伯その人の技倆に由るのみと斷言せずして寧ろ時勢の然らしむる所なりと言はんと言ふ者なり大隈伯は才あり智ありと云ふも等しく今の日本の政治家にして之を井上伯その他に比して大差あるに非ず然るに井上伯の談判は云々にして大隈伯の談判は斯の如しと云ふ、時勢にあらずして何ぞや即ち其時勢とは我日本國の文明開化常に進歩して怠ることなく内治の改良、貿易の増進、外國の人も漸く之を見て漸く心を動かし漸く日本に重おもを置かんとする其時に當り大隈大臣は既に内に用意したる條約改正の材料を利用して談判を始め恰も内外相投するの好時機に乗じて好結果を得んとするものなり左れば今回の改正談判は大隈大臣の時代に成ると云ふも其成る所以の由來を求めれば遠く岩倉大使の時に始まりて爾後副島、寺島等の諸大臣近くは井上大臣の緒を繼ぎ其用意材料を利用して之を潤飾するに臨機の方策を以てし政府以外に在ては人民一般の輿論も自から談判の後楯を爲したるものなり畢竟するに外交の權衡は國勢の強弱文不文に依るものにして苟も國勢の振はずして國民の不文ならんには如何なる外交官を得るも用を爲すに足らず若しも岩倉大使外行の其時より爾來我文明に進歩の色なくして依然たる古風國ならんには今日百の大隈大臣あるも現行の條約を如何す可きや唯外國人の爲すがまゝに従ふ可きのみ故に我輩は今日改正談判の様子を見て敢て大隈伯の功勞を抹殺せんとするにはあざざれども單に伯の力を以て事を成したりとするが如きは國事の大勢を知らざる少年論として同意するを得ず各國との談判いよゝゝ進歩して終に好結果を得んか我輩は國の文明の爲めに祝するのみ特に大隈伯に向

て謝する者に非ず如何となれば條約改正の局に當りたるは岩倉大使以後外務の大臣は何れも同様にして伯の功勞に比し輕重ある可らざればなり

第二

條約改正の談判果して功を奏して好結果を得ることあるも其功名は獨り今の外務大臣のみに歸す可らず改正の談判が多年の行掛りにて困難なりと云ふ其多年の局に當りたる外交の主務官も亦辛勞少なからずして之を今の大臣の經營に比して輕重の別ある可らず否な其多年辛勞の結果積りて今日の大結果を得んとするに至りしことなれば之を農業に喩へて云はんに前の當局者の勞は春夏の耕耘の如く春の雨天、夏の炎暑に勞したる其報酬は秋の收納に現はれ今の當局者は正に秋收の時に逢ひ録もて刈るの勞あるのみ此賭易き事實は老練なる大隈伯に於て知らざるの理なし必ず心に左こそ思ふことならんれども爰に不幸なるは彼の條約改正賛成論者の多言にして漫に改正の必要を論じ其談判の好事情を發揚し甚だしきは従前の外交法を冷笑誹謗せぬばかりの口調を用ひて喋々する其趣は恰も改正の必要論を以て自家の新發明と爲し其談判の活潑なるは空前出色のものなりとて殊更に自から誇るものゝ如し我輩を以て之を一見すれば誠に無益の談にして面白からず政治家の極意は唯事を成すに在るのみ事をさへ成せば其得失の評は之を江湖に任して可なり傍より稱賛する者あるも事に實益なしと思へども今一步を進めて其内情を探るときは賛成論者は例の功名心か又は黨派心の劇しきものにして今回の好成績を取て自家専有の功名と爲さんとの胸算には非ずやと少しく疑なきを得ず即ち公明正大なる議論の底に幽に功名威張の私情を含んで何處となく其暗臭を浮動せしめイヤニ人の鼻を打つものにして我輩は當初より之を傍觀し斯くては今の時に於て却て論者の爲めに不利ならん必ず何か困難に逢ふこ

とならんと窃に氣の毒に思ひし所なり但し是れも政治家の常態、殊に怪しむに足らずとして恕するも此筆法にして果して功名専有の見込あれば妙なれども改正の必要論は今日に始まりし新案に非ず先代の人の飽くまでも知る所にして千辛萬苦も嘗ならず唯その時々の時勢に制せられて不本意ながら今日に至りし其間に多少の用意を設け材料を遺して後代に傳へたることなれば其後代の人々が最後に現れ出でたればとて先者の功名を抹殺して獨り自から之を專にす可らざるは人事の勢に明白なる所にして之を知らざるは其人の不明と云ふの外なし或は賛成者には夫れまでの心意あるに非ず事の半成を窺ふて早くも愉快を催ほし欣喜自から禁ずる能はずして喋々無心に揚言したるものか、左りとは思慮甚だ淺く政治家の事に非ざるが如し其無心有心は扱置き斯る賛成論の喧しきが爲めに反對論の喧しきを引出して天下の人言を多くしたるは争ふ可らざるの事實にして我輩は人の誰れ彼れに縁なく唯條約改正その事の爲に不幸を悲しむのみ將た又その反對論の中にて目下最も有力なるは過日の時事新報に記したる外人雇入に付憲法の明文如何の一條なるが如しと雖も是れとても實は法律一偏の乾燥論にして色もなく潤もなき言なれば少しく潤澤を施して明文を玩味したらば自から解釋の法もある可し好しや他に解釋法なしとするも彼の第十九條の義解に特別ノ規定アルニ依ルノ外外國臣民ニ此權利ヲ及ホサ、ルコト知ル可キナリとあるに付ては條約改正を特別の事として之に要用なる外人を使用する爲め特別の規定を作る可しとの説もあれども凡そ此憲法論なり又その他種々様々の反對論なり之を聞けば何れも皆一片の道理を存して公然たる公論の體を成し道理の區域内に於ては容易に破る可らざるものなりと云ふ誠に奇妙なる事相なれども今その道理の正面を離れて裏面の深き處を窺ふときは自から此奇相の解釋なきにあらず即ち其裏面に隱伏するものは他人をして功名手柄を專にすることなからしめんとするの私情にして哲學流に論すれば人生の私慾に

相違なしと雖も政治社會に於ては先づ以て普通の情態にして俗に云ふお互ひのことなれば特に咎る程の惡徳にもあらず唯少しく代言流に類すとの評論ある可きのみ斯る事の次第にて條約改正の賛成論者も公論の底に一物を藏め反對論者も同じく一物を隠し之に加ふるに彼の癢に障るの事情もありて遂に今日の場合に推し揚げたることなれば此上は雙方共に勉めて熱情を和らげ論辨の口調を改めて穩便を主とし賛成者が獨り功名を貪らずして大に之を分たんとすれば反對者も亦心を寛大にして他の運動を許し以て事の大成を期するの外ある可らず若しも然らずして互に正義公論を持出し秋毫の末を争ふて止むことなくば今日に喋々する論點は幸に滑に治まるも又第二の論點を生じて殆んど際限なかる可し賛成者も反對者も頻りに道理を述るは互に先方の言を解せざるが爲めに非ず議論の本旨は無言の邊に在て存するが故に其邊の内情を調和するに非ざれば千百の辨論も都て無益たる可し經世家の宜しく注意す可き所のものなり

(明治二十二年八月九日及び十日)

條約改正に對して英國の意向如何

近來條約改正論に付ては甲是乙非、互に相對峙して議論を戦はし紛々又擾々として容易に今後の成行をトす可らずと雖も眼を放て先方の對手の様子を如何と眺むれば我より數歩を譲りたる彼の條約改正案にてすらも猶ほ彼是と遷延踟躇して談判は決して容易ならざるものゝ如し蓋し身を條約改正の當局者と假定して事の成功を謀るときは世間の反對論を論破して蕭牆の争を止むるに忙しきのみならず内の困難よりも却て外に對して尙ほ未だ安心に至らざるの事情ある可し之に付き或る外國人の所説を聞くに抑も今回日本の改正條約に米國は率先して同意を表し獨逸これに次ぎ露

西亞又これに次ぐ三大國は先づ調印済となりたれども残るは英佛その他にして就中英國との談判を以て難中の至難とする其次第を云はんは當初米國が一も二もなく率先して同意を表したるは方今同國の政策とする所は只管内地の改良に銳にして土地條例を云々すると云ひ新一州を加ふる杯との問題に至れば全力を盡して論究するに怠らざれども外國とあれば如何なる事情の出來することあるも所謂對岸の火事にして進んで利を求めんとせず又害を恐るゝこともなく悠々として廣大なる自國の富實を謀り曾て遠略の念なきものなれば日本との商賣の如きは米國に取りて殆んど利害の感なし況んや日本の土地の所有を許されたればとて喜ぶに足らず假令へ日本全國を進上せんと云ふ者あるも平に辭退することなる可し利害の關係の薄きと共に條約の文面に重きを置くの要なき所へ兩國交際の由來を尋ねれば最初に日本に開國を教へたるものは米國にして云はゞ手解^てきの師匠の如きものなれば名譽の爲めに好意も深く我が開きたる日本を見よと世界に誇りたき一種の物數奇より日本の都合とあれば一々これを承諾して早く文明世界に仲間入せしめんととの親切淺からず例へば支那と英國との間柄を見よ米佛の敢て爲さざる所も英國は支那の爲めに勉めて好都合を圖るに非ずや蓋し英の東洋政策にも由る可けれども一は始めて支那國を開きたるの名譽に泥むにあらざるはなし日米條約の容易なる判然として其理由を知るべきなり次に獨逸を如何と云ふに彼國たるや歐洲大陸の中央に位して從來會て海外貿易を營みしことなかりしに僅々二三十年以來漸く事に遠征に従ひ諸方に腕を伸ばすに至りたるものなれば喩へば開業早々の醫者が頻に病家を求むるが如く日本を東洋貿易の得意先と認め早くも好意を盡して改正條約に同意を表したることならん、露西亞に至ては更に日本に利害の縁なきものにして貿易を營まんと欲するに非ざれば關稅の高下を掛念するに足らず人民の來住するに非ざれば法律の保護を議するにも及ばずツマリ條約の有無何れにても敢て不

都合としも思はざる程なれば唯々自家の體面に關せざる限りは各國同様の爲に倣ふて交際の趣を裝へば夫れにて満足す可きのみ凡そ以上の三大國はおの／＼談判の容易なる可き理由ありて容易なりしことなれども爰に英國と日本との關係に至りては少しく趣の異なるものあり

英國の日本に於けるや以上三箇國の比にあらず其貿易高は諸外國を合計したる其三分の一を占めて而して彼の輸入は我が輸出に殆んど一倍し在留の人口より云ふときは諸外國人中の凡そ四分の一は英人なり此人口を托して此商利を收むるに付ては中々路傍の挨拶をなして輕々事を了すべからず篤と現今將來を思案するに今若し條約を改正して内地開放と決するときは是れまで居留地に土地を領し家屋を構へたる其直段は忽ち下落して損毛は直ちに自家の頭上に掛るや必然なり(一)此損失を内地雜居の利によりて埋合はするを得べきやと云ふに是亦決して易からず從來日本に在留せる英國商人の位置を見るに日本に於ける世界の江州商人と云ふて可なるが如し之を聞く日本にて交通の便利未だ今日の如くならざりし頃には江州の商人は所々方々より物品を買集め又これを所々方々に賣却して商賣の取次を恰も一手に引受けたりしが今日となりては産地毎におの／＼商人ありて必ずしも江州商人を煩はさざるに至りしよし今諸外國人が日本より物品を求めんとすれば先づ英人に其買入れを頼み又日本人が外國より仕入れをなすに當りては英國産に非ざるもの迄も英人の手を経過すること多くして殆んど專有の位置に立ちたりしに今度内地雜居となりては獨占の利益も漸く薄く不利此上なかるべきは鏡に懸けて見るが如し英人に取りては日本が寧ろ半鎖國の姿にして他國人の案内を導かざること幸福なれ交通の便利に逢ふて江州商人の零落を再びするが如きは決して其望む所に非ざるべし(二)抑も英人の氣質は實著にして遠慮あり假令へ瑣々たる事にては深く其利害得失を考へ一世代より子々孫々の

時代までも禍根を貽さずして利根を植ゆるの工風を忘れざるは其特色なるが故に今の改正條約に十二年の後に至れば稅權も皆日本の隨意たるべしと云ふを見て何として心を惱まざらん顧ふに日本は三十年前に國を開き爾後文明の進歩駁々として天晴れ世界の潮流に後れざるの人民となりたれば今となりて外人を夷狄と視傲し劍戟を振ふて之を放逐せんとの暴論を唱ふることはなけれども攘夷の精神は冥々の裡に存して時々その臭を放つことなきにあらず左れば今日の所は改正條約の通りにて敢て差支へなしとするも他年一日如何なる政治家の出現せんも知る可らず此政治家が攘夷の精神を商賣上に移し内地に製絨の事業を起さしめんとして輸入の羅紗に重稅を課し唐絲の舶來を憎んで分外の保護稅を加ふる様のことあらばマンチエスターも亦日本に得意を失ふことゝなるべし是れ亦英人の深く考ふる所なる可し(三)

以上三箇條は唯英國人の利害のみを察して眼中日本國の獨立權を視ざるの説なり凡そ國と國と相對して事を談ずるには平和親睦固より大切なりと雖も唯先方の都合のみを察して何處までも會釋す可きに非ず今度の條約改正或は英國人の今の有様に訴へて差向きの小不利もあらん或は是等の内情の爲めに自から談判上に困難の意味もある可しと雖ども是れは全く先方の私心にして公言す可き限りに非ず況んや英人も我内地開放後の永遠に著眼して大利害の所在を見るときは自家の爲めを謀りても目下の小不便利は論ずるに足らざるに於てをや故に我輩は改正談判に付き英國人が如何なる説を持出すも同國人に限りて特別の會釋は決して之を許さず此方の申出に従へば可なり然らざれば之を謝絶して我れは我が道を行く可きのみ(明治二十二年八月二十四日)

法典發布の利害

第一

今度の改正條約は裁判權に於ても稅權に於ても猶ほ一步を彼に譲りたるものにして固より完全なる條約に非ずと雖も是は開國以來の行掛りにて今更奈何ともするに由なし唯今日の所にて出来るだけ權利を伸張して十二年の後を待つものなれば之を現今の最上として絶對的の完全を云ふこと勿れとは蓋し當局者の主意なるべし我輩も事の決して容易ならざるを知るが故に實際に求む可らざるものを求めて空中に完全の圖畫を畫き以て反對を試むるが如きは敢て爲さざる所なれども裁判權、稅權の外に聊か心に關するは法典編纂の一事なり人の説に法典は我國民一般の利害に關する最も大なるが故に當局者も決して之を輕々に看過せず全く條約改正の縁を離れて獨立に編纂するものなりと云ふ是れは事實に相違なきことならん但し條約改正の後領事裁判所を廢する前に法典發布の要ありと云へば何か其間に因縁の相連なるものはなかる可きやと聊か疑なきに非ざれども從前の居留地に各國の領事裁判所を廢して内外人一切の裁判權を日本政府に執るからには我方にも一層明白なる訴訟法商法民法等なる可らず且又我日本の人事を見ても既に是等の要用に迫りたる場合も少なからざれば旁々以て法典編纂の擧に及びしことなれば特に怪しむに足らざるなり故に領事裁判所を廢する前に法典の要ありと云ふも其法典は外國人の爲めに作るに非ず徹頭徹尾内國人民の利益を主にして其標準の外に逸することあらざれば若し此法典に服從して外國人にも便利なることあれば其便利は外國人が日本人の法律に伴食するの便利なり日本人は外國人と同席同食すと雖も枉げて外國風に飲食して口腹の適宜を傷ふ者にあら

ざるなり窃に案するに我日本國の文物は近年著しき進歩にして民智の程度復た封建の舊阿蒙にあらず既に憲法の發布さへ見たる程のことなれば今度編纂の法典も必ず此民度を標準にして案を立て日本固有の習慣を骨にして西洋文明の法論を皮にし、草案成るの頃は恰も國會開設の期にして一應其議に附し諮詢討論滑に終りて之を發布するに於ては人民の多數これに依頼して心身を安んずるのみならず内地に雜居する外國人に於ても差したる不便利なくして漸く之に慣るゝこと彼等が今の流行の日本食に慣るゝの有様に彷彿たる可し今日我上流の飲食は其調理の根本、固より日本に出ると雖も卓上に麥酒、葡萄酒あり牛肉バターあり米の飯と麥のパンと鰻の蒲焼と鳥獸のコースと自から相伴ふて必ずしも外客を驚かすことなく自然に日本流の新調理に慣るゝのみならず歲月の間には純然たる外國人にして純然たる日本食を食し左まで迷惑せざる者さへあり何れにしても開關以來風俗を殊にしたる遠國に寓居移住することなれば多少の不便利はある可けれども是れは世界各相互の事なれば客たる者の身として不平を鳴らすの道理はある可らず故に今度編纂する法典の趣も右の食物に等しく其土臺の骨こそ日本の習慣にして文章も箇條も日本流なれども其日本流の中に西洋文明の法論を加味して一發直に外客の耳目を刺激するが如き心配はなかる可し好しや多少の不便利あるも其邊は唯客の自然に之に慣るゝを待つのみ

我輩は未だ法典の原案を見ざれども時勢の要用より推して測量すれば大凡そ右の如くならんと私に判斷せざるを得ず此推測判斷にして大に違ふことなくば其編纂は誠に國の美事にして然かも領事裁判所を廢する爲めにも其發布を要することなれば益々之を等閑に附す可らずと雖も世上に傳る一説に據れば今度の法典は頗る西洋流のものにして其法の新奇なるのみか章句文字までも新奇を極め且その箇條の繁多細密なるは諸外國の法典にも優る程のものにし

て誠に之を我中等以上の士人に示しても法律の専門家はイザ知らず尋常一様の學者にては容易に解し容易に記憶すること能はざる可しと云ふ果して然らんに我輩は之に賛成するを得ざる者なり蓋し之を賛成せざるは我國に法典を無用なりと云ふに非ず唯その急に發して國民の多數に不利ならんことを恐るゝのみ其次第を次に述べん

第二

近來我國情を見るに人事の進歩に従ひ中央政府に地方廳に諸條例諸規則の發布改正は殆んど際限あることなし吾に其新簡條の繁多なるのみならず之を執行する吏人に於ても篤と法の趣意を解するに迫らざるが爲め往々其方向に迷ひ漫に手心を用ひて咎めを被らんより寧ろ嚴に之を施すの安全なるに若かずとの意味もありて心には如何と思ひながらも法文の眞正面を執て直に人民に當るが故に人民の身と爲りては益々繁文の繁に堪へず甚だしきは之が爲に無辜の渡世を妨げられて小にしては一個人の迷惑、大にしては一國の不利、何れにしても經世上に之を救ふの工風なかる可らずとて識者の夙に憂る所なるに然るに今又細密なる法典を制定して然かも之を咄嗟の間に發布せんとするが如き我輩は既に繁文の弊を厭ひ民間の混雜を思ふて之に同意するを得ざる者なり抑も經世の工風に人事の成行に隨て法を定むるあり或は法を定て人事の方向を示すあり日本の如き國柄に於ては人事の成行に隨はんとするも人民は迎も文明の風潮を逐ふて獨造どくぞうの方向を立てるを得ず貧富智愚混同して其行路恰も參差たるが故に先づ一定の法を定めて向ふ所を示し文明の國法を以て文明の人事を導くの外ある可らずとの説あり自から一説にして我輩に於ても幾分か説を同うする所なきにあらざれども今經濟の點より立言せんに凡そ一國の經濟に眼を著けて富源を重んずる者は常に其源を保護して源泉滾々の流動を妨ぐ可らず苟に案するに日本の文明は是れまでも進歩の劇しきものにして之が爲めに國財を費し

たること少々ならず今も之を費し今後も尙ほ費さんとする其財の由て來る所の源を尋れば文明の新工風に出でたるものは甚だ少なくして大半は従前の農業に生ずるの實を見る可し田租は政府歳入の基礎にして生絲製茶は輸出の重要品なり日本の富源は農家に在りと云ふて争ふ者ある可らず或は天下に富豪少なからずと雖も此輩の富を致し富を守るの法も亦流行の文明主義に依る者は少なく大抵皆古風の日本流に従ふの常にして而して此種の富豪なり又農家なり一般に之を目して國の良民と稱し官民共に之に依頼して國安を保つ所の者なれば今日我日本の經濟を維持して國を成す所の良民即ち人口の大多數は大抵皆文明の教育外に生々したる舊日本國の餘流と云はざるを得ず前節に我文物は近來大に進歩したりと云ふ其進歩の區域は中以上の學者社會にして國の殖産經濟には直接の關係少なき者と知る可し顧みて殖産世界の人民を見れば心身共に文明の新事物に慣れずして舊物に戀々し例へば新曆の用法にさへ不便利を訴へて之に従ふこと能はず如何に其筋に於て説諭するも其甲斐なくして今は説諭の根氣も盡き果て新曆は單に表向の儀式に止まりて廣き民間の歳時は依然たる舊曆に一任するのみ此一事を見ても天下民心の大概を窺ひ知る可し斯る人民を導いて文明の門に入れ其安心を得せしめんとするは固より朝夕の事に非ず唯漸を以てするの外、名案なかる可し左れば前節に云へる先づ法を定めて人事を導くの説も全く非なるに非ず文明日新の世界に國を立て、既に他と競争の場に現はれたる限りは何分にも安閑として日月を空うするに堪へず殊に上流の學者社會を見れば著しく進歩したる趣もありかたぐい以て少々の無理を犯しても斯民を奮發せしめんと熱心よりして扱は今度の法典編纂の舉にも及びたることならん固より當局者の好事にも非ず又何か爲にする所あるにも非ざる可し唯一筋に文明を思ふの老婆心に發して婆心の漸く劇に變じたるものならんれども如何せん鬼神に非ざるより以下は民智を進退するの力ある可らず今の殖産

社會の民智又習慣にては既に今の法律諸規則の繁多に堪へずして之が爲めに財を失ひ時を空らし間接直接に公私の損失を致して國の富源を害するの事實は之を争ふ可らず然るに今又新奇の法典を作りて之に加へたらば其法の良否に論なく唯良民を狼狽せしめて不良者に利を奪はるゝの慘狀ある可きのみ之を食物に喩へんに其性質の良きものは身體を養ふ可き筈なれども人民は既に已に不慣の食物に飽きて當惑する處へ又もや百味千味の奇膳を授けらるゝとあれば消化の力に限りありて食傷せざらんと欲するも得べからず而して其食傷の病に利する者は醫師なる可し人の病に乗じて利する者が醫師なれば法の煩はしくして良民の狼狽するを奇貨とし多方に瞞著して利を謀る者は無産の學者不良の代言流なる可し學者代言人は言論を事とする者にして不文なる良民は殖産を業とする者なり立國の經濟は國民の殖産に依頼するのみにして言論は頼むに足らず經濟の本を殖産に托しながら特に法を煩はしくして其殖産者に不便利を與ふるは之を評して經濟の自殺と云ふも可なり

右の次第なるを以て我輩は徹頭徹尾法典の編纂を非として排するに非ず人文の進歩は曙に東天の紅なるが如く漸次に光を發するものなれば其光明の既に輝く部分には自から明法も要用なる可きが故に其要用に迫らるゝに隨ひ要部に限りて簡單の法を設け簡より密に入り次第に進んで遂に數年の後に大典の全備を祈るのみ如何なる事情あるも外國の成法を勿々に取調て勿々に取捨を施し勿々の日月に大全の大法典を發布せんとするが如きは服せざる所なり尙ほ況んや法典の箇條の中に本邦人の便利を犠牲にして態と外人の都合を謀るが如き形跡もあらんには我輩は飽くまでも不服を唱へて止まざる者なり(明治二十二年八月三十日及び三十一日)

北海道開放

北海道は草萊未開の地にして今より大に其民を殖し其土を拓かんとする者なれば一切の制度を簡易にして人の自由に働くを許し一切の富源を開放して人の勝手に採るに任せ優劣損の競争場として利に赴くの人衆を引き寄せること肝要にして施政一切内地と別にし渾べて煩苛の法を省て自由の樂郷、爛漫たる人生の天真を現はさしむるの工風なかる可らず尤も從來北海道の治政は内地と同じからざる所あり法律規則の文面にては内地に行ふ可き者にして北海道のみを除くの場合なきに非ず當局長老の間に於ては自から其邊の勘辨ありしならんかなれども實地施政の方面に當り訓令に従て奔走するものは唯何事も成規に由り法律に取り除けの明文あれば夫れ丈は特別の取扱を爲せども其他は一切内地に擬して官吏の数の多き程ますゝ苛細の干渉を生じ租稅徵收諸願諸届、漁獲伐木の取締等繁文の弊も少なからず海村山落到る所に公立の學校を設け建築の模様、教育の方法、多くは之を内地に摸し村落の稍々大なる者には警察病院郡役所、掃溜に鶴の下りたるが如く白聖丹壁巍然として榛莽荒蕪の間に聳え此等一切の諸入費は地方稅と爲り協議費と爲り土民の負擔ならざるものなし惘然なりと云ふ可し凡そ小役人など申す者は度量も至て狭くして大局の利害を見るの明なく漠然たる新開地に居りながら内地にては此物に何程の稅あり然らば北海道にても幾分か之に課稅せざる可らず是れは人民が儲け過ぎて夫れは脫稅の恐れありなど總べて内地を標準とするが故に規則も追々苛細と爲り現に三五年前まで海産物收獲高に非常の現品稅を課し其これを課するが爲めに吏員を漁場に派出して一尾づゝ其魚を勘定せしめ漁獲の多分なる時は吏員の検査が手後れて爲めに魚類の腐敗を生じ彼の漁業人をして其煩苛に泣かしめた

るが如き以て度量の寛大ならざりしを見る可し斯くて手数を煩苛にして營業の自由を妨ぐれば左なきだに移住を好まざる人民が忽ち故園の樂を思ふて何時しか其歸心を促し鴻雁何從三南地二回など云へる不平苦情は傳へて北海道の評判を悪くし折角移住を思ひ立ちたる者も此惡評判を耳にすれば忽ち萎縮することならん孰れも同道の開拓事業を妨ぐる者にして移住者少なければ事業も起らず遺利富源も之を拾ひ之を開くものを得ずして現在人生の用を爲さず一國の經濟より云ふときは金主が利子を貪りて遂に其借手を絶ち始終金を遊ばせ置くと一般、我も人も自他共に不利益と申すの外なきなり左れば今後北海道にては内地通りの取扱向きを廢して只管移住民の便利を謀り規則も成る可く簡易にして殖産興業渾て人の自由に任せ林産漁獲に課税するには成る可く其最低率を撰み内地の銀^{くはしやんげん}下年限が十五箇年とあれば北海道にては五十箇年若くは其以上と爲し成る可くは小役人の手を封じて苛細の部分に干渉することを防ぎ金は取り次第、利は儲け次第、傍より之を邪魔することなければ滔々たる世間利に走るの人情、甘汁芳餌に潤はんとして我れ勝ちに利益の里に群集し銘々勝手の働を爲して巧拙成敗種々無量の間に兎に角に土地の賑ひを致し人民の膏血は自身を去らずして自家の富實と爲り囊中漸く暖なれば金融忽ち氷解して到る所に春色を呈し芝居見世物角力の興行毎度收入多くして役者も行き講釋師も行きチャリネも行き富士の山も行き(註) チャリネとは一時大に流行した外國渡來の曲馬團、富士の山とは富士山を模擬した興行物。(編者)藝者も行けば女郎も行き盆と正月を一處に併せて一年三百六十日人事の騒々しきこと祭禮の如くにして儲けては費し、費しては儲け出入繁多にして始めて開拓の宿志も成就することならん凡そ今日北海道移住人の少なきは北海道の評判低くして誰とて耳を傾くるものなく時々幽に聞ゆるものは藪から熊が現はれて人を喰ひ殺したりなど云へる訛傳實談最と物凄き事のみなれば好んで熊と争はんとするものもなく自然そ

の移住心を制限することなれども今北海道を開放して遺利は人の拾ふに任せ富源は人の開くに任せ利に赴くの人々をして屯然群集せしむるに於ては内地と往來の便を増し實地目撃談も喧しきを加へて北海道は益々近寄り河の對岸に花火の聲あるを聞くと一般、藪から熊など云へる怪談は何時の間にか消え失せて内地の人も往て之を觀んとするの念を起すは即ち人情の自然にして此に至りて移住の端も始めて大に開くることならん扱又北海道内にて移住人民の便利を謀り其殖産商工業を助くるには道内の鐵道其他の運賃を内地よりも一層廉價にする事肝要にして今を去ること五十年前レオポルド第一世王の白耳義國に君臨するや同國の形勢唯商工業を獎勵するの外なきを看破し貿易萬端自由主義を執るは勿論、(特に政府の注意を以て)隣國より一層鐵道の運賃を引き下げたれば内外の貨物皆な同國內に由ることを好み今日同國商工業の繁盛を致すに與りて大に力ありしと云ふ此等の機轉は人を北海道に集めて其商工業を獎勵せんとする者の大に注意す可き所にして其他之れに類するの方案は種々様々なる可しと雖ども今日の急務は兎に角に全道を開放して國家の長計に害なき限りは法律規則の煩苛を去り其移住人民には自由勝手に働きて充分の利益を占むることを許し追て事業も勃興し又人口も繁殖して其税法規則等内地の筆法に據る可きを發見したらば時宜に應じて夫れ夫れの手續も必要ならんと雖ども先づ夫れまでは遺利富源總べて移住民に開放して北海道に人の黒山を築くの思案こそ肝要ならんのみ(明治二十二年九月五日)

實業家の利害は如何

傳聞に依れば今回の條約改正は内の物議の騒々しきにも拘らず外の談判は至極圓滑にして次第に捗どり米獨露の三

國は既に調印済となり佛國と英國とは目下談判中なりと云ふ右に付き世間の説を聞くに右の三大國さへ無異に調印したる上からは其他の諸國とて別段六ヶしき事はあるまじけれども兎に角に英國は東洋に對し一種格段の勢力を有する國柄にして我國の外交上に於ても常に筆頭の地位を占め從來何事の談判にも先づ英國を目當になし其挨拶の仕振にて豫じめ事の成否を卜するの風なりし處今回は之に反し他の國々を先にして英國をば後廻しにしたり蓋し當局者が臨機の方略ならんのみ抑も條約の改正に對して英國の關係は單に國際上のみならず現に商賣貿易の利害に係る事なれば好しや同國が改正の談判に同意なりとするも其同意や漫然たる政略上の考にあらずして必ず商賣實利の點より出る事ならん聞く所に據れば今回の改正に談判の最も容易なりしは露國(米國は暫く措き)なりと云ふ同國は歐洲諸國中最も東洋に關係深きものにてありながら其事たる多くは政略上に關して商賣の實利にあらざるが故に條約の文面に就ても政略に妨なき限りは敢て云々せざりし事ならんれども英國は之に反し我に對して商賣の關係多く政略上にては差支なき事も實利の點よりして必ず多少の論議もある可し而して其論議の方面に當る者は固より英國政府なれども其政府をして斯く談ぜしむる者は英國の商人にして就中横濱等の居留地に在りて貿易の商賣を營む人々こそ専ら利害に關する當局者なれば事の論源は此種族に在りと云ふも不可なきが如し目下我國に在留する英商の數は凡そ一千人ばかりもある可きに僅に此數の商人に關する利害を以て兩國々際の談判に影響を及ぼすこと斯の如くなりとは實に盛なるものにして英商が苟も自己の利不利を等閑に附せず其政府も亦商賣に重きを歸するの事實を知るに足る可し顧みて日本國內の有様を見れば目下條約改正の議論正に盛にして一方にて之を中止す可しと云へば一方にては之を斷行せよと主張し憲法の解釋、國權の伸縮、歸化法の利害、法典編纂の緩急より外人の土地所有に關する經濟の議論などもありて事

の實際の成行より寧ろ其騒ぎの騒々しきに驚く程の次第なるが扱その騒ぎ立つる仲間の人々を見るに多くは志士論客又は例の政黨員など稱し政談に穎敏なると共に利益には淡泊なる輩にして却て事の利害に大關係ある農商社會の人々に至りては議論甚だ少なきが如し改正の一義は國家の大問題にして政談家の言論奔走も決して無理なるにはあらねども若しも無事に改正の功を奏して外人がいよ／＼内地に入り來り勝手に商賣に従事して土地其他の所有權をも自由に所有する其時に至り先づ第一に影響を被むるものは内地の農商工業家たること勿論なれば今日に當りて利害の議論は最も實業家の中にこそ盛なる可きに實際に其然らざるは誠に以て怪しむ可きに非ずや今の志士論客の流は多くは舊藩士族の遺流を酌むものにして假に其數を四十萬とすれば之に對する農商工等の實業家は七百萬に下らずして即ち二に對する三十五の多數を占め而も其事に直接の利害を有するものなるに然るに天下到る處、憲法もしくは國權の議論のみにして錢の損得の談を聞かざるは抑も如何の次第なるや英國の居留商人は其數僅か千人内外なれども苟も損得の在る所には必ず議論ありと云ふ我七百萬の實業家は此際豈に一語の利害を述べずして可ならんや我輩は條約改正の事に就き志士論客の言を以て強ち無用となすものにあらざれども更に進んで實業家の實説を聞かんことを好む者なり(明治二十二年九月十一日)

社稷の臣

人の身を處する浮世三分五厘と覺悟すれば誠に氣樂の事なれどもツラ／＼自から顧みれば今の日本の明治時代は云はゞ我々の時代にして此時代中に於ける政治、學問、宗教、道德、商工業等の純雜精粗は今の海外各國人に對し又我

が後世子孫に對して我々の榮辱たらざるなし古來の歴史を以てするに何々時代に文學大に進みたりと云へば其時代の學者の名譽にして何時頃は徳風地を掃ひたり何年代に政綱紊亂の跡ありなど云へば其年代の士人輩は身後に面目なき次第にして殊に社會の先達と爲り具瞻ぐせんの位地に立つものは出處進退他人を化して之を風靡するの勢あるが故に情を抑へ徳を節し千秋萬歳の名を期して言行自から重んぜざる可らざるなり左れば今の明治時代の人は特別に其言行を重んじて則のりを後世に示さざる可らずと申すは他に非ず今を去ること二十幾年日本に王政維新の事あり維新は名の如く國を新にしたるの義にして之を界に天地を別にし日本社會に分明なる一線を劃して之より以前は舊日本、之より以後は新日本とて舊日本の先例故俗は新日本人の心を制して其言行の模範たるに適せず即ち新日本の開業者たる明治時代の我は我より自から古を爲して明治時代の本色を作り之を後進の人に示して其實行の新手本と爲さざる可らず今英國などの社會にて申せば千百年來引き續きて平に變遷したるものなるが故に今人が古今の言行を閲して懦を立て貪を廉にするの場合も多く千七百五十九年カナダの英軍を引率したるゼネラル ウォルフの佛軍を破るや銃丸に中りて斃れながら佛軍敗走すと叫ぶものあるを聞き吾れ死して餘福ありとて笑て目を瞑したり時に年三十三、ネルソン將軍のトラファルガルに戦死するや英國は其國人たる者が皆な其義務を果すことを期せりとの一書を遺し艦將ハーデーは追惜に堪へず死せる將軍に接吻したり云々の事實を見れば昔も今に思はれて感涙を揮はざるものなし碩學ロルド ペーコンが賄賂事件に關係あるを聞ては醜行の憤む可きを知り宰相ピットが清廉にして一貧洗ふが如しとの談あれば人皆な其風采を想望する等前々世紀の品行を以て今の第十九世紀の人を律し之を仰で模本と爲し之を語りて鄙吝を消し其人情品行を維持して自から凜然たらしむることを得れども日本に於ては則ち然らず本多平八郎の大膽不敵、大岡越前守の

機智裁判、白河樂翁公の言行を始め當時一世を振起したる赤穂義士の舉動の如き今を去ること遠からざれども如何せん舊日本の事功なるが故に今の新日本人に對しては感化の力も自から薄く彼を以て此を律し世の模範に供すること能はざるが如し左れば明治の我々は新に我々の時代を作り後世子孫の模本として之を風動感化する程の言行を遺すこと肝要にして是れぞ今日に遭遇したる者が時代に對するの責任とも云ふべく政治、學問、宗教、道德、商工業等の要路に當りて具瞻ぐせんの位地に立つものは特に此責任の重きに當りて明治士人の品格を高め海外各國人に對し又後世子孫に對して明治時代新造の人たるに愧ぢざるやう處世の決心然る可きものなり

明治時代の人々は學者商人僧侶を始め何人も前條の心掛なかる可らずと雖ども政府の要路に立つものは手に實權を握るが故に言行の人を化すること多く特に官尊民卑の弊積年其勢を成したるの今日なれば時代に對する責任は政治家に多しと云はざるを得ず抑も政治家とは政治を談じ又之を執るものにして官職位地の高きものは威福の權も隨て大にして之を弄ぶこと容易なるが故に凡俗の常情自から禁ずる能はずして或は其職權を誤用し出入の町人と密談耳語して遂に腐敗の空氣を醸し人の爲めに官を設けて政府部内の冗員を増し愛憎百出人をして其髯の塵を掃はしめ君子に交るの道を知らずして自大自から得々たるものもあり或は一時の功名を博せんとして大事を輕擧し非を遂げ過を飾り剛愎自から顧みずして爲めに國を誤る者もあり或は賢を忌み能を嫉みて人の美を成すことを好まず傍より其肘を掣して陰に功を妨る者もあり或は政府部内の釣合と云ひ或は其情實と稱して名案必ずしも採用せず弊害除くに暇なくして彼に看過するものもあり甚だしきは他の側目するを恐れて國事の意見を言ふこと能はず身は貴要の地位に居ながら彼の諫諍の資に乏しく言はず語らず其主義を包みて曠職の誹を辭せざるものあり滔々たる世間の政治家中には此流の人物

多くして甚だ頼もしからざる次第なれども尙ほ今日の日本國を維持して文明の進歩を見るは何ぞや政府の基礎既に定まり社會の秩序既に成り天下の勢堅固なるが故にして今の政治家は恰かも此の勢に乗ずるものと云ふも可なり唯我輩の遺憾なるは今の此日本の大切なる時節に當りて國に Statesman (穩當ならざれども假に社稷の臣と譯す) と稱す可き人物の甚だ稀にして晨天の殘星寥々たるの一事のみ窺に案ずるに王政維新以來國事萬端多忙にして政治社會に人傑を要し政治家も亦相續で前後輩出したるが如くなれども純白の行、豐厚の徳、大節亭々たる者に至りては極めて稀なるが如し文明流の改革に新法を布き新令を發して臨機應變の働は活潑なりと雖も多くは一二の政治家が一時の技倆を演ずるの活劇たるに過ぎず之を戰場に喩へて云へば一騎駈の功名にして彼の老将が謀を帷幄の中に運らして全局の勝敗を制するものに異なるのみならず既に一騎駈とあれば同時に競争者を生じ梶原景季の先陣も佐々木高綱に妨げらるるが如く一事將さに成らんとして忽ち故障に出逢ひ前議俄に廢して第二議を催ほすなどは従前の例に珍らしからず朝令暮改の譏も亦偶然に非ざるなり即ち今の政治社會に Statesman なきが故にして之を時運と云ふの外なし蓋し我日本の今日に限り其人物なきに非ざる可し國家永遠の利害に著眼して深く喜憂する者もある可しと雖も彼の政治家の地位は恰も朋輩集合の姿にして獨り群を拔て高地位を專にするを得ず僅に一時功名の光を以て自身を維持するの事情なれば遠大の謀は之を心に得るも之を實に施すに違あらず日一日を消するの間に Statesman の事を忘るゝ者ならんのみ時運に非ずして何ぞや然りと雖も今や我日本は鎖國に非ず自國の輕重は外國に對するの權衡に由て知る可く其權衡を維持するは内國人の文物殖産如何に關係するものにして其事たるや一朝一夕の政略を以て製造す可きに非ず唯天下の大人にして政略の些末を問はず眼中國家の永遠を視る者にして始めて共に語る可きのみ我輩は素より政熱に感ず

る者に非ず局外に悠々たる身分なれども國家に社稷の臣を得て公平に我道を察するものもあらば敢て草茅に危言して明治時代の民たるに愧ぢざるやう相共に戮力せんことを期するものなり (明治二十二年九月十三日)

國家平和の用心怠る可らず

日本の國會開設は世界萬國の政體史に一新事例を開くものにして其開設後に於て事の圓滑に行はる可きや或は難澁に滯ふる可きや此二様の成行は萬國人の賭を以て今より見物せんとする所なれば苟も日本國人として國の名譽を重んずるものは如何なる困難、如何なる苦情を忍んでも我が國會を完璧にして其光榮を萬國に誇り實效に訴へて我國の品位を高むるの覺悟なかる可らざるなり抑も我が日本開國以來文明駸々長足の進歩を爲し世界萬國その狀を見て日新國など云へる褒辭を呈したることなれどもツラ／＼其進歩の實を按じて最も目覺しきものを擧ぐれば曰く散髮脱刀したり曰く太陽曆を用ひたり曰く洋館洋服が出来たり曰く西洋舞踏が起りたり曰く電線鐵道が延長したり曰く商工新會社が發起したり曰く銀行の仕組が立ちたり曰く新聞紙の種類が殖えたり曰く電氣燈が現はれたりと凡そ形に顯はれたる進歩は先づ以て此邊に止まり何れも簡單なる有形物に限りて未だ人事微妙の部分に達したるに非ざれば西洋人より之を見れば恰も眞似の器用なるものにして日本人にしては案外の出来なりと云ふに過ぎず即ち彼等が辭を極めて大に之を賞嘆するは寺小屋の師匠が小供の習字の器用なるを稱して天晴れなり美事なりと譽立つるが如く小供にしては善く出来たりと云ふ迄にして絶對の美事と云ふには非ず然るに今此小供視したる日本人が簡單なる有形物の進歩より人事微妙の部分に立入り複雑極まりたる政治上に新政體を組織して國會開設の段に及ばんとする其趣は寺小屋の子供が習

字に巧なるのみならず今や經書の論講を試むるやうの次第にして師匠の驚愕は一方ならず今後此小供が經書を繙き誤解心得違ひの廉もなくして何の苦もなくスラリと講釋し了るに於ては師匠も最早之を小供視する能はず學力對等とあれば交際禮儀も對等にして爾後同輩の交を結ばざる可らずとの念を生ずることならん即ち我が國會の初會は世界萬國の試験席に於て經書講讀の手際を示すものにして成る可く聲の濁らぬやう又物騒がしからざるやう立憲政體に固有する政治機關圓滑の義解を誤らずして天晴れスラリと事を終れば列座傍觀の面々も爰に始めて心服して我が日本人の技倆に於て對等交際の價あるを認め舊阿蒙を以て我れを待たざるに至る可きや疑を容れず左れば來年の國會議場は之を一種政治上の式場として唯肅穆靜謐に式を執るのみか當座三五年間は之を以て政治の爭論場なりなど心得ずして此式場に列するものは往時封建の大小名が柳營に登城したるが如く其事態如何を問はず殿中に喧嘩騷擾は嚴禁にして淺野内匠頭の申分が準繩なるか吉良上野介の無禮が果して無禮なるか其邊の穿鑿は暫く擱き御場所柄をも憚らざるは誠に不届千萬にして代議士道の面目相立たざるが故に苟も日本人として國の光榮身の冥加、利害分別の考あらんものは一意國會の靜謐を祈りて一には萬國の面前に我が國民の品位を高め一には世界の政體史に一新事例を示すことを期せざる可らざるものなり

我輩は以前の主義を標準として近日條約改正論の成行を見るに聊か後來に憂る所なき能はず抑も條約改正論は純粹なる國家問題にして斷行と云ひ中止と云ふも固より黨辭外の議論なれば當局者が何派の人なるが故に其功を成さしむ可らず又中止斷行論の成敗は何黨の面目に關す可しなど黨派がましき形跡を存す可らざること勿論なれども心波情海滔々たる今の政治界の勢に於て斷行中止は隱然兩黨派の形を分ち事の極端或は條約改正案の得失を忘れて黨派上の感

情に無限の情を含むの趣なきにあらず斯くて條約改正論を頑固なる黨派論と爲すときは早晩その結局に至りて斷行中止何れの黨派か丸勝ち若くは丸負けの運命に逢ひたらんには勝ちたる者の大得意なる程に負けたる者は不面目にして此一勝負は以て雙方の怨恨を深うし改正論落著の後までも國に不俱戴天の黨派を残し丁度此際に國會開場を告げて胸に一物ある黨派の人が同じ議場に相對するときは氷炭器を同うするが如く論勢忽ち相激して物騒がしき觀相を呈し事實に於ては平に濟む可き其平地にも故らに波を起す事なきを期す可らず斯くては國會は政治の式場に非ずして怨恨復讐の場所にこそあれ我輩の本願たる平和の目的も全く齟齬して失望の外なし左なきだに鶴の目鷹の目、我が新國會の情實を探りて事の成跡を批評せんとする世界萬國の人々は内心の想像に引き較べて果して然り云々とて此一事輒ち日本人の性行を判じ其品價をも定むることならん我々日本人の身に取りて心苦しき次第に非ずや此處ぞ先憂後樂の士が焦心苦慮す可き所にして試に我輩の所見を申さば官民老練の人々は政事家の策略を用ひずして心事を經世家の高きに置き今日目の勝負を論ぜずして後來の圓滑を謀り條約改正が中止と爲るも斷行と爲るも成る可く雙方の敵意を残さずして各その一分を立てしめ互に大に面目を傷くることなくして互に勝を誇り敗を憤るの念を斷たしめ以て他日國會議場に殘禍を見ざるやう圓く其間に周旋すること偏に希望に堪へず即ち是れ朝野經世家の責任義務なる可し功名を爭ふは政事家の事にして其争を微妙の邊に治めて痕跡を止むることなからしむるは經世家の事なり深く思はざる可らざるなり抑も我輩本來の所望は世界萬國の人に對して我國の品位を高めんとするに在りて今日之を高むるの道は我が國會の平和圓滑を保つに在りと信するが故に苟も此平和圓滑を害するの恐れあるものは其成行如何を察して之を未萌に防がざるを得ず即ち今我輩が條約改正斷行中止兩論派の成行を測りて結局我が國會の安否に影響することを恐るゝ所

以にして國事に老練なる士君子は心に此義を含蓄して其料理鹽梅を加減せんこと我輩の局外より切に傳言する所のものなり（明治二十二年九月十七日）

功名手柄を明にす可らず

代議政治を施すに當り政黨の之に隨伴するは免れ難き情勢にして其利を數ふれば二三にして足らざれども其弊を舉れば更に却て甚だしきものあるが如し就中自黨の勝利を計らんが爲め務めて敵黨の處置を非難し往々公然の論争を忘れて秘密の策略を試み其極善法妙案と雖も黨派に彼我甲乙の別ある所より障害百出遂に實施の効果を收むる能はざるが如きに至ては歐洲の學者經世家も夙に鑿鑿する所なりと云ふ今や日本にても泰西の文物を入れて政治の組織を代議制度に取らんとするの時節なれば政黨の起るは自然の勢にして之を遮るに由なしと雖も夫の黨派心の爲めに誤られて利弊を混同するが如きは成るべく惧れて避けざる可らず漫に敵黨と相争ふを以て恰も文明政治の第一步と思量し去るは輕佻なる白面書生の事にして經世の分別あるものにあらず殊に國家の大問題に關しては厚く國民合同の旨を體せざる可らざること其理昭々として又疑を容れず蓋し日本の政黨は恰も政黨の卵にして未だ完全なる形をなしたるものと云ふ可らざれども政治上の議論に關して或は之を是とし或は之を非として自ら一團體の定論を成し甲乙互に論難する者は即ち是れ政黨の運動と云ふも不可なきのみか今日の有様にては假令へ現在に直接の利害なきも互に將來の地步に懸念して宛然黨派の争を試るものなれば表面には政黨の全形を成さざるにもせよ其争や既に已に僻する所なくんばあらず今の條約改正論の如き或は其嫌を免れざるものにして中には不偏不黨公平無私の論者も少なからざる可し我輩も

窃に之を知ると雖も彼の所謂賛成派と云ひ反對派と云ひ其論する所は別に一種の趣向を包むものにして一は由て以て功名手柄を自黨に收めんとし一は敵の將來を慮りて豫め其得意を挫かんと欲するの意味に外ならず兩派の筆端語勢は覺えず漸く謹慎の外に逸し耳を掩ふて鈴を盜むの譬に均しく天下の有識をして殆んど耳目に堪へざらしめんとせり到頭この情勢の他日に延いて賛成も無理賛成、反對も無理反對の俑を作るものならん歟我輩の窃に憂ふる所なり

民間に於て權力を争ふの情狀は概ね此の如し政府部内に於ても或は之に類似する様のことなかるべきか願ふに今の政治の機關は未だ輿論の左右する所に非ずして民間の議論は其聲の調子の高きにも拘はらず政略上の實際に與かる所の勢力甚だ大ならずして皆是れ在朝政治家の向背如何にあることなれば今回の條約改正論の如きも在朝の政治家にして之に同意する者多數且つ有力なるときは縮盟各國に異存なき限りは其論斷行と決すべく若しも之に反するときは自ら中止となるべきのみ唯其同意不同意は容易に判然たらざるの常にして無言の際にも幾多の情を含むことなる可し蓋し濟々たる維新の功臣、國家に盡すの丹誠は事情の爲めに枉げらるべきに非ざれども權力平均の策は聯立内閣に免れ難き所なりとすれば民間の黨派争は寧ろ顧るに足らざるも政府部内の連合一致は果して如何あらんか斷行にもせよ中止にもせよ之が善後の方法こそ洵に關心の至りといふべし

條約改正は中止せらるべきか將又斷行せらるべきか我輩は之を前言するに由なけれども斷行、中止兩様ともに前途に多少の波瀾あるを免れざる可ければ斷行論者も一圖に目前の議論に熱するのみならず善後の策に付て思案を運らすこそ然るべきと共に中止論者も亦彼れ是れと參酌考量して後に之を如何にすべきやの工風なかる可らず然らば則ち之を如何して可ならんと云ふに我輩を以て視れば今日の條約論は恰も其本件の利害を逸して黨派の消長論に入り此一舉

の成敗を以て黨勢の盛衰を卜し其勢は延いて來年の國會議場にまで持越す可き有様にして政治上に最も面白からざる豫報なれば假令へ斷行と爲るも又中止と爲るも其成績は何人又何黨の功名手柄なりと花々しく世間に發表せざること願はしけれ勝つを好んで負るを惡むは人情の常なるに此條約改正の大問題に付き誰れの力を以て中止したり誰れの智略を以て斷行したりとて其勝負の明白ならんには政府部内に既に得意と失意と二流を分ち其流れは傳へて民間に及び如何なる混雜を生ず可きやも計る可らず改正の談判遂に云々したりと一方の得意なる最中に失意の一流は更に第二の難題を製造して得意者を苦しめ俗に云ふ江戸の仇を長崎に討つ奇禍なきを期す可らず斯の如きは則ち條約改正と名くる外交問題を以て内憂の媒介とするに異ならず誠に智者の事にあらざれば斷行中止孰れにても其功名手柄を明暗の間に附し去り雙方をして得意と失意と相半せしめんこと我輩の切に祈る所なり其手段に就ては鄙見なきにあらざれども政府中自から經世の士に乏しからず思ふて心に發明する所のある可し(明治二十二年九月二十六日)

山縣伯の歸朝

山縣伯は歐洲の政治及び軍事を視察するの目的を以て曩に洋行の途に上り歐洲到著後は伊佛諸國を巡遊して獨逸に到り同國にては地方制度取調等の用事もありて滞在最も長かりしが是れより進んで露國に入り歸途歐洲大陸の國々を巡覽して追て更に英國に渡り在外凡そ十箇月半、米國を経て今般目出度歸朝したり聞く所に據るに伯は歐洲滯留中巡覽時日の短きが爲め充分其視察を果さざらんことを恐れ外形上の見物も氣根よく勤めて怠らざりしと同時に其隨行員の如き兎角長官の威光に畏れて直言を憚るの趣もあらんとて海外在留の日本書生若くは紳士等と面語して其直言を聞

くことを好みたりと云ひかたぐい以て其見聞を擴げたるは勿論にして短時間の旅行とは申しながら漫然として行き漫然として歸るものには非ざるが如し特に伯は我が政治家中の錚々にして内に在りては内務大臣として内閣重要な位地を占めたる人にして今や歐洲の政治を視察し久し振りにて歸朝したる事なれば我が政治社會に於て恰も一將星を現出したるの姿にして世人の之を凝望するは固より謂れなきに非ず左なきだに彼の條約改正の問題は斷行中止の兩派に分れ論鋒殆んど五角にして遽に其勝敗を決す可らざるの今日、新洋行歸りの伯の意見は兩派何れに向ても異常の勢力を増減す可きものなるが故に伯の一舉一動は世人の細に注目する所にして歸朝勿々伯は何事を試む可きや想像は人に依りて異なる可しと雖ども我輩の忖度を以てすれば伯は第一著手として政府部内の調和を試むるならんかと思はるゝなり今内に居て國事を思慮すると海外に在りて之を觀察するとは其趣自から異にして身は日本社會に在りて直接に政治の事に當り威福權力を争ふときは私情私慾も其間に動きて自然情慾の奴隸となり日本國の榮利を思ふて世界各國人の評論を恐るゝの念も次第に薄らぐの趣あれども廣き世界を遊歴して其の眼界を闊大にし遠方より内を顧みれば身を局外に置くの故を以て所見も自から公平に歸し日本全國を一つに丸めて其全體の利害を思ふの念を切にすべし即ち人心の自然にして山縣伯の心事の如きも亦この自然法に支配せられたるや疑を容れず斯くて伯が闊大の眼、公平の心を傾けて今の日本社會を観察したれば殖産は振はず商業は進まず鐵道の延長も思ひの外手間取れ開港場には今以て船渠棧橋の設けなく陸海軍も不整頓にして軍艦砲臺の備も立たず其他學問藝術等改良進歩を要するものは天下比々として皆な是れなりとも申すべく之を振起して著々國歩を進めんとすれば官民協和上下一心、日も亦足らざる可き筈なるに然るに今日の有様を見れば國民政治に熱中して政治以外に國事あるを知らず政治を職とする政治家は勿論恒の産なき無

頼漢までも漫に政治に狂熱して黨派の嫉妬は水火の如く政府内の人々までも隠然その徒黨を分ちて軋轢ます／＼甚しからんとするの勢あり今此勢の成行に任せて來年第一國會の開場に至りたらば事態兎角穩かならずして爲めに國安を妨ぐるることなきや我が立憲新政體の面目を全うして世界各國に誇ることを得べきや我輩の一念國の爲めに不安に堪へざる所なり抑も彼の條約改正の事は國家重大の問題にして中止斷行その議論の區々たるは固より當然ならんれども中止斷行何れを問はず政府當局の人々が諸外國共向きの局部に向て夫れ／＼談判する其際に内部の議論に衝突を生じて内に顧みるの患あるが如きは國家の福利に非ざる可きなり畢竟内國に局促して眼界狭き人々の所爲たるを免かれざるが故に久しく國外傍觀の地位に立ち今度歸朝したる山縣伯は其第一著手として先づ政府内を調和し内を固うして外に臨み當局者の方向を一にして著々歩を進むるの道に由ることならんが我輩は後來伯の舉動に徴して其果して然るや否を知らんと欲するなり回顧すれば明治六年頃、政府に征韓の議論ありて是非紛々たる其際に岩倉大使の一行は歐米回覽を終りて歸朝し西郷大久保の諸氏を始め其議論を異にして政府内不和を生ずるの勢を呈せしかば當時大使と共に歸朝したる故木戸内閣顧問は痛く其不和を憂へて一書を政府諸公に示し今の世界は弱肉強食、國內の人心調和せざれば徒に他の覬覦を招きて自から亡國の端を開く可し云々と彼の波蘭亡國の事を引て國內調和の大切なるを説きたる其一片憂國の心は當時不幸にして貫徹せざりしが如くなれども顧問が社稷の臣として國に致すの忠誠は皇天后土の照臨する所、萬古人心を感起せしめたり蓋し山縣伯歸朝の今日は木戸侯歸國の昔年と社會の事態境遇等固より同じからずと雖ども政府内を調和して上下一心國事の重きに任ず可きは今日に於て特に其必要を見る可しと信ずるが故に我輩は山縣伯が今日歸朝の際に於て故木戸侯の遺意を繼ぎ侯が千古の知己たらんことを祈りて世上有識の士と

共に窃に仰望して已まざるものなり（明治二十二年十月三日）

大隈伯の一身

優勝劣敗弱肉強食とは疑もなき事實にして世界古今の成跡に照らし大勢の赴く所を見れば皆然らざるはなしと雖も又一方より人情の區域を視察するときは正しく反對の事相を呈し人生は限りもなく優しきもの、如し父母が子を愛し夫が妻を親むが如きは近き骨肉の情に生ずるものなりと云ふも他人の子に對し他家の婦人を見ても苟も婦人小兒とあれば其待遇自から優しくして男子は常に之を助るもの、如し又人の不幸を見て之を憐むも自然の人情にして不具廢疾の人、病に罹りたる人、怪我したる人、又は水火の天災に罹りたる人の如き骨肉知己の縁なき遠方の他人にても之を聞て愍然の情を起さざるはなし罹災者の爲めに義捐などの事は全く此人情より出るものなり左れば優勝劣敗とは永遠の間に人事の大勢を示したるまでにして目下の實際に行はるゝ所は弱肉必ずしも強食に非ざるのみか弱きを助け不幸を憐むの區域甚だ廣くして之を普通の人情と云ふも可なり既に之を憐み之を助るとあれば其弱者不幸者に對して大に恕する所のものなきを得ず少々の無禮も許し無理も勘辨して先づ其者の言ふがまゝに任ず可し即ち道理上より四角に論ずるときは我が權利を差控へて先方の意を達せしむることなり一見不都合なるに似たれども人生に生ある限りは此情に制せられざる者なし古人の云ふ性善とは此邊の事情なる可し

以上の言にして果して然るときは我輩は此言を推して今日の政治社會に及ぼし大隈伯の身の上を云はんと同伯は近來條約改正の局に當りて種々様々に苦心する折柄政府の内外に隨分反對論も少なからず或は公然正反對に立つ者あれ

ば又或は窃に其非を語る者あり一方に味方を得れば一方に敵を生ずる等至極困難の地位に在る者なりしが本月十八日思掛けなき災難に罹りて生命を失はざりしは眞に僥倖なれども負傷は決して軽からず遂に大手術を施して僅に命を全ふす可しとのことなれば其實は一度び死して蘇生したるものと云ふも可なり而して其災の由て來る所を尋れば私恨私怨にあらずして純然たる國事なりと云ふ左れば大隈伯は既に國事に斃れて更に再生したる者なれば朝野の政治社會より見て如何の感を成す可きや平生同臭の人の喜憂は申すまでもなく假令へ反對の政敵と稱する部分にても何は扱置き伯の一身に就き其不幸を聞て驚き其生命に別條なからんと承知しては之を喜び一喜一憂の中にも畢生身體不自由の人たらんとの事を思へば誰れか之に對して惆悵の情を催ほさざる者あらんや人生の至情この一段に至りては敵も味方もある可らず況んや政治上の反對説の如きは怨恨の敵にあらざるに於てをや今日政治社會の人情は朝野共に恰も政治談を忘れて伯の速に平癒せんことを祈るのみのことならんと我輩の信する所なり

聞く所に據れば右の大手術も生命の萬全を謀りて施したりとのことなれば伯の回復は無論にして遠からず再び朝に立つことならん此時に當りて伯が政治上の働は身體と共に動搖し又衰ふべきにあらずして然かも従前に比して其言は却て政府中に行はれ易きの事情ある可しと我輩の今より想像する所なり如何となれば其身は國事の爲めに無上の災に罹りて幸に政治社會に再生し人生の最大幸福たる身體の不自由を致しながら尙ほ國事に執掌すとあれば他人は自から伯の身の有様に對して聊か會釋する所なきを得ず伯の精神は依然たるも其身體は則ち弱者なり不幸者なり之に對して讓る所あるべきは社會公私の交際に長老を推し軍人中に死傷者を敬するに異ならず人生の至情又實際の當然なればなり或は云ふ身體の強弱不幸と議論の當否得失と一身上の有様と政治上の事とは全く別の者なり伯の今回の不幸は以

て政府中に其身を輕重するに足らずとの論もあらん正面より論すれば誠に然りと雖ども人情の働は穎敏至極のものにして其人の肉體に就て生涯の不幸を察し又不幸の由て來りし原因事情を考ふれば其の志の壯なるに感ずると同時にますく其不幸を氣の毒に思ひ之に對して情の優しきものなきを得ず其優情は遂に其人の言論に對しても自然に讓る所あるに至る可し我輩は爰に道理を言はずして人情の偏より立言するものなれば其當否は讀者の判斷に附するのみ

(明治二十二年十月二十一日)

伊藤伯の辭職

伊藤伯は去る十一日小田原の寓居より出京して辭表を内閣に捧げ再び寓居に歸りたる後は來客を謝絶して圍碁吟咏に日を送り時としては一僕を携へて飄然近郊に散策するなど全く塵世の事と相忘るゝものゝ如しと云ふ辭職の理由如何は固より我輩の聞く能はざる所なれども伯が従來の經歷よりして推測するに入閣以來十有七年の間時として政海の波瀾險はしき事ありしにも拘らず會て一度も辭表の沙汰なかりし所の伯にして今度の進退に及びたるを見れば其決心の在る所を知るに足る可し聞く所に據れば辭職の翌日大隈伯は横濱に到り伯に面會して勸説する所あり其他同僚故舊の人々も亦交もく其辭職を止め黒田伯の如きも自ら小田原に到つて伯に説きたる由なれども果して要領を得たりしや否やは未だ知る能はず兎に角に伯の進退は今の政府に取りては重大の關係ある事ならんれば伯自身の決心は如何にしても内閣の議は容易に決する能はずして百方これを止むるの手段を盡すことなる可し世間にては勅令を以て伯を起さんとするの議ある由に傳ふるものあれども我輩の信する能はざる所なり抑も伊藤伯は政府の元老にして十數年間

内閣の重職に在りたるのみならず曾て久しく人臣の榮を極め又は親しく宮帷の邊に侍し奉りたる事もあれば帝室の御覺、他に異なりて目出たかる可きは今更申す迄もなき所なり左れば若しも不幸にして伯の身に疾病その他の事故あるに際し辱くも宸襟を惱まされ慰問の勅使を賜る如きは即ち聖恩の優渥なる所にして例へば今回伯の辭職にしても眞實肉體の疾患にして徒らに榮職を空ふるを憚るの餘り辭表を捧げたる儀にてもあらば勅使を以て慰問せらるゝこと往年板垣伯の負傷に於ける又今回大隈伯の變事に於けると同様の次第にして親しく恩澤に浴する身は勿論、廣く一般人をして聖恩の深きに感佩せしむるの美事なれども今度の事は全く其場合を異にするものと云はざるを得ず如何となれば伯の辭職の原因は固より知るに由なけれども全く肉體上の病の爲めのみならずは明白なる所にして何か同僚の諸大臣と意見の合はざる事どもあり身を今の地位に置くことを屑よしとせざるよりして事の玆に及びたるものならんと判定して敢て差支なかる可ければなり果して然らば伯の辭職の口實は如何にしても其原因は遠く政治上より來りしものにて元と是れ政海中の一小波瀾に過ぎず政海波瀾の紛紜は以て叡慮を煩はし奉る可きにあらず英國などにては内閣辭職の際には女皇陛下より更に一人に勅命ありて新内閣の組織に従事せしむる常例の由なれども是は責任内閣更迭の儀式たるに過ぎずして若しも内閣員中一人の進退に至りては女皇陛下の勅命を以て云々したるの例を聞かず況や我帝室は尊嚴神聖數千年來その恩徳を遍く萬民に及ぼして以て今日に至りたる事なれば我々臣民たる者は益々その聖徳を發揚し奉り子孫萬世をして長へに廣大無邊の恩化を仰がしむる所以のものと云はざる可らず願ふに大臣の進退は政治上に於ては其關係する所少なからざる可しと雖も進むものもあれば退くものもあるは政海の常態にして毫も怪しむに足らず然るに若しも之を以て帝室の事に關するものとなし一々聖徳を煩はし奉る如き事もあらば神聖なる帝室も動

もすれば政海波瀾の振蕩を免れずして宸襟を安んじ奉るの期とはある可らず我輩が臣子の分として大に恐るゝ所のものなり左れば今の政府の人々が同僚の情誼上もしくは其部内の情實よりして伯の辭職を留むるに如何なる手段を用るも差支なき所なれども勅命云々の談に至りては我輩の萬々服せざる所なり（明治二十二年十月二十三日）

政海の事情

王政維新四民の權を同等にすると稱し平民の苗字乘馬士族の廢刀大名の藩籍奉還等其理由も口實も一にして足らずと雖も之を要するに日本の士族流が門閥の中に生れながらも更に門閥の舊風を厭ふて之を廢棄したるものと云ふの外なし爾來この一族が政府の要路に當りて常に事を執るは全く新日本の出來事にして門閥の思想は既に跡を絶たるが如くに見ゆれども百千年來先人の遺傳は之を掃はんとして掃ふ可らず即ち其遺傳とは政治の務を天下唯一の大事と爲し政治に當る人物を天下唯一の貴重物と認め政治の外に日本なし政務官の外に日本人なしとて只管政治に重きを置いて爲政者の價を高く評するの習慣是なり故に維新の一擧〇〇の名を廢して平民と同等ならしめたれども平民全體を以て官途に對するときは其尊卑の差あること殆んど舊日本の封建時代に異ならず法律の正面は兎も角もなれども日常の實際に行はるゝ所を見れば官吏が公席に於て人民に接するの語法又文法の如き之を聞見して同種の人類とは思ふ可らず又古來の習慣に士族以上大名等に至るまで之を呼ぶに尊卑を分ち男子に向ては御前殿様など稱し婦人に對しては御簾中様奥方様奥様等の名あり其死するにも薨と云ひ卒と云ひ逝去と云ふが如く何れも門閥に附屬したる稱呼名稱にして平民の世界には許されざるものなりしゆゑ維新の新政、門閥を廢すとあれば是等の唱へも自然に消滅す可きに似た

れども實際に於て決して然るを得ず彼の維新の初めに門閥の厭ふ可きを論じて之を一掃したる其人々の社會に今は第二の門閥身分を生じ御前、殿様、奥方様、薨去、卒去、逝去等の稱呼文法を用ひ平民には何程の財産を私有し又何ほどの知識徳義あるも所謂貴賤の分限は超ゆ可らずして貴人が官途に得々たれば平民は隱處に蟄伏して世間に怪しむ者もなし然り而して貴人の流は既に政務の要路に當ると雖も尙ほ名實の均しからざるを意に介したるにや新に華族と爲りて封建の舊諸侯と席を同ふし位階の如きも漸く上進して昔しの公卿をも壓するの地位に達し尙ほ明治十八年の改革には諸省の長官を大臣と改め總理大臣は大臣中の長にして即ち太政大臣なれば日本開闢以來尋常一様の書生より身を起し無事の日以太政大臣たるの新事例と云ふ可し

右の次第にて目今の内閣が書生出身の人物を以て組織せられたるは元來日本の舊習俗たる門閥を破りたるの故にして又その内閣の大臣等が華族に列して位階を高くし名實共に國中第一流の地位を占め其富貴の趣自から古色を裝出して昔年の大名公卿の如くなるは恰も舊習俗の再演なれば一舉兩得の好地位なりと云はざるを得ず然るに地位を争ひ功名を羨むは政治社會の常にして況して日本古來の人心唯政府あるを知るものが如何で此兩得の好地位を傍觀して止まんや西洋諸國の政治家は己れの技倆を仲さんのみにて相争ふよしなれども日本は則ち然らず假令へ伸す可き技倆なき輩にても單に富貴のみを目的として地位を争ふ者多し此地位を争ひ地位を羨むの情は嘗に國中一般のみならず政府の内部に於て最も甚だしく尙ほ甚だしきは僅に數名の内閣員中にも自家の權力の消長を喜憂して時に不満足の色を現はす者ありと云ふ誠に尤も至極なる事情にして畢竟その然る所以の本を尋れば自から羨む可き地位を作りて他をして之を羨ましむる者と云ふ可きものなれば其地位の色を變ずるまでは幾歲月を経て何人の新陳交代あるも内閣の地位を羨

望するの念は消滅す可きにあらず唯我政治社會の運命として我輩は之を傍觀に附するのみ抑も我輩の所望を云へば本と明治政府の創立は純然たる西洋文明の主義に生じ主として門閥を廢して四民の權を同等にしたることなれば嘗に人權を同等にするのみならず人事をも同等にし政事學事商事等何れも國の爲めに同様に貴き事として之に従事する人物も亦同様に之を尊敬し國中に名利の區域を廣くして朝野羨望の集點を分つの工風を運らしたれば逆上に脚湯を施したるが如く人心を他の方向に誘導して政治社會の地位争も自から緩和し爲政の爲めに無上の便利なる可し況して維新の初め有爲の書生輩が政權を得たるときの思想も百事簡易を主とすると唱へしは必ずしも政府の體裁を作り俗に云ふ容體らしきことは一切これを取らずして士農工商、貴とも云はず賤とも云はず相共に國の爲めに盡さんとの趣意にてありしならんれば今日に於ても此意に基き政府獨尊の迷を拂ふて舊時の簡易に立戻り虚禮を廢し虚威を收め官民の交際を自由にして智識を國中に求め政治を以て恰も人事の一部分として他に敬意を表することあらば是れぞ文明の新事業にして誠に爲政の安樂ならんと思へども日本士族の末流、政治功名の一端に凝固したる精神は容易に溶解す可きに非ず是非なき次第と申す可きのみ聞く處に據れば近日内閣も又候不調和にして閣員一時に辭表を呈したりと云ひ或は三條内府が舊に復するならんなど傳ふ者もあり事實は知る可からずと雖も内閣の不調和は隠れもなきことなり何れ不日何とか始末は付く可し左まで驚くに足らざることなれども我輩の恐るゝ所は今度の一度にあらず凡そ日本社會の有様が今日のまゝにて一國萬事政治を重しとし政府の外に國なし官吏の外に人なし又内閣の外に富貴なしとて進歩せんには内閣の更迭幾回なるも際限ある可らず唯その幾回の波瀾は幾回の不利として見る可きのみ(明治二十二年十月二十五日)

新内閣の方向

明治十八年の政變に太政大臣左右大臣參議各省卿の職制を廢し更に内閣總理大臣及び各省の大臣を置き以て内閣を組織し三條太政大臣の台職を罷め伊藤參議が總理大臣を以て之に代りたるは日本開關以來の新事例と申す可し三條公は由來久しき藤原家の門流にして其家は祖先鎌足公以來殆んど一千年世々國朝の宰輔に任じて敢て替ることなく誰れ定むるとはなけれども藤家にあらざれば其位に昇る能はざるの一義は天下の共に是認して疑はざる所なり中世以降に及んでは豊太閤の如き一武人にして其任に當りたるの例なきにあらずと雖も之は戰亂の餘に生じたる事變にして以て常例となす可らず然るに十八年の變革に三條太政大臣の職を罷め伊藤參議が總理大臣となりたるは取も直さず祖宗年來の制度を改め藤家の世職を廢し門閥もなく縁故もなき書生出身の匹夫を以て國の大職に當るの端を開きたるものにして之を目して日本開關以來の一大變革と稱す可きなれども扱この大變革を生じたる其次第を尋ねれば決して一朝偶然の發案にはあらず抑も維新の初めに當り政體は總て簡易輕便を旨となし書生流の磊落を以て事を行ひ門閥の弊習の如きは最も其嫌惡する所にして四民同等の警語を先鋒として以て千百年來の古格先例を破壊し毫も用捨する所あることなし封建の制度を廢し武士の常職を解き世祿を止めたるが如きは即ち其事例の最も著るしきものにして一として簡易輕便の精神に出でざるはなし當時の磊落流を以てするときは眼中既に位階門閥の貴きを見ず況や公侯伯子男等の爵名に於てをや參議從何位の名稱尙ほその因循なるを嫌ふ磊落一片の書生流以て天下の事を了す可しとて只管簡易輕便の一義を以て政治界に横行するの意氣組なりしなれば華族の名稱、位階の等級などの如きは固より蔑視する所にし

て之を廢することは恰も敗瓦を捨つると一般なりしならんれども唯事の急ならざるを以て之を見逃したる事ならんのみ左れば十八年の改革に匹夫書生の身を以て國の大職に昇るの端を開きたるも畢竟この精神の煥發したるものに外ならずして若しも維新以來今日に至るまで政治の氣風をして終始全く此一途に向けしめ徹頭徹尾簡易輕便、書生の磊落風を以て貫きたらば是れぞ西洋文明流の眞を得たるものにして政治の進歩大に觀る可きものありしや疑ふ可らず然るに物換り星移るに隨ひ次第に人情の復古を催ほし書生流の磊落を以て自ら許したる人々も今は却て古色を慕ふの情を起し曾て擯斥したる先例古格の擧に倣ひ新に華族と爲りて舊大名と席を同ふし位階の如きも漸く上進して昔の公卿をも壓するに至るなど恰も第二の門閥を生じ茲に全く古色回復の望を達したるが如し然れども地位を争ひ功名を羨むは政治社會の常にして其地位功名の高きは適ま以て政府をして世間羨望の燒點たらしめたるのみならず其部内に於ても更にこの情の甚しきを致し僅に數名の内閣員中にも其權力の消長に就て頻りに喜憂をなし時に不滿の色を現すものもありて却て自ら其始末に困却するものゝ如しと云ふ蓋し當局者は最初書生磊落の流義を以て切出したれども終始其精神を貫くこと能はず中途にして其圖を改め今度は更に第二の門閥を造り會て自ら輕蔑したる其習慣の擧に倣ふて成らざるものと云はざるを得ず即ち今回内閣の更迭に再び三條公を起して其難局に當らしめたるものは公の門閥が他の企て及ぶ所にあらざるが爲めに外ならずして此一段に至りては明治の新門閥は殆んど顔色なしと云ふ可きのみ然り而して更に立返りて社會大勢の赴く所を察すれば今後の政治上に門流門閥の頼むに足らざるは自然の成行にして況して一時、偶然の發意を以て作りたる新門閥の如きは全く無効なる可きこと勿論なれば今後の内閣たるものは其組織の由縁は如何にしても施政の方向に至りては全く門閥の古色を脱し純然たる文明進取の流義を取るの覺悟、專一なる可

しと信するなり（明治二十二年十一月二日）

元勳優遇

世人の既に知る如く内閣今度の更迭に黒田前總理大臣は樞密顧問官に轉じ伊藤樞密院議長は宮中顧問官に任じ内閣に列することを免ぜられたる處更に詔勅を以て右の兩氏は維新の元勳なるに付特に大臣の禮を以て優遇あらせらる可き旨を仰出されたり聖恩の優渥にして常に功臣を重んぜらるゝ儀は今更申す迄もなき所なれども我輩は單に之を政治上の事として觀察するに此一事は後來に便宜なる新事例を開きたるものと云はざるを得ず抑も政府當局者の地位に時時變更あるは政海の常にして免る可らず從來の經驗に據れば兩三年の間には大抵一回位の更迭ある例にして随分頻々たることなれども扱その度ごとに困却なるは前任者の地位にして西洋流の考を以てすれば政治上の地位の更代は昔しの武士が戦場の勝敗に於けると同様、少しも恥辱とするに足らざる事なれ共日本人は然らずして此事を以て恰も男子の身を輕重するが如くに心得、出處進退の始末は一生涯の毀譽榮辱に關するものと思ふが故に去就の際に處すること最も難澁にして爲めに更迭の不圓滑を來すの患少なしとせず蓋し東洋古來の習慣として政治上の地位は權勢威力の盛なる其上に爵位俸給も亦尋常ならずして恰も功名富貴を双手に握るの姿なれば俗界羨望の情も亦全く其一身に集まり遂には一變して衆怨の歸する所となり一旦の事情に由りて更迭の行はれんとするときは忽ち平生の反動を生じ必ず之を極度の地位に墮落せしめて始めて甘心するの意味なきにあらざり故に當局者も亦務めて其地位を失はざらん事を謀り此一段に至りては雙方共に政治主義の異同論は寧ろ第二に位して正味は身分の輕重に心配するものゝ如し我國にて

は維新以來當局者の更迭頻々なるにも拘らず其最初に當りては人々何れも書生磊落の風盛にして爵位俸給等に戀々たらず國の大事に就て議の合はざる事あれば忽ち袂を奮つて朝を去るなど其去就進退なか／＼に勇ましきものなきにあらざりしが爾來國運、漸々小康に屬し俗に云ふ殿様風の流行するに隨ひ爵位俸給の高くして且つ豊なると共に當局者の進退も次第に沈重となりて決して往日の如く輕卒の舉動に出づるものなし左れば明治十八年の政變に三條太政大臣が其職を罷めたる時の如きも新に内大臣なる榮職の設置ありて之れに轉じ又昨二十一年伊藤總理大臣の轉任の際も樞密院の新設ありて其議長に任じ内閣員に列せられたるなど何れも時の模様依り偶然にも新官設置の必要ありて事此に出でたるものならんれども外より之を推測すれば大臣更迭の際に當り特に人の爲めに官を設けたるやの感もなきにあらざり然らば徒に政機の圓滑を妨ぐるのみにして事に益ある可らず我輩の感服せざる所なり然るに今回の更迭に於ては是邊の事なきのみならず辭職の當局者をば重要な地位を去りて既設の閑職に就かしめ而して更に聖旨を以て唯其禮遇のみを重くせられたるは誠に其當を得たるの處置にして將來の爲めに佳例を開きたるものと云ふ可し昔し後漢の光武帝は創業の功成るの後、事を共にしたる功臣に與ふるに厚祿を以てし且つ非常の禮遇を加へたれども之をして生涯政治の事に與らしめざりしと云ふ即ち帝が功臣の身を保全するの術にして巧なりと云ふ可し今日の事固より之に比す可きにあらずと雖も功臣の禮遇を厚くして其優遊自適に任じ之を勞するに政治の事を以てせざるは古今の秘訣にして即ち功臣の爲めに其身を保たしむる所以なり願ふに今後政治上の事は次第に多端となり隨て當局者の更迭を促すの機運も屢ば／＼到來することならん此時に際し其更迭の機を滑かにし且つ當局者の一身をして世間怨望の焦點たることを避けしむるの術は功臣優待の一事に外なる可らず我輩は今回の處置の後來の政治上に一の佳例を開きた

るを喜ぶものなり（明治二十二年十一月八日）

天下太平、策なきにあらず

昔し南宋の忠臣岳武侯が或人の問に答へて武臣死を惜まず文臣錢を惜まざるに至らば天下太平ならんとの一語は後世漢學者流の傳へて以て金言となす所なり當時弱宋の末路君臣上下皆小康に馴れて國讐の報す可きを忘れ偷安姑息日一日を送るの時に當り武侯の忠勇なる心中憂憤に堪へず滿朝文武の臣僚をして其私情を抛ち一心國に致すの氣概を奮起せしむるに非ずんば天下の治安望む可らずとの一念より此言を發したることならん時に取りての名言なれども古今東西其場合の異なると共に其時弊も亦隨て異ならざるを得ず我輩を以て見れば今の日本の時弊は君臣上下の偷安姑息には非ずして官民一般の人々が只管政治の一途に重きを置くの一事なりと信ずるものなり抑も政治は國の治安を保つ機關にして其重要なるは勿論なりと雖も國の生存繁昌は獨り政治の爲めのみならず商賣なり工業なり將た教育なり學問なり立國の要素は一にして足らず而して政治は唯その中の一素たるに過ぎざるものなれば眞實、國の繁盛を謀らんとするには右の諸要素をして一様平等に發達せしむること肝要なりとす然るに我國社會の人心は常に政治の一方にのみ偏し政治に關するを以て人生無二の榮譽となし目的となし甚だしきは一時の政治論に死生を賭する者さへなきに非ず古今士人の言に國事の爲めに身命を抛つと云ひ大節に臨めば一身毛よりも輕しと云ふが如き劇しき言葉を容易に用ひながら其國事又大節など稱するもの、性質を吟味すれば單に一時の熱論に過ぎざるの例甚だ少なからず斯くまでに政治に熱するが故に其地位を貴ぶの情も亦甚だしきは自然の數にして士人等が官邊に出沒奔走して功成り名遂ぐる

者あれば錦を衣て故郷に歸ると云ひ仕官して將相の地位に昇るものは位、人臣を極むなど稱し以て偏に艶羨希望の情に堪へず人間萬事、政治の事にあらざれば成否ともに榮辱の外に在るものとなし社會全般の人心をして只管官途の一方に向はしめたるは即ち日本社會從來の氣風にして其結果は獨り政治を重んじて其外に國家の重要事あるを忘却し國運の進歩に害を興へたるのみならず國中單に政治論の喧しきを致して爲めに世の治安を妨げたるの迹は歴々として亦疑ふ可らず左れば今此時弊を救はんとするには先づ社會の人心をして政治の外にも尙ほ重大の國事あり功名榮辱も亦自ら其中に存し人間の重んず可きものは單に政治と稱する國事のみならずの實を悟らしむる方針を取ること第一の專要なる可きに然るに今日の計、此に出でずして我輩の屢ばく論じたる如く上流の社會には早く既に第二の門閥を生じ新華族の例を開て爵位も高く其人こそ文明活潑の舊書生なれども衣冠文物の整然として虚威虚禮の嚴肅なるは王代の雲上社會に彷彿たる有様にして官途の地位をして益々世間羨望の集點たらしめ益々爲政の困難を招きたること遺憾なれ元來文明流の眼を以て見るときは政治の事は商賣工業その他の事と同じく唯立國の一要素たるに過ぎざれば其事務も亦猶ほ商人が商務を取扱ふと一般、只管、簡易省略を旨とし其目的たる一國の治安を保つに差支なき程なれば他に所望ある可らず彼の爵位官等の類は古來久しき由緒因縁の存するものか若しくは帝室の邊に關係あるもの、外は政治上に於て別に必要あるを見ず其理由は他に例證を求めんよりも今の新華族爲政者の流が二十年の前に立戻り當時簡易一偏の旨を以て天下を治めんとしたる其心に問ふて自から發明する所ある可し果して然らば今後の政事は全く王政維新の時の精神に返りて簡易磊落の主義に従ひ新華族の名稱又は爵位官等などの沙汰は一切これを廢し其以下事務を取扱ふ書記官又は何官等にも官と稱しては何となく官風を帯びて妙ならざれば矢張り今の銀行會社の役員同様、

單に書記と唱ふるなど一切萬事、總て體裁を繕ふを止め只管事務の簡便に注意する事となさば國の政治に毫も差支なきのみならず俗界の人心を一變して自然に政治の地位を羨むの念を薄くし物論こゝに鎮靜して國內の無事を見るにも至る可し我輩は當局者が早く此事を斷行し今代の武侯をして上下の人心官を羨まざるに至らば太平ならんとの嘆を發せしむるなからん事を望む者なり（明治二十二年十一月十三日）

皇族と政治

今度の政變に事情止むを得ずして強ひて三條内大臣を起し内閣總理の任に當らしめられたれども公は近年多病の身となり且つは前年奏議の次第もあり久しく重要な地位を再びするは何分その素志にあらずとて頻りに辭退の色あるにぞ或は一時、有栖川宮殿下を煩はすに其地位を以てす可しとの説もありと云ふ我輩は固より荒唐無稽の談として之を信ぜざるものなれども若しも今の政治社會の一部分にも斯る説を爲すものありては實に容易ならぬ事なれば爲めに一言せざるを得ず我國の舊例に依れば往古王政の時代には知太政官事と稱し親王を政務に參せしめ其他皇族を政務官に任じたるの例なきにあらず現に今代に至りて今の有栖川宮が左大臣の職を奉ぜられたる事もありたれども政海の事情は變遷一ならずして昔を以て今を推す可らず願ふに皇族參政の事は今日の政治社會に發言す可きものなるや否やは經世家の心に問ふて直に合點する所なる可し抑も帝室は常に政治外に獨立して其神聖尊嚴を保ち政界の冷熱に關せらる可らずとの一義は我輩年來の宿説にして屢々論述したる所なり今後國會の議場も開けて政治の社會は益々多事となり黨派政論の勝敗異同に由り内閣の更迭を促すの時節ともならば帝室在政外の一義はます々其必要を見るに至る可し

然るに今至尊に直接の關係ある皇族をして政治の事に關せしむるは則ち取も直さず帝室と政治との關係を接近ならしむるものにして其次第柄は如何にしても決して喜ぶ可き事相にあらず況や之を煩はすに政治上最要最劇の地位を以てし一切萬機の責を歸せしめんとするは事體の益々穩かならざるものと云ふ可し忝けなくも親王家は帝室の御連枝にて汚隆を共にせらるゝ方々なれば其一進一退も決して輕卒なる可らず左れば皇族の任官は皆な帝室の尊嚴威稜を保つが爲めに外なる可らずして國の榮譽を代表して軍務の官に任じ或は國民の望に應じて臨時の名譽職に就き又或は勅撰に由りて貴族院に列するの外、尋常の政務に干與せられざらん事こそ我輩が平生の志願なれば今の政治の難局に際して尋常一様の政治家と共に之を煩はさんとするが如きは我々が帝國の臣民たる一分として決して看過すること能はざる所なり願ふに昨今の政局たる難は即ち難なるに相違なしと雖も其難の由て來る所を尋ねれば之を當局者の責に歸せざるを得ず而して今の當局者は二十年來時々其難に當り之を始末したる人々にして其中の經驗に富めるは他人の企て及ぶ所にあざれば目下の場合に處しても自ら其覺悟なきを得ず唯昨今の有様を外より窺へば局面何となく穩かならずして之を天氣に例せば陰晴定まらず明朝の晴雨も圖り知る可らざるの觀あるが故に種々の測量をなすものありて隨て奇言奇案も生ずる次第なれば何れになりとも早く當局者の覺悟を公示すること目下の急務なる可し實は今回の出來事に就き強ひて三條内府を起したるさへ我輩の感服せざる處なるに今又この難局を以て皇族を煩はすが如きは帝室に對して相濟ざるは勿論、第一自ら責に任じたる者の恥辱とこそ云ふの外なければ我輩は此説の固より無稽なる可きを信ずれども事の關係少なからざるが故に聊か一言する者なり（明治二十二年十一月十五日）

日本社會尙ほ若し

今回の政變に黒田總理大臣は樞密顧問官に伊藤樞密院議長は宮中顧問官に任ぜられたれども兩大臣從來の身分にて尋常一様の顧問官は少しく不釣合など云ふ意味にてもあらんか特に勅詔を賜はり大臣の禮を以て遇せらるゝとの事に定まりたるは兩顧問官の身に取れて如何ばかりの榮譽なる可きや肺肝に銘じて難有仕合にこそあれ我輩も今の日本の有様にて今度は誠に都合好き新事例を生じたり政治上の地位身分を金玉視して之を争ふこと甚だしき國柄に於て功臣等を満足せしむるの好方便は他に求む可らず云々の大意をば去る八日の紙上(元勳優遇と題したる一篇)に記したれども今一步を進めて文明活潑の大勢を考れば今日の日本社會に斯る事の要用あるは我國風の尙ほ若くして人心の簡單なる一證として見る可きものゝ如し蓋し人間社會創造の時より初めて生ずるものは政治にして如何なる野蠻國にても苟も人の集るあれば政治あらざるはなし學問商賣工藝の如きは其發達甚だ遅くして假令へ其事あるも事の體裁を成して獨立の權を得るに至るまでの速力は政治進歩の比にあらず故に斯る社會を遽に一見すれば國中の人事唯政治あるのみにして他あるを見ず古今世界の歴史に照らして争ふ可らざるの事實なり左れば今我國は大に文明に進みたりと稱して學問に商賣に工藝に見る可きもの多しと雖も人事中何ものか最も勢力あるやと尋れば殘念ながら尙ほ政治獨尊の社會にして他は皆これに左右せられ之れに隨行するものと云はざるを得ず政治の事獨り尊しとあれば之れに關係する人も亦尊くして苟も政府の内に居る者は其身に取りて無上の満足のみならず世間も亦これを視て其榮譽たるを許すが故に一度び政府に入る者は容易に去ることを爲さず然るに新陳交代は自然の道理にして爲政者の地位とて此道理には違

ふ可らず政海無常の波瀾に動搖して昨日まで得意の貴顯も今日は忽ち落路の人と爲り其榮枯轉變の際に本人の心を悼ましむるは殆んど名狀す可らず門前客稀にして雀羅を設く可きは無論、近く家人に對しても何となく主公の威光を薄くしたる有様にして胸中の不愉快は之を妻子にも語る可らず心事鬱々として萬物皆吾れと背き青天白日も慘憺として暗きが如し是に於てか或は酒を以て氣を養ひ或は山水を友として世事を忘れんことを力むと雖も本來その人は政治を以て身を成し政治の外には心を樂ましむ可き程の藝能も少なく好事もなく無聊閑暇終日酒を飲む可きにあらず終年山に遊ぶ可きにあらずれば漸く其本色に立戻りて漸く政海を窺見るに論ず可きもの甚だ少なからずして漸く得意の論端を開き陰に陽に其所見を陳べて論旨常に公平ならざるはなし蓋し我輩が曾て云へる如く公平の論は不平の人より發すとは是等の意味にして身に實際の責任なくして心に不平あるときは其議論の公明正大なるも亦驚くに足らざるなり然るに天下の輿論は事の成否よりも公平を重んずるの常にして無責任の議論も忽ち勢力を得て大に時の施政を困却せしむること多し即是れ功臣を疎外す可らざるの理由にして之を遠ざけると同時に之を敬し微妙の間に其歡心を繋ぎざる可らず東洋諸國固有の政情にして或は西洋人等に語るも其眞味の了解は覺束なき程のものなり畢竟この政情の由て來る所の本を尋れば爲政者の流が政府を以て單に自家の技倆を伸ばすの場所とせずして其爲政の地位を視て一種僥倖の榮譽と認め之を得るの日に當りて非常の得色を催ほし天下萬物悉皆己が下流に在るものゝ如くにして榮譽の最上點に位し色も艶もなく衆人の羨望に任せて憚る所なき最中に一朝の機に其地位を去るときは忽ち地を替へて他に羨まれたる者が他を羨む者と爲り其間に些少の猶豫を與へずして心事の切迫恰も子供の性急に似たるが故なり眼を轉じて西洋諸國の政治社會を見れば政府の當局者と在野の政治家と毫も輕重なく例へば英の現宰相ソールズベリーとグラッドス

トーンとの間に榮譽の差違を見ず獨のビスマルクが辭表を呈して官を去るとも之に由て其身分の淋しきこともなかる可し然かのみならず政治社外の學者商人又は僧侶等その榮譽の點に於ては王公を友にして爲政者の上に位する者甚だ稀ならず之を要するに文明の社會には名利の集點一ならずして英雄豪傑に身を安んずるの地位多く羨望の屬する所獨り政治ならざるが故に政府の當局者は恰も爲政の餘地を偷むに易しと云ふも可なり之を彼の東洋諸國の爲政者が特に自から其地位を裝ふて羨望の目的と爲り一時自から得々たるに引替へて其成跡は却て自から進退に苦しむが如きものに比すれば心事の緩急同年の論に非ず故に我輩の所望を云へば日本社會の人事漸く繁多ならんとするの今日に當りて爲政者も少しく世界の大勢を視察し政府獨尊官人異種の陋習を破り以て立國の基礎を廣くし又隨て堅固にして以て當局者の進退を容易にして爲政の難澁を去り官民共に至當の榮譽を全うして悠々たらんことを待つのみ既に此境界に達するときは大臣の更迭の如き實に政治上の小波瀾にして世の耳目を驚かすに足らず例へば今回の黒田伊藤二伯の進退の如き自家の意見にて辭表を呈したらば其意に任して政府外に自適せしむ可きのみ特に顧問官を以て會釋するにも及ばず況んや畏き聖詔を煩はし奉りて大臣の禮遇云々に於てをや過分至極の事なり如何となれば日本社會の政府外に自然の榮譽を許すの餘地あれば二伯の身を悠々として之に安んず可ければなり今その然るを得ずして僅に政府部内の身分に依頼して始めて其體面を維持するとは我輩は獨り二伯の爲めに之を悲しむのみならず我日本社會の今日尙ほ若きを嘆息する者なり(明治二十二年十一月十六日)

情實の病根除く可し

第一

明治政府は情實政府なりとて世上に之を唱ふるのみならず政府内部の人々も常に之を公言して苟も施政上に不如意の事あれば乃ち之を情實云々に歸して恰も人力を以て如何ともす可らざるものと認め情實の在る所は智者も當惑し勇者も辟易するが如し我輩は嘗て政府の局に當りしことなきが故に其情實とは如何なる性質にして如何なる働のものなるや甚だ解し難しと雖も凡そ人間世界に在る有形の物、無形の事、その性質を明にして其働を視察すれば之を取扱ふの道あらざるはなし物理學者の物質に於ける醫學者の病に於ける皆その性質と働とを吟味して處置の方法を示すものなり左れば政府の情實なるものも亦是れ一種の人事なれば其由て來る所の原因を詮索して其性質を明にしたらば之を一掃するの法なしと云ふ可らず試に鄙見を陳べんに元來我輩は一國の政府を見て神靈不思議の意味を附せず單に之を尋常一様世務の一箇條と認めて之に處するの手段も亦尋常一様他の商賣營業の如くならんことを欲し亦世界文明の大勢に於ても其必要必然を信じて疑はざる者なれば今この思想を根本にして日本政府を見れば其業務は法律を明にして國民の榮譽權利を保護し天下一夫をして曲を被ることなからしむるに在るのみにして其旨は既に憲法にも明なり又外國に對して國權を維持するには兵力もなかる可らず外患内憂の爲めにとて大にしては海陸軍の備あり小にしては憲兵警察の設あり凡そ是等の事を處理するには理事の人物を使用せざる可らず之を官吏と云ふ此官吏に給料を拂ひ業務一切の費を支辨する爲め凡そ八千萬圓の所得ありて毎年の會計を爲すものなり誠に簡單至極なる事にして物を買へば代價を拂ひ人を使用すれば給料を渡し業務は都て公平無私直一偏を旨として金錢の出入は八千萬圓に過ぎず之を一商家又は一會社の事に比すれば洪大なるのみ其取扱に付き未だ必ずしも人力を以て如何ともす可らざる程の困難はある

まじきこと、思へども政府に於ては然らずして常に情實の爲めに窘められ萬事意の如くならずと云ふ解す可らざる事共なり依て今こゝに局外より淡泊公平の眼を以て其情實の性質を求め事の内外を打明けて平易に説明すれば都て是れ官吏の身の上の利害より生ずるものと云はざるを得ず我輩の見る所にて政府の困難は兵の足らざるにあらず財の乏しきにあらず又人才の少なきにもあらず唯苦しむ所は官吏の進退のみにして人を用るに其技術とその地位と相當するを得ず往々不都合と知りつゝも之を如何ともすること能はずして相互に不愉快なる日月を消するものあるが如し例へば此人は曾て簡様なる功勞あるが故に斯の如く待遇せざる可らず其人の履歴は云々なるが故に其地位を授けざる可らずとて多少の心配ある上に最も困難なるは此れと其れとを比較して一方を厚くして一方を薄くす可らざるの場合にして其取捨には殆んど當惑の次第なれども賞の疑はしきは重きに從ふと同様の意味にて、待遇に決し難きは先づ以て厚きに從ひ雙方共に好地位を授く、既に地位を得れば事を起すの權あり人を用るの權ありて其事其人必ずしも政府中に満足ならざるのみか甚だしきは一方に得々たる他の一方に於ては全く之に反對して陰に陽に攻撃を試る者さへなきに非ず斯る事の次第なれば政府に人の集るは日に多く隨て事務も次第に繁多を致して政費も次第に増加し而して其全體成の跡は決して一政府全體の本意に非ず故に苟も政治上に大問題の起ることあれば人民の未だ之を知らざるに先だち早く既に政府部内に議論を生じて不満の人少なからず隨て政機の内情も能く民間に傳播して遂に輿論の體を成し以て施政を困却せしめざるはなし之を聞く西洋諸國にても施政の主義方向に就ては國中決して一様ならず一は一非その説を異にすと雖も政府の部内丈は常に一致して是にも非にも其向ふ所を共にするよしなれども我國に於ては一政府中恰も數様の針路を作りおのゝ其路を行くことなれば施政滑ならんと欲するも得べからず即ち是れ情實の働にして其

由て來る所の原因は政府部内の調和を維持するが爲めにとて人の歡心を失ふことなからんとし取る可きを取らず捨つ可きを捨てず單に目下の人情を醫するの要用に出ることなれば情實の性質は患者が局部の疼痛を訴るに隨ひ隨時に鎮痛療法を施すの情に異ならずモルヒネの注射も病症に由りて要用なりと雖も固より病を根治するの藥にあらざるのみか頻々之を用れば次第に其量を増して尙ほ功を奏せず遂には却て其毒に中りて生力を害するを常とす故に政府が情實に隨て運動するは一時の困難を避るの方便として妙なりと雖も此情實より彼の情實を生じて段々際限を知らず局部の人情を和するが爲めに遂には却て政府全體の圓滑を妨るに至ること多し二十餘年來當局者の明に知る所、又無二の難題として憂る所なるに會て其根治法を講じたる者あるを聞かず奇なりと云ふ可きのみ

第二

前節既に情實の性質と其働とを略説して明治政府無二の病根たる次第を述べたり依て今こゝに其根治法を求るに本來情實の働は政府に無用の人を入るゝの症を發し其發症はますゝ同症の續發を促して際限なきが故に之を根治するには人をして自然に政府に近づくことなからしむるの一法あるのみ抑も天下の士人が今の政府に近づくは何ぞや大にしては功名心より生じ小にしては利益心に出で何れにしても我輩が商賣の眼より見れば至極割合の好きものにして天下普通の相場に外れたる名利の市なればなり仕事は緩にして所得は少なからず其上に身分も官吏と稱して特に社會の表面に現はれ等しく大小の業務を勉強して毎月毎年の所得を利し一家の生計を立て又餘財を残しながら官途の錢は恰も清くして其外面何となく錢儲する人の如くならず尙ほ其上に爵位官等なる一種の章表を身に附して其光明は政府部内に耀くのみならず遍く社會を照らして凡俗の尊敬を博す、相場外れの割合と云ふ可し世に百萬の身代を作りたる

商人あり萬卷の書を読みたる學者ありと雖も苟も官途の仲間に入らざる限りは純然たる賤民にして朝野に顔色なし偶
 ま此賤民等が少しく立身したりと聞けば下等の位階稱號などを官邊より拜領して聊か官風に薰蒸せられたるものに過
 ぎず誠に憐む可きのみ左れば我日本社會に於ては財産も智識も又年齢も都て其人の身を輕重するに足らずして名利の
 所在は唯官途の一局部に限るが故に人のこゝに群集するも決して偶然に非ず人間の勞力と其報酬と互に相當して厘毫
 の差を許さざるは經濟の大本、商賣の通則なれども我官途は獨り此本則の外に逸して之を喻へば商賣學問政事と三者
 を並べて政事の領分のみ物價の廉なるが如し一回の品に五錢丈け低價なりと聞いても其店頭に群を成すは人情の常な
 るに官途の品は特に安くして且これを買ふ者は世間に對して外聞も宜しと云ふ誰れか之に走らざる者あらんや凡そ勞
 働者が人に雇はれ商人が客に物を賣れば難有しと一應の禮をば述るの風なれども畢生の大恩として之を謝するに非ず
 如何となれば其貨錢物價ともに世間普通なればなり然るに爰に新に官途に出身する者あれば家人喜び、親戚朋友賀し、
 本人は自から稱して冥賀至極難有仕合なりとて恰も人力を以て得べからざる幸を得たるものゝ如し商賣の社會には決
 してあるまじき事相にして獨り官途の出身が斯くまでに冥加至極なりとは即ち其勞力と報酬との割合法外にして世間
 普通の例を外れ非常の僥倖あるを示すの證據にして他に説明はなかる可し即是れ官吏の進退に付き情實の生ずる由縁
 にして商賣の通則外に割合宜しき品物を此れに賣て其れに賣らざるは不都合なり、此れと其れとを比較して孰れの方
 に賣る可きや最も當惑の次第なれども雙方共に本店に由緒もあれば先づ以て偏頗なく共に満足せしむる方然る可しと
 て人情これを拒絶するに忍びず此れをも入れ、其れをも用ひ多々ます事々を繁多にして費用を増し而して全體の施
 政如何を問へば我が意の如くならず又人の意の如くならずして相互に不愉快なる日月を消するのみ

右の事情は必ずしも我輩の言を俟たず當局者の夙に自から知る所にして政府に情實の行はれん限りは活潑なる事を行
 行ふ可らずとて誠意誠心に之を憂へて工風を凝らし其苦辛の有様は我々傍觀者の比に非ず我輩も之を推察して常に氣
 の毒に堪へずと雖も唯遺憾なるは局に當る者は迷ふの意味にてもあるか、斯く當局者が事情を知るの明ありて其事の
 困難を憂るの誠意誠心を抱きながら其困難の根本を除くの方法に心付かざるの一事なり今日政府の現状を見て情實の
 間に浮沈すればこそ智者も勇者も策なきが如くなれども元來その情實の由て來る所の本を尋れば官途に人の群集する
 こと甚だしきが爲めにして其群集を招くの原因は官途の地位が商賣の通則外に割合好くして人情これに赴くからん
 と欲するも能はざるが故なり之を喻へば品柄は上等無類、價は三割五割引の店を開いて客足の繁きが如く糖蜜を卓上
 に晒らして蠅の群集するが如し主人若しも其客を厭ひ又群蠅の至るなからんと欲せば徒に苦悶するよりも先づ其店の
 賣品に附するに世間普通の本價を以てし又簡單に糖蜜を取除くに若かず故に政府に無用の人の群集するを防がんと
 らば先づ當局者の心事を根底より入替へて政府獨尊神靈の舊迷夢を醒まし一切萬事商賣の主義に従ふて錢の勘定を主
 とし人々の技倆働次次第にて多くも拂ひ少なくも渡し心身の勞逸と給料の多少と互に齟齬せしむることなく然かも其
 割合は商賣社會普通の例に據りて少しも旨味なからしめ又その身分とても既に商賣上の事とあるからには族も爵も位
 階も全く無用にして斷然これを言はず商家諸會社の慣行に従ひ重役より支配人書記下役小者に至るまで其職掌の大小
 輕重に準じて上下の分は然る可きなれども是れとても唯だ政府と名くる一局部内に行はるゝ上下の差等にして局外に
 對して特に其光を放つ可らざるは商家の番頭會社の頭取支配人が内輪の身分を外に光らして天下に横行すること能は
 ざるが如くなる可し凡そ此邊の趣向を以て政府を組織するときは官途は誠に寥々として壯觀を失ひ大小の役人等は唯

普通の俵給に衣食して政事を行ふのみに止まり恰も名利の濃厚なるものを淡泊に變化したる姿なれば漫に之に近づく者なかる可し商店の賣品、本價を現はし卓上の糖蜜、清水に變じたり衆客群蠅の煩はしき復た憂るに足らざるなり然るに今その事の本に心付かずして末の煩はしきを憂ふ、過食不消化の患者が頭痛に苦しみ單に頭部に就て治を乞ふ者の如し患者若し少しく病理を知らば食物に注意して胃中の汚物を除くに若かず頭痛は自然に治す可きのみ政府の當局者が官途に人の群集して情實の爲めに苦しめらるゝことあらば政府の名利を淡泊にして情實の心配は自然に止む可し官途に商賣外れの旨味あらん限りは情實の苦悶天地と共に永久す可し我輩は止むを得ず唯その苦劇を見物するのみ

第三

官途の情實に苦しむならば其名利の濃厚を止めて淡泊に變化し以て人の群集を防ぎ以て情實の由て生ずる所の根本を絶つ可しとは前節の立言なれども官人の身となりては或は此言に服せず官の名利を淡泊にするは即ち治者の威嚴を薄くするの道理にして役人にして相當の威あらざれば以て下民に臨む可らず即ち虚飾とは知りながらも今日の要用よりして族爵なかる可らず位階なかる可らず衣冠文物は自から政府の體裁なりなど言ふ者もあらんれども都て是れ封建門閥時代の舊迷夢たるに過ぎず今の新華族に列せらるゝは即ちむかしの功臣が大名に封ぜらるゝの舊筆法にして其位階の次第に昇進するは所謂雲上の公卿を再演し、金紋先箱の行列こそなければ金モールの禮服を著けて馬車に乗り到る處に送迎の盛なるは人をして徳川時代の大名小路を回想せしむ、況んや中央大小の吏人が地方に往來し又は地方官が管内を巡視する時の如き官民上下の周旋奔走に及らざる所なく一見これを評して徳川時代の大名公儀役人又は御代官と云ふも過言ならざるが如し一切萬事封建時代の舊套に従て政府を組織せんには封侯敍爵金紋先箱も自から必要

ならんと雖も明治の政府は其創業の初より封建門閥風の反對に出で爾來時勢の變遷は歩一步を進めて改進の方向に赴き政治に於ては國會さへ將さに開かんとするの今日に當り威嚴以て下民に臨むの陳腐説は苟も具眼者の口より發す可き言にあらず況んや今の當局者は二十年前明治政府の創業に係り身躬から門閥破壊の説を主張して虚飾虚嚴の厭ふ可きを痛論したる本人なるに於てをや必ず自心に問ふて思出すことある可し抑も國會とは國民の族籍家柄を問はず唯民間に才名徳望あるものをして國政に參與せしむるの法にして其精神は門閥政治の正反對と云ふの外なし一方に民風活潑の精神を勵ましなから一方には門閥威嚴論を忘るゝこと能はずして次第にますゝ之を装はんとし其むかし維新の功に拜領したる賞典祿をも之を世にするは不本意なりとて商賣主義の公債證書に改めたるものが今は却て華族の族を家に永くして何爵の爵を世にせんとす進むが如く退くが如く破るが如く繕ふが如く我輩は其目的の果して何れの邊に在るを知らず其身一時の榮華をして大名の如く公卿の如くならしめ以て宿昔青雲の志を達し以て少壯熟窓の想像を實にしたるは愉快なりと雖も俗界無數の生物皆青雲の志に富んで想像甚だ高し現に政府部内に於ても難兄難弟の輩甚だ多くして進退の情實に苦しむ其有様は恰も主人自から味を濃厚にして他人の指を染めんとする者多きに困却するものゝ如し況んや後進生の後より進む者は尙ほ之よりも多くして來年より毎年の國會に功名を争はんとする者天下到處に其人あらざるはなし今假に此流の人の心事を臆測するに滿腹青雲の志は禁じて禁ず可らず此議を提出して此點を主張し其論を斯く駁して議場の多數を制し遂に志を得て政府に立つに至れば今日の一書生明日は忽ち華族に列し何爵何位の榮を博して糟糠も亦その榮を共にし畫錦の光以て故郷を耀かすのみならず我れは是れ官途と名くる靈場に入りて既に人民と種族を異にする者なれば滿天下我れと輕重を争ふ者ある可らず吉辰遠からず明年の國會に在りて其

渴望の切なる空腹の客が障子を隔て、蒲燒の芳を嗅ぐが如し左れば我輩の宿論は國會の議場をして當分は恰も儀式の場の如くにして唯靜肅ならしめんと欲する者なれども後進生が國會を以て自家立身の媒介と爲すが如きに至りては議場の熱度平ならんと欲するも得べからず即ち其由縁は國會の障子一重を隔て、政府に名利の濃厚、蒲燒の如きものあればなり、商賣の通則外に低價の賣物あればなり勞働甚だ寛にして報酬甚だ高く然かも外見外聞の美なる仕事あればなり、當局の諸君は思ふて今日この邊に心付たるや若しも然らば何ぞ速に其謀を爲さざるや政治家の功名は唯政事を行ふに在るのみにして商人が利を得るを以て功名とするに異ならず美服人の指さんことを恐るとは古人も之を詩に詠じたり服飾爵位等の些末を以て徒に俗界の羨望を促がして情實に宥められ却て本色の政治を行ふに運動の地を窮窟にして常に不如意を嘆ずるとは我輩は唯これを氣の毒に思ふのみ今日唯今にても政府全體の組織を改め商賣上の主義に従て官途の給料を大に引下げ官員等をして仕官して割り合ふならば勤めよ然らざれば勝手に去れと正しく其ギリギリ決著の處に去就を決せしめ又その身分とても人間普通の渡世する者なれば特別に人爲の榮譽を與へず商家諸會社の書記小者も何省何廳の書記小者も同等同輩の者と爲し其名稱までも同様にして毫も輕重する所あらざれば官吏は單に錢の多寡と己れの技倆とを見較べて分別す可きのみ其進退に何の情實ある可きや官途爽然として洗ふが如く當局者も始めて荆棘を脱したるの感ある可し但し此事たる今日の有様にては都て官員の不利なるが故に之を斷行せんとして乃ち又情實に迫られて行ひ難き意味もあらんれば先づ隗より始めて當局者自身が大に俸給を減ずるか又は全く無給にして其族爵位階等も之を返上すること維新の當時に諸藩主が藩籍を奉還したるの例に倣ひ以て他諸官員の標準たる可し彼の廢藩のときも薩長その他の諸強藩主が率先したればこそ大事も成りたることなれば今日とても政府の貴顯が先づ

親しく先例を示すにあらざれば成功は望む可らざるなり

人或は鄙言を評し唯云ふ可し行ふ可らずとて容易に看過する者もあらんれども日本政府の官途に情實の困難多くして施政意の如くならず又民間に政熱の甚だしくして動もすれば騷擾にも至らんとするが如き實に國家の大病にして此病根のあらん限りは萬般の進歩望む可らずとあれば何事か忍んで行ふ可らざるものあらんや我日本國人の敢斷又順良なる數百年來割據獨立の藩制をも廢して敢て不平を鳴らす者なし然るを況んや區々たる政府部内に小改革を施して官員の身に小利害を及ぼすが如き決して難事にあらず尙ほ況んや此事を實施して爲政を易くし其政事上の實績功名は當局者に歸して百歲に傳ふ可きに於てをや結局虚を捨て、實を取るものなれば我輩は之を今日に勸告して若しも行はれざれば唯その行はれざる間の困難を傍觀して時節到來を待つのみ(明治二十二年十一月二十六日より二十八日に互る)

官邊の交際法

凡そ人事の間違は人々互に相知らざるより起るもの多くして政治上に於ける暗殺要撃等の如きも亦これに原因するものあるが如し古來東洋の歴史には奸臣云々の談頗る多くして如何なる時代にも必ず奸臣のあらざるはなき程の次第なれども今日我輩の眼より見れば其人々の私行は勿論政治上の處置に就ても敢て奸惡の實なきのみならず寧ろ世俗の譏を顧みずして國家の爲めにしたるの跡を發見するものなきにあらず蓋し東洋政治の習慣に於て上下の間常に隔絶し情實の互に通ぜざるよりして當局者の處置少しく心に協はざるものあれば其次第を詮議するに及ばず直に認めて以て

奸惡の所行となし之を誹議するのみならず甚しきは其風説に誤られて暗殺要撃等の舉に及び而して後の史を修むる者も亦唯その形のみを見て以て眞となし深く情實を究めざるが故に世々奸臣の名を成す者多きこと、知る可し左れば斯る事情の國柄に於て政治の局に當る者は勉めて他の誤認を避け以て不慮の迷惑を免るゝの手段なかる可らず而して其手段とは他なし唯、平生多くの人に接して自分の性質氣風を世間に知らるゝの一事に在るのみ我國にても維新の當初は政體を始め萬事萬端簡易輕便を主として大臣參議の如きも敢て體裁を重んぜず所謂士に下るの風ありて志士論客の輩が其門に候すれば造作なく面會して與に議論を上下し或は自ら民間の長者を訪問して談笑諮詢するなど猶ほ書生磊落の氣風を存したるが故に其事情も互に相通じて當局者の身事に就き誤認せらるゝの患も少なかりしが爾來時勢の變遷に隨ひ政府部内の上流社會には次第に新色の門閥風を催して爵位の高きは庶人と伍を爲すに便ならず邸宅の壯麗なるは風を捫るの客を延くに不釣合にして何しか其門に在野士人の跡を見ず況して主公が外出して駕を官途社外の家に枉るが如き最も不釣合にして要用あれば他の來て教ゆるを待つのみ或は此有様を目し社會秩序の整頓したる兆候として喜ぶものもなきにあらざり聞く所に據れば西洋文明國の風として一介の書生が紹介もなく突然、大臣の門を叩くなどは世間の許さざる所にして又之を企つるものもなき由なれども斯る國々に於ては人事政事の仕組十分に習慣を成して政治家たる者は宴會その他の席上に數多の人に接して自家の説を述べ又他人の論をも聞くの方便もあり或は漫遊旅行の途中などにも身に官風を帯びざれば容易に衆人に面して談論するの機會に乏しからざるが故に殊更に人を私宅に延て私に面會するの必要なことならんのみ然るに我國の今日は大に事情を異にし官民公私の區別嚴重にして恰も雜居を許さず官吏は其地位の高きに隨て獨り高處に止まり人民は公務にあらざれば權門に入ること能はざるものと心得る

か或は求めて之に入るを樂しまず兩者の間次第に隔絶の氣味ある尙ほ其上に時々宴會集會等に於ても會する者は官吏社會の一流に限り稀に或は官民懇親の意を表するとて廣く人を集むることなきにあらざれども人民は唯座末に列し上流の談笑愉快を見物するのみにして恰も他人の盛會に相伴するものゝ如く固より以て雙方の交情を通ずるに足らざるや明なり左れば今後人事の次第に整頓して當局者が公會に衆人に接して意見を吐露するの例を開く夫れまでは矢張り維新當時の有様の如く苟も不慮の戒心なき限りは大に其門を開て人を容れ又自ら出門して人を訪問し書生の磊落流を以て自家の説を陳べ又人の説を聞き都て交際の鄭重を止めて淡泊に變化したらんには假令へ實の利益なしとするも意外の間違を避るの方便たる可きや疑を容れず當局者の爲めに謀りて今世に處するの一法なる可し(明治二十二年十月九日)

功臣崇拜

第一

今の世に功臣と稱する人々は其地位の如何に拘らず多くは維新の前後、國事に勤めて功勞少からざるものなれば政府に於て之を優遇するは云ふ迄もなく一般の社會に於ても其人に對し幾分か禮意を表するは固より至當の事にして即ち政府が爵位勲等を授けて之を榮寵すれば民間に於ける公私の交際にも尊重の意を示す等その手段は様々なることなれども之は唯、國家に功勞ある功臣たる身分に對し聊か會釋するまでの事にして其人の技倆に感服して其身を崇拜するの意にはあらざる可し蓋し維新以來今日に至るまで政府の表面に立て爲政の局に當るものは前後何れも功臣に外な

らずして其人々は政治の事に就き特殊の技倆を有するが如くなれども事實を云へば維新の功臣、必ずしも皆出色の政治家ならず中には多年其局に當りて經驗にも富み才略技倆にも乏しからず天晴れ當代の政治家と稱して恥かしからぬものもあることならんと雖も今の政府の情態として二十年來の行掛りより其地位に在るものも少なからざる事なれば爲政の部内に在るものとても強ちその技倆の爲めとのみ見る可らず況んや功臣とし云へば一も二もなく之を崇拜し其一言一行に重きを置くが如きは決して事理の當を得たるものと云ふ可らず社會の事は多端にして人々の所長も亦一樣なること能はず創業の事に長じて守成の計に短なるものあり果斷の勇に富みて緻密の考に乏しきものあり維新創業の事は恰も馬上の仕事にして此際に當りては鷄鳴狗盜假泣伴狂の輩も亦その功を成すの機會なきにあらず天下無數の英雄豪傑は年來鬱屈の氣を此一舉に伸ばさんとして争て其力を致し以て中興の偉業を奏したる事にて其人々こそ即ち今日の功臣なれども今は時勢も非常の進歩を爲し社會の變遷一ならざる中に殊に驚く可きは政治上の有様にして二十年前の祭政一致も今は既に一夢と爲り明年は愈々國會を開設して純然たる代議制度の仕組を見んとするの時代となりては馬上の技倆も永く其力を逞ふす可きにあらず勿論今日の政治上に功臣の勢力は決して輕蔑す可らず藩閥の效用も時としては物論を鎮靜する爲めに便利なりと雖も其藩閥の由來を尋れば維新の偶然に生じたるものにして日本の政治上に萬代不易の約束したるに非ず況して時勢の變遷は斯る一種の特色を許さざれば今後の政界は次第に二十餘年來の舊面目を改め次第に藩閥の色を薄くし功臣の功を全ふせしめ以て社會全面の風采を高尙優美にするの覺悟こそ專一なる可きに然るに事の實際は然らずして新日本の政治社會にも尙ほ功臣崇拜の風を存することこそ奇相なれ抑も今の民間の政黨なるものは政治社會に情實の因縁を一掃して文明の新主義を行ひ唯人々の才略技倆を以て進む可しと稱して藩

閥身閥等の語は殆んど其社會の禁句にてありながら顧みて此流の人が推して以て首領と仰ぐ所の人物を見れば何れも皆例の功臣ならざるはなし種々の新聞又雜誌等を見るに某伯の舉動、某子の意見など、て特に之を記して世間の注意を引くの具に用るもの多きは何ぞや我輩が淡泊なる眼を以て其舉動其意見を視察すれば時としては平々凡々論するに足らざるものもあるやうなれども其平凡説にして尙ほ能く政治社會の意向を進退左右するは畢竟説の如何にあらずして其人の履歷由緒に原因するものと云はざるを得ず即ち其説は平凡なれども其人は功臣なるが故なり尙ほ案するに今の後進の政治家も功臣崇拜の不都合を知らざるに非ずと雖も左ればとて自分に一機軸を擢で獨立す可きにもあらず半信半疑の際に功名の念は須臾も忘る可らずして遂に之に依頼するの窮策に出でたることならんのみ左れば今後日本の政治社會は假令へ政黨の争を起すことあるも其争は先づ以て功臣と功臣との間に行はるゝのみにして世間無數の後進生は眞に後進の義を誤らず唯その隨從たる可きのみ

第二

抑も人文未だ開けずして社會の人心、尙ほ簡單なる時に當りては少しく卓越の人物あれば直に之を崇拜せざるはなし斯る社會に於て最も人の耳目に赫灼たるものは戦争の功に外ならざるが故に智略武勇一たび功を成すときは其人物の如何を問はず直に之を崇拜して主治者となし以て其制御に甘んず即ち大人崇拜の時代にして社會の進歩尙ほこの段落に在る間は代議制度の如きは固より望む可らず蓋し今の文明諸國に行はるゝ代議制の起因に就ては種々の説ありと雖も之を要するに人文の次第に發達するに隨ひ社會の人心自ら大人崇拜の氣風を厭ひ一人の主治者に代ふるに多數の代表者を以てせんとするの運動より來りしものなれば大人崇拜の氣風と立憲代議の精神とは同時代に兩立す可らざる

ことゝ知る可し今の維新の功臣は固より古代の戦争者と比す可きにあらずと雖も其名望の一世に赫灼たるは寧ろ維新創業の功名に依るものにして世人の之を尊重するも亦その功名の爲めに外ならず左れば維新以來文を以て身を起し政府の内外に平和の功を策し天晴の技倆を顯はしたるものもなきにあらずと雖も世間の名望は甚だ寂寥にして維新功臣の十が一にも及ばざるのみならず前にも述べたる如く功臣門閥に反對する民間の政黨すらも多數の人望を繋ぐには矢張り功臣の首領を要する程の次第にして社會の人心に猶ほ功臣崇拜の氣風あるを見る可し然るに顧みて一方を見れば政治の體裁は益々進歩して地方自治の制も既に行はれ明年はいよ／＼國會を開いて純然たる代議制度の實行を見んとするの今日に臨み社會の氣風尙ほ大人崇拜の邊に彷徨するとは隨分奇なりと云ふ可し窃に我開國以來の進歩を見るに文明後進の士が此間に心身を成したる者少しとせず明治の初年に十歳の童子も今は三十餘の丈夫にして然かも其教育は新鮮なれども唯明治の後進生なるを以て今の世に人に知られざるのみ左れば政治なり、學問なり工藝なり又商賣なり明治社會の事業は此後進生に托しても左まで不安心のことなる可し且又彼の政治の如きも果して文明の流儀に従ひ立憲代議の制度を採用せんとらば議院の體裁、内閣の仕組を始めとして政府部内萬般の事は自ら趣を改めて恰も器械仕掛けの技術の如く爲る可ければ往昔の獨裁政府に恩威を以て天下の人心を籠絡せんとて特に門閥名望の手段にのみ依頼するの要用もなかる可し代議政體に恩威の所在は唯帝室のみにして下界の政府は至極殺風景なるものなれば門閥名望爵位衣冠の如きは左まで效を爲さずして唯技倆の優れる者を優者として待つ可きのみ之を喩へば文明流の政治は蒸汽船を支配するが如く古流の政治は和船に乗るが如し和船の船頭に經驗あり膽略ありと雖も本來一個人の手續に存することにして容易に傳授す可らざれば之を學ぶの法も亦難し然るに蒸汽船は器械仕掛けの技術を以て運轉す可

きが故に其運轉法を學ぶに難からず即ち今日の實際上に云へば後進生の中には既に文明流の政法學を學びたる者もあらん、今正に修業中の者も多からんことなれば靜に獨立の方向に進歩して政治の新世界に自家の技倆を試み他に近づくことなく又他を侮ることなく自尊自重して徐々に功名の謀を爲す可き筈なるに其策こゝに出でずして輕舉粗卒漫に目下の細政談に奔走して時節の到來を待つ勘辨なく遂に和船の船頭に依頼して之と共に蒸汽船の運轉を急がんとする者あるが如し我輩の解せざる所なり或は事の實際より云へば今の藩閥の情實は容易に除く可らずして明年國會開設の曉に至るも直に當局の新陳交代を致して後進の新政治家が其技倆を新舞臺に演ずるが如き快事はなかる可しと雖も先進後進相續ぐの大勢は既に定まりたることなれば唯沈著して自家自動の時を待つか或は他に依頼するも其他人が舊功の光を今日に輝かすことなくして爵位衣冠を抛ち恰も代議政體の新世界に再生したる新人たらんには又自ら事を共にす可し若しも然らずして天下無数の壯少者が舊功臣の光明を其まゝに崇拜して相互に所屬を異にし其異なるに従て相互に勢力の消長を争ふが如きあらば折角の國會も亦唯功臣の競走場たるに過ぎずして全體の圓滑を保つこと或は易からざる可し我輩は後進生の私の爲めに又社會の安寧の爲めに謀りて政治上の功名を急ぐことなく時節到來に乗じて自家獨立の一機軸を所望する者なり(明治二十二年十二月十二日及び十三日)

財政經濟

分財の議論今より講ず可し

經濟の學を分て生財、分財、消費の三門となし其中に就て最も難問なるは生財と分財との二箇條にして生財とは天然自然の物に人工を施して其物に價を付することを云ふ譬ば鐵礦を地中より掘出して之に人工を施し以て鑛となし鑿となし又蒸氣の機械となすが如し天然の礦物は唯重く堅きのみにして更に人間の用をなすことなしと雖ども其形を器物に變ずるときは夫れ相應の效能ありて大に人間生々の用をなすが如し又物を生ずるには衆人相互に協力同心して事をなさざるべからざるが故に已に其物の出來上りたる上は其物又は其物の價を此衆多の協力人に分配せざるを得ず之を經濟の分財法と云ふ譬ば礦物を掘出すには金主も必要なり礦夫もなからざるべからず金主ありと雖ども礦夫あらざれば之を掘るべからず礦夫ありと雖ども金主あらざれば業を起すべからず去れば此兩者の協力に依て掘出したる礦物を市場に賣り出して利ある時は其利は正しく礦夫と金主との間に配當すべきの理なり

生財の事に就ては古來學者の議論頗る喧しく或は保護貿易を以て他國の競争を防壓し以て自國の製造工業を獎勵せんとする者あり或は自由貿易を主唱して高きに賣り安きに買ひ優劣の競争に放任して以て人類の達すべき點に至らんことを謀る者ありて其說一樣ならず尙今日に至るも争論止むことなくして甲辨じ乙駁し其勢氷炭相容れざるが如く然り、然りと雖ども土地廣くして人口少く、製造の業未だ盛大ならずして供給を外國に仰ぐ國に在ては學者の議論も政

府の政略も共に保護貿易を主張するの常にして之に反して土地狭く人口多く製造の業甚だ盛にして已に其國民の需用に應じて尙剩餘ある國に於ては學者も政府も共に自由貿易を悦ぶものゝ如し亞米利加合衆國の保護貿易を主として英國の自由貿易を旨とするが如きは是なり去れば生財の議論喧しからざるにあらず自由保護の争論烈しからざるにあらずと雖も兎に角に其議論は已に歸著する所に歸著して粗ぼ大體を決したる者と云ふべし固より自由と云ひ保護と云ひ兩軍相分れて互に陣を張るのみにして勝敗は容易に決す可きにあらざれば兎に角に敵味方と相分れて彼是の別あるは即ち議論の體をなしたる證據なるが故に生財の一事に就ては學者の議論も已に固形して體を成し經濟の學理中稍や進みたる者と云ふべし

左れ共彼の分財の一事に至ては學者の議論未だ體裁を成さず啻に其體裁を成さざるのみならず古來未だ此事に著眼して此事に論及せし者なしと云ふも敢て過言にはあらざるべし社會の組織漸く繁雜なるに隨ひ最初は圓滑に進みて人の疑を容れざりし所にも種々の故障を生ずるに至るは世の常態にして此分財の事も社會の組織未だ繁雜の場合に至らずして人間無智の樂土に安眠せし時は敢て其不都合不條理を感じる者なかりしと雖ども西洋諸國今日の如く貧富の區別判然と分れ貧は益々貧にして富は愈々富なる時に至ては人情自ら其事に感ぜざるを得ず已に其事を感じる以上は又自ら其然る所以の理を考究するの勢とならざるを得ず是即ち今日に至り西洋の學者が漸く此分財の一事に注目して其議論の漸く世に盛ならんとする所以なり總て物を生ずるには財本と勞力との二者互に相協力せざる可らざるは經濟の理に於て疑ふ可らざる者にて前段の例を以て云へば礦山を開て金銀を掘るには此に金主ありて先づ其山を買ひ隨て器械をも求めざるべからず即ち財本なり斯く已に財本ありと雖ども之に人の勞力を施さざれば礦物を得べからざるが故

に此に又幾百人の礦夫を要す即ち勞力なり斯の如く財本と勞力とは物を生ずるに必ず無かるべからざるものにて固より孰れを重しとし孰れを輕しとするの理なく正に同位同等のものにして寸分の差異あるべからず然るに今日の實際を見れば勞力のみを事とする者は常に社會の下流に居て貧しく、財本を有する者は常に上流に立て富有なるのみならず此兩者互に協力して産出したる物を分つに財主は常に其過半を取て大に自ら利し勞者は僅に一小部を授けられて僅に衣食するか甚しきは衣食に足らざる者あり蓋し世に勞役に服する者の數は多くして財本を有する人の數は少なく其人數多きものは仲間の競争の爲に自ら不利を招き、人數少なきものは仲間の團結堅きが故に財主は恰も勞働者使役の專賣權を私するものにして其勢は如何ともす可らざるに似たれども決して之を公平の分財法と云ふべからず從來の經濟學者も之を認識せざりしにあらずと雖ども此不公平は恰も天のなせる禍なれば人力の復た如何ともすべからざる所なりと觀念して更に救済策を講ずる者なく天然自然の約束に従ひ勞働者は常に貧にして使役者は常に富有なる筈のものなりとの因果を説き論し以て聊か貧人の苦惱を慰めんとするに過ぎざりき獨り自ら因果の法を説くのみに止まらず若しも此因果説に就き聊かにても疑を容るゝものあれば即ち之を邪説と爲し社會論者なりとして擯斥し尙甚しきは現在の社會を攪亂するものなりとして或は法律を以て其身を苦めたるの例なきにあらずと雖も社會の進化人智の發達に逢ひ此僻見も何時となく消滅して最初天然の不公平なりと思ひしものも都て天然にあらずして實は無智の法律不文の習慣に出でたるものなりとの道理を悟り漸く其論旨を轉じて今日の經濟論者には復た生財の事を論ずる者少く却て分財の不公平なるものをして公平ならしむるの道を考究する者多きに至れり時勢の變遷察せざる可らざるなり左れば西洋の學理を我國に入れたるは誠に近年の事にして經濟の學理中生財の一事に就ても保護自由未だ其孰れを以て我國情に

適するや夫れさへ未だ定まらず或時は自由貿易を利とし又或時は保護貿易を主唱するが如き半信半疑の場合に於ては固より未だ分財の事を論ずるの時にあらず又之を論ずればとて目下に益もなかる可きなれども後來必ず此議論の沸騰すべきは人生必然の勢なるが故に世の學者たるものは豫め之が用意なからざるべからず時に當て狼狽するは我輩の取らざる所なり（明治二十二年四月二日）

産業貿易

横濱正金銀行に所望あり

近來我が財政當局者の中には横濱正金銀行を以て日本銀行の責任代理店の姿と爲し正金銀行が所有する外國手形の再割引を日本銀行に依頼して其手形を外國に送り正貨を取り立てたる處にて之を正金銀行の各支店に積み金銀相場の都合を見て隨時之を買ひ收め隨時之を日本に送りて我が通貨準備金を増加せんとするの意向あるものゝ如くなれども是れは先年政府にて生絲米穀等を海外に送り其賣上げ代金を正金銀行支店に積み銀塊買入の資本と爲し此銀塊を日本に致して紙幣兌換の準備に充てたると同一轍にして此關係に附帶する種々無量の利害に就ては我輩卑見なきに非ざれども今暫く之を擱き我輩は正金銀行論の漸く世に喧しからんとするに當り爰に改めて同行に所望することありと申すは他に非ず海外支店當局者の人撰を重んじ其當局者の機轉に因りて我が海外貿易家の便利を助け將た其支店自身の信用を増して日本の海外貿易上に有用缺く可らざるの機關たらしむるの一事即ち是れなり抑も正金銀行は從來政府の

特惠を以て爲替荷爲替等の事を取り扱ひ同行自から利したると同時に紙幣兌換準備金吸收の爲め政府を利したること亦少なからずと雖ども多年來の形跡に據りて察するに同行は政府と云へる安全有益の大得意を得たるが爲め其大得意の爲めにさへ周旋すれば先づ以て營業繁昌にして其他は顧みるに足らずと思ひたるものゝ如く同行の事務は總て海外諸國との取引にして海外支店の人撰は最も重んぜざる可らざるに簡單なる政府の用向を處辨する丈けの人物のみを用ひ平常海外各都府に營業する日本貿易商店に對し又は臨時諸器械諸商品の注文買入に出張したる人々に對しても毎度冷遇の沙汰多く或は故らに冷遇するの所存なきも日本御役所風の尊嚴は人と共に海外に携帶して其支店を裝ふの趣あるが故に已むを得ざる因縁ある者の外は好んで其尊嚴に觸れんとする者もなく或は商賣上の急事情にて尊嚴も冷遇も打ち忘れ進んで之を利用せんとすれば又例の御役所風の緩慢に因りて時機を空うすることも多く日本より海外に出張する唯一の正金銀行が日本政府の爲めには兎も角も日本外國貿易家の爲めには實際甚だ無頓著にして多くは成規に構へ過ぎ或は信用狀を發し或は逆爲替を組む等事の急速を要する場合に商家の活機と相投せず我が外國貿易家をして毎度不平を唱へしめ甚だしきは失望の餘り外國人の銀行に依頼して其用を辨するものさへあるに至る不行届なりと云ふ可し凡そ西洋商賣國の常として商店は勿論、一個人にても大抵銀行との取引を有し其取引銀行の性質に照して其店其人の身元信用を確認する程の次第なれば銀行信用の厚薄と其世話方の巧拙は之と取引する商人に對して最も大切な事にして例へば今我が商人が或る外國商店に向ひ新注文品を申込んで取引銀行はと問はるゝに當り先づ正金銀行なりと答へて其正金銀行が土地の商賣人に知れ渡り支配人は云々の人物にして取引事務も活潑なりなど豫て名聞高ければ取引銀行の信用に因りて取引人の重きを加へ注文談判も都合好くして商人の仕合無上なりと雖ども正金銀行は何れ

に在りや土地のダイレクトリーを繕き見るもロク／＼其名義を載せず支配人の人となりは勿論、銀行社會に會て其顔さへ見たることなしと申すやうの有様にては取引人の身元は愚か、其取引銀行の身元さへ不分明にして商賣上に萬端信用を重んずる西洋諸國の常として我が商人に後援なく其心細さ云はん方なく斯くて商賣上に勢力を得るは固より望む可らざる事にして若しも此儘に過ぎ去らば我が外國貿易家は信用上恰も孤立の勢にして其發達を妨ぐる可如何ばかりなる可きや日本外國貿易の爲めに謀りて窃に痛惜に堪へざるなり蓋し在外國正金銀行支店が商賣社會に知られずして其餘光を我が外國貿易家に及ぼすこと能はざるは本店諸氏が支店の事務の大切にして實は頭取其人にも匹敵する程の支配人を撰まざる可らずとの趣を解せず尋常内國銀行が其支店を取扱ふと恰も同格に心得て人物の掄撰も大抵に看過するが故なる可しと雖ども凡そ西洋諸國にて銀行の信用を増進し又その取引を滑にするには銀行者其人の經驗才覺與りて大に力ある事にして平常此等の銀行者が銀行社會に知己を得るには或は夫れ／＼の組合に入り或は其向きの交際を爲して各銀行の重役と知り合ひ肩を推して相戯れ握手談笑して胸襟を披き深く交るの機會なければ博く交りて多きを知り所謂顔を賣り置くこと肝要なれば日本より出張する銀行者も亦此邊の才覺を具へて常に彼の銀行者に接し或は又商賣上の掛引にて他行と往復通信するには言語應對に抜目なく他の外國銀行者をして日本出張の銀行支店は強ち黃口兒のみの集りに非ず營業にも中々鋭敏なり云々の感覺を起さしめ斯くて我が銀行の名義を顯はし銀行社會の常談にも時に其評判を聞くやうの勢を成さしむれば其評判も次第に傳はり結局銀行の信用を増して之と取引する日本商も亦隨て信用を加へて賣買の便利を増すことならん然るに今日の有様にては外國出張の我が支店は唯一の正金銀行にして其正金銀行は何れの處に蟄伏するや銀行社會に無名にして我が商人の信用を援けざるのみか剩さへ其商人等に對

するに御役所風の尊嚴と緩慢とを以てして物の役に立たざるやうの始末にして其然る所以は種々ならんと雖も支店當局者の人撰に於て毎度不注意なるの情實も其一原因なりと云はざるを得ず我國にても追々外國貿易を増して海外出張の銀行も亦追々に發起するやうの事態とならば其銀行の責任も亦自から分る可しと雖も正金銀行支店を除きて他に我が外國銀行なきの今日、官の御用が増加すれば私の外國貿易家は益々度外視さるゝのみなりとの情實などあるを視んとするは我輩の物に心痛する所なり我輩は今度我が政府が正金銀行を以て日本銀行の責任代理店と爲し金銀吸收の機關に供するの意ありと聞き其利害論は他日に譲り政府の用向を繁くせんとせば先づ銀行支店當局者の人撰を重んじ其筋の御用のみに紛れて我が商人の不便を察せず結局日本貿易の發達を妨ぐる等の不都合なきやう一層の注意を希望して已まざるものなり(明治二十二年九月十日)

日祕鑛山會社

南米白露の奇商某氏一人にして五十萬圓を出し日本の紳士紳商等凡そ十數名にして又五十萬圓を投じ都合百萬圓の資本を以て日祕鑛山會社なる者を設立せんとする由は我輩の近來耳にする所にして事の緣起は日本の或る鑛山學士が近年白露内地に入りて同地の銀鑛を検分し其採掘上に就き右の奇商某氏と深く協議する所ありて今度其銀鑛を齎らし歸り之を分析試験せしに百分中二十六の銀分を含むものもありしとて我が紳士紳商中に所謂日祕鑛山會社を發起するの念を生じたるものも少なからず資本金五十萬圓を一株一千圓として今其豫算の割合を見れば資本百萬圓に對する利益金凡そ九十餘萬圓にして役員賞與金並に準備金等を引き去るも尙八十餘萬圓の純益に相當すと云へり誠に奇妙なる

企業にして日本の紳士紳商が従來白露の奇商と謀りて愈々之を發起するやうの運びとならば我が日本人の企業心は溢れて海外萬里に及び恰も外國の生馬の眼を抜かんとするものにして商工業上斯く迄鋭敏ならんには彼の内地雜居後の結果の如き今より掛念するに足らざるは勿論、寧ろ西洋人を壓窄して我れより彼の膏血を絞り取ることも容易なる可し誠に勇ましき事共なれども凡そ人間事を爲すに當り千安萬全を期するには先づ其相手を惡人と見做して反對の側より觀察を下し鵜の目、鷹の目、容子を見抜きて然る後に進退を決すること肝要にして今此邊の心掛を以て南米の鑛山業を見れば聊か不審なきにしも非ず蓋し彼の鑛山學士は多年鑛山業の經驗に富んで其實地檢分上萬端抜目なる可きは勿論、齎らし歸りたる銀鑛も何れの部分を取り來りたるやを問はず其道の學士が一覽したれば萬里の外に在りながらも鑛質の美醜を知るべく採掘の費用は何程にして之を精製し之を運送する其手間賃は何程なるや計算萬端行届きて其間迂闊の談なかる可きは我輩の掛念せざる所なりと雖も其豫算の割合に於て純益八九割とは果して如何、今歐米の理財社會を見るに近來利子に餒えたる資本が南北亞米利加に濠洲に先を争ふて走り出づるは雪中の餓虎が餌を索めて山を出づるの有様にも喩ふべく右各地方の企業に關して會社の勃起することは實に異常の數にして日々新會社の廣告を見ざることなき程の次第なれども利益豫算は尋常にして一割五分以上に達したるの例ありしを見ず然るに歐米諸國人が斯くまで企業に著目しながら年益八九割と云へる鑛山業を今の今まで見出さざりしは少しく疑なき能はず特に奇商某氏は身白露國に住居して今度銀鑛業を起すに就ては一手に全資本の半額を引受け五十萬圓を出すの力ありと云ひながら此異常の利益ある事業を今日只今まで看過して曾て自から著手せざりしは何故なりや眞實信用ある商人が眞實利益ある事業を起して共に利を語らんとすれば僅に五十萬圓の金額、歐米諸資本家の其中には即席に相談に應じて

其出金を諾するものもある可きに然るにワザ／＼日本人に謀りて其資本を得んとするは是れ亦甚だ不審なるに非ずや傳へ聞く奇商某氏は曾て日本に來遊せしが當時外國人珍らしき折柄、或る藩主某公に謁見して一時寵遇を得たることあり時に或は金を散じて我が高貴人に交はらんとしたるなど其舉動隨分奇にして一癖ある人物なりしと云ふ我輩は漫に人を信ぜざると同時に漫に人を評することを好まずと雖も凡そ商工業の社會に時々の流行物を生じて人々争ふて之を追ふ際には彼の鹿を追ふに急なるものが誤りて古井戸に陥ることあると一般、企業熱心の途中に井戸なきを期す可らず例へば近年米國にて商工業社會に電氣熱を生じ電氣に關する一切の企業は世間資本家の意に投じて株金容易に集まりしを以て爰に一個の詐偽師を生じ今より凡そ二年前紐育府に電氣砂糖精製會社なる者を起し資本金は百萬弗にして府中に洪大なる製糖所を構へ電氣力を以て砂糖を精製するの趣向なれども其製法は祕密なるを以て曾て之を人に示さず精製室を祕密局と稱して株主の出入さへ許さざりしが後に聞けば此室には他より角砂糖を仕入れ來りて單に之を磨碎するの仕掛にして角砂糖の粉末は其下層室に落ち來りて純白雪の如くなるが故に之を見るもの異口同音、扱は電氣の働きて斯かる良砂糖を生ずるなれとて世上の評判大方ならず利益の配當過分に於て株券も非常に騰貴したりしが昨年末の頃に至り發起人並に連累者は凡そ五十萬弗餘の金を抱へて何處ともなく消失せられたれば株主は狐に魅せられて蕎麥が蚯蚓に變じたる如く一株百弗の株券は爰に一片の反古紙となり我輩は當時好奇の爲め或る英國人よりして右百弗の株券を一枚無代價にて貰ひたることさへあり事業に精密なる西洋人も凝つては思案に暇なく斯かる奇境に陥りたるかと且つ驚き且つ呆れ當時勅に戒心したりき蓋し我が商工業社會には近來鑛山熱の流行を生じて所謂紳士紳商中此向きに奔走するもの多きが故に今回の白露鑛山の如きも之に耳を傾くるもの果して多かりしことなるべく我輩

は此鑛山業を以て前記電氣砂糖精製會社等に比するものに非ざれども流行狂熱の際に在ては智者も聰明を失ふことあるは毎度有り勝ちの事なるが故に當局熱心の人々に向ひ此際念には念を入れて輕舉事を誤らざるやう偏に企望する所なり斯くて日秘鑛山會社が今後いよ／＼設立すれば其株券百萬圓は我が株式取引所にて互に賣買すること勿論なれども白露は海外萬里に在りて音問消息も自由ならず或は銀山の景氣好しとて株券俄に騰貴する最中便船更に到來して前報事實に相違せりなど反對の報告に接すれば今度は俄に下落に傾き相場市場に亂高下を起すは隨分あらる可きことにして先年桑港の商人某がシラネバタ金鑛の好景氣を察して坑夫事務官等に利を啗はしめ一時其口を密封して世間に反對の報知を放ち金鑛株券の下落するまに／＼之を一手に買ひ占めて一時に巨萬の利を博したるなどの奇例珍事は近く此鑛山株に附帶して起ることなしとも云ふ可らず左れば今我輩は我が紳士紳商諸氏が内の企業に満足せずして手を南米に擴げんとする其勇氣に感ずるの餘り諸氏が工業社會の爲めに事の萬全大成を期して其企業の面目を海外諸國に施す可きやう前以て熟慮あらんことを祈り好意を以て敢て老婆心を陳ずるものなり(明治二十二年十月十二日)

教育學術

二十年來教育の結果如何

第一

明治五年我政府は始めて文部省を置き次で學制を天下に頒布したる其趣意の略に云く

二十年來教育の結果如何

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂る所以のものは他なし身を修め智を開き才藝を長ずるによるなり而して其身を修め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず是學校の設けある所以にして日用、常行、言語、書、算を初め士、官、農、商、百工、技藝及法律、政治、天文、醫療等に至る迄凡そ人の營む所の學あらざるはなし人能く其才のある所に應じ勉勵して之に従事し而して後初めて生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば學問は身を立つるの財本とも云ふべきものにして人たるもの誰か學ばずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪ふの徒の如きは畢竟不學よりして斯る過ちを生ずるなり從來學校の設ありてより年を経ること久しと雖も或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及び婦女子に至つては之を度外に置き學問の何物たるを辨せず又士人稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尙に似たりと雖も之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず是則ち沿襲の習弊にして文明普及からず才藝の長ぜずして貧乏破産喪家の徒多き所以なり是故に人たるものは學ばずんばあるべからず云々

右の趣意を以て政府は頻りに教育を奨勵し全國に小學校を設けて天下の子弟を入学せしめ所謂邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんと期したるのみならず高等教育の注意も亦怠らずして大學及び諸種の高等學校中學醫師範學校等を設け、毎に學制を改革し、教課書を出版し、海外に官費の生徒を留學せしめ、學事視察の官吏を派遣する等熱心勉強の最中に一方に民間の有様を見れば既に政府の發意に先ち學校を建て子弟を教育するものも少なからず或は著書に新聞紙に新理を述べ實學を講ずるなど直接間接に人民を教育して文明の氣風を養成したるの功は敢て政府督促の

效に譲らざるものあり斯くて二十年來公私の盡力に依り全國に教育の普及を致したるは之を事實に徴して疑ある可らず即ち今日世人の稱して文運隆盛となす所のものなり

右の次第にして所謂文運の隆盛を致したるは相違なき事實なれども扱その文運の隆盛とは如何なる有様なるや將た今日の有様を以て眞に文運隆盛と爲すときは今後益す々其方向に進歩を謀る可きや否やと云ふに成程我國現今の教育は年來大に進歩を致し隆盛の觀を呈したるには相違なしと雖も我輩の所見を以てすれば今の所謂文運隆盛なるもの結果は果して文明教育の目的を達したるものなるや否や疑なき能はざるなり窃に前に記したる學制頒布の趣意を案するに教育の目的は人々その身を立て産を治め業を昌にするに在りと云へり然るに從來の方法其宜しきを得ざりしものか、學問は大概士人以上の事と爲りて普通の人民は其學問を以て身を利する者少なし或は農工商の子弟に學業を得たる者もなきにあらざれども其業成ると共に其心事も亦一變して空理虚談の士人と爲り教育本來の目的に齟齬する者多きが如し統計表に就て之を見るに去る明治十九年の調に全國學校の數は官立三十、公立二萬八千八百八十三、私立二千七百七十五にして生徒の總計は二百九十萬七千八百八十二人とあり之を全國の人口三千八百五十萬七千七百七十七人に比例すれば百人に付き就學生徒の數七人、四七の割合なりと云ふ右は統計表の面に顯はれたる現在の數なれども猶ほこの外に直接又は間接に文明の教育を受け文明の氣風に養はれ世に成長したるものは其數少なからざるのみならず新聞雜誌著書翻譯等出版の數夥しきを見ても亦以て文運發達の兆候を卜知するに足る可し然りと雖も其結果如何に至りては唯表面の數に由て窺ふ可きにあらざれば實際に顯はれたる現象に就て知るの外ある可らず而して二十年來教育普及の結果として社會に顯はれたる處は統計の面なり又その成績の實なり之を稱して文運隆盛とは云ふを得べきも文明教育

の目的を達したりと云ふに至りては我輩の大に疑なき能はざる所なり

第二

今の文明世界に國を立つるの道は商工の實業を盛にするにあり而して實業の隆盛は人々其身を立て其業を治むるより先なるはなし即ち文明教育の目的とする所にして我國教育の當局者が早くも此目的を以て教育を奨励したるは實に其當を得たる處置にして毫も非難すべき所なしと雖も顧みて其實施の結果を見れば今日までの處にては事の實際と其目的とは全く相齟齬したるものと云はざるを得ず我輩は固より其制度方法の如何を云々するものにあらずれども唯その實際に顯はれたる處に依て之を見るに近來日本の社會に最も著るしき現象は政治論の盛なる一事にして著書新聞紙の議論を始めとし演說會と云ひ討論會と云ひ何れも政治の臭氣を帯びざるはなく遂に臙氣ながらも政黨政社の出現を見るに至りたる程の次第にて全國に政治思想の發達したるは事實に於て疑ある可らず而して陰に陽に政治に従事する者は如何なる種類の人々なりやと云ふに多くは少壯の士人にして直接間接に文明の教育を受け其氣風に養はれたるものにあらずるはなし即ち是等の人々は新教育の恩澤に浴して政治の思想を養成したるものと云ふも可なり然るに實業社會の有様は近年來發達進歩の兆なきにあらずと雖も今の所謂文運隆盛の程度に伴ふ能はざるは世人の許す所にして且つ其業に従事する人々も新教育の下に成立したるものは割合に少なきが如し現に帝國大學の學生に就て之を徵するも年々卒業し又は入學するものゝ數は常に政治、法律、經濟等の科に多く工理科等に至ては甚だ稀なりと云ふ亦以て今の教育の氣風如何を知るに足る可し

右の次第にて我國の教育は事の實際と其目的と相遠かり今日の變相を現出したるものにて或は制度方法の弊なきに

もあらずる可しと雖も熟らば其事情を考ふれば強ち當局者の處置のみを咎む可からざるに似たり其次第如何となれば抑も王政維新に次で廢藩置縣と共に士族の常職を解きたるは實に非常の英斷にして千古の盛事と稱す可きなれども千年の慣習は容易に改む可らずして表面に於てこそ四民尊卑の區別は消滅したれども人間社會の地位は智識の高下、精神の強弱如何に由て重きを成すの實は抹殺す可らず故に士族は政治上に有する其特權を失ふたるにも拘らず社會上には依然として勢力を占め上流に在て事の局に當るもの多きのみならず特に學問の一事はその最も得意とする所にして新古の流義こそ違へ字を識り理を解するの點に於ては毫も異同あるにあらずれば苟も學事と聞けば何は扱置き先づ之に耳を傾けざるを得ず是に於てか學問教育の事は士族に専有せられて他の人民は恰も之に伴食し漸く佳境に入れば遂に士化するのみ故に教育本來の趣意は如何にしても既に貧士族流の専有に歸するときは自から其臭味を帯びざるを得ず即ち其臭味とは封建世祿の遺傳、殖産を輕んじて空理虚談を重んずるの事實是なり左なきだに人生の憂患は知字に初まるの習なるに之に加ふるに新智識新事物を以て心機に觸れしめたる事なれば其有様は猶ほ火上に薪を加へたるに均しく益す、思想を刺激し以て文運の勃興と共に政治論の活潑を致したるものにして人事必然の勢毫も怪しむに足らざるなり故に二十年來の成行を尋れば文明の教育に今日の結果を得たるは必ずしも人の罪に非ず社會歴史上の勢に由て然るものなれども兎に角に當初の目的に齟齬したるの事實は疑ふ可らざるなり

以上の所見果して事實に違ふことなくば多年辛苦したる文明教育の效能は唯日本の全國に士族流の氣風を擴めたるに過ぎずと云ふも敢て過言にあらずる可し抑も今の日本は昔日鎖國の日本に異なり獨り士族風の政治論を以て國を立つ可きにあらず國を立つるには商工の實業こそ最大要素にして其盛衰消長は即ち國運の盛衰消長を爲すものなれば

國の教育も亦實業の目的に向ふ可きこと固より論を俟たず蓋し明治の初年に政府が學制を天下に頒布したるも單に此趣意の外に在らざるは前に述べたる如くなれども唯時の勢に依らず識らず胸算の齟齬したるものゝみ之を喻へば我教育の今日の成跡は人間實用の爲めに家禽を飼養せんとて鶏卵を孵化せしめたるに何ぞ料らん鷲鷹鳶鳥の雛を得て其處分に困却するものゝ如し飼養者の失望これより大なるはなかる可し學生の飼養者は果して思ふて此邊に發明したることあるやなきや天下公共の大金を費して貧家の子弟を集め身分不相應の教育を授けて既に今日の成跡を致し其本人をして知字憂患の苦界に苦しましむるのみならず傍より其處分に窮するの情なきにあらず然るを尙ほも之に懲ずして可惜國財を費し周旋辛苦様々にして第二第三無限の鷲鷹鳶鳥を養成せんとするか我輩は其理由の在る所を知らざる者なり(明治二十二年六月十二日及び十三日)

速成醫の說

古人言ふ醫は意なりと蓋し人身の病は目以て視る可らず耳以て聽く可らず其微妙の處は醫師の意を以て之を推察臆斷するに在りとの義ならん此一言こそ和漢古今醫學の病根にして其進歩を妨げ治病上百般の弊害みな之より生ぜざるはなし抑も人身も亦是れ天地間有形の物にして其物の働は自然の眞理原則に従はざるを得ず既に之に従ふものなれば其物質の運動變化これを探り之を索め之を推究し之を比較し遂には耳目以て之を聽視し指端以て之に觸るゝの場合に至る可きは道理の許す所なり唯今日の醫學尙ほ幼稚にして一切人身の働を有形學理の中に包羅し得ざるこそ遺憾なれども年々歳々歩一步を進めて佳境に近づくは掩ふ可らざるの事實にして即ち推察臆測の域を脱するものと云ふ可し福

澤先生が曾て醫に贈るの詩に無限輸贏天又人、醫師休道自然臣、離婁明視麻姑手、手段達邊唯有眞とは今の醫學進歩の狀を寫したるものならん斯る有様の最中に居て彼の古法醫流は醫は意なりとの妄想に安んじ曾て進歩を謀るの心なきものゝ如し是即ち古醫流と學醫流と相異なる所にして其相異なるや單に醫術の巧拙に在らずして根底の基礎に在り即ち學醫は眞理原則の内に在て古法醫は其外に在るものなり既に眞理の外に在る者なれば其治療或は中ることあるも偶中にして頼むに足らざるなり

以上の立言にして果して違ふことなくば我輩は古法醫流に附するに醫の名を以てするを悦ばざる者なり如何となれば醫は本と學理上の事にして學理の外に醫ある可らず假令へ病に接するも理外の醫は醫に非さればなり然るに世人の學事に類敏ならざる病人に接し病家に出入して藥を投ずる者あれば漫に之を目して醫師と稱し古法醫と學醫とを比較するに單に巧拙の評を以てするが如き其不文無學も亦甚だしと云ふ可し彼の古法醫が妄誕無稽の說を唱へて西洋の醫藥を忌み西洋の水藥は劇烈なりと云ひ、日本の酒は米を以て釀すが故に無害なりと云ひ、脚氣の症は足より水氣を引くが故に脛に腫氣を催ほし、頭痛には桂枝皮を用ひ、疝氣には桂根皮を用ふ可し、鼠に咬まれたるには猫の毛の黒燒、猫に咬まれたるには犬の毛の黒燒を妙藥とし、熱を解すに黄金を煎じて其湯を飲むなど枚擧に遑あらず畢竟その本を尋れば眞理原則の標準なくして據る所を知らず唯臆測を逞うして耳目の導く所に走るのみ醫師にして斯の如くなれば病家に於ても固より疑を容れず啻に其藥法を信するのみか朝夕醫師の虛誕妄說を聞て之を守り陰陽五行の空論の如きは匹夫匹婦にして説く者あり此點より見れば古法の醫師は人の病を治するに功なきのみならず又隨て社會の惑迷を養成する者と云はれて答辨なかる可し其惑迷の弊害は匹夫匹婦に止まらずして高く上等社會に及び今世の縉紳貴顯

と稱する輩にして賣藥を懐中にし家人の病を久しく西洋學醫に托したれども餘り手間取るゆゑ今度は古法醫に易へんなどとは尋常一様の談にして怪しむ者もなきは今日の事實に毎度聞く所なり固より主人の不文無識に由るとは雖も多年來古法醫家の妄誕に教育せられたるものと云はざるを得ず

左れば我醫學の爲めに目下の要は古法醫の痕跡を絶つより急なるはなくして其手段は速成の學醫を作り全國一般に日新醫流の區域を廣くして其勢力を張るに在り速成の醫生或は不熟にして拙なる者もあらんと雖も巧拙精粗等の語は同じ性質の範圍内に居て足ると足らざるとの義を表するまでにして眞と偽と相異なるが如き意味に非ず例へば文字に巧拙あれども畫を誤らざる限りは誤字と云ふ可らず食物に精粗あれども之を嚙下して同化するものは即ち眞の食物にして他の名を下す可らず唯その巧ならず精ならざるを憾むのみ故に速成の醫生拙なり下手なりと云ふも苟も其の學ぶ所のもの眞理原則の範圍内に在るときは眞の醫師にして其行路に自から進歩の方便なきに非ず之を彼の古法醫流の推察臆測に安んじ虚誕妄説を逞うする者に比すれば誠に同日の論に非ず蓋し我輩の持論に天下の僧侶をして醫業を兼ねしめんと云ふも特に僧侶に偏するに非ず目下の急要として後進生に醫學の大意を教へ日本國中一名にても西洋醫即ち眞醫の數を多くして學理の風を普からしめ以て古法醫の痕跡を絶たんと欲するの微意なれども扱何事を行はんとするも路に横はりて意の如くならざるものは費用の一問題なるが故に僧侶の身の閑にして其生計は必ずしも醫業のみに依頼して衣食するに及ばず其智識も亦自から學事に適し又平生民間の信用もあることなれば夫れ是れの事情を利用して僧醫の説を主張するのみ尙ほ速成の醫學生を作りて開業せしめんとするには開業試験の程度をも更に低くすること緊要なる可し又藥劑の法も高價の品を用ふ可きに非ざれば唯學理の根本に背かざるを限りとして草根木皮も決して棄つ

可らず之を喩へば藥品は猶ほ食物の如し富貴の人は八珍の膳に食ふと雖も貧民は糟糠にも飽くを得ず食物にして斯の如くなれば藥品も亦斯の如くならざるを得ず舶來精製の藥品は取りも直さず八珍の盛膳にして貧民の企て及ぶ可らざるは數に於て明白なる所なれば價の低き粗藥を學理の中に求む可きのみ尙ほ是等に就き種々の餘論は之を他日に譲る

(明治二十二年七月一日)

社會交際

華族と士族

我國に士族と云へる者ありて農にあらず工にあらず又商にあらず實に天下に比類なき一種特別の人民なり今を距る廿年前我封建の時代には此士族なる者が各藩主に仕へて能く忠を盡し能く自ら其身の行狀を慎み以て全藩の模範となり平時は文武の兩道に志して其土地人民を撫育し一朝事あるに臨では妻子をも捨て父母をも顧ず國の爲めに一命を捨て、惜まず其武勇なり文徳なり又憂國の熱心なり之を萬國に表して誇るべく之を萬世に垂れて法とすべく誠に以て天下無雙の一種族と云ふべし建國以來苟も我國の獨立を維持して能く其國命を保存し今日に至るまで國體を全うしたるは之を我封建士族の賜と云はざるを得ず近くは明治維新の大業の如き都て封建士族の力に依て成りたる者にて當時若し士族なる者なくして全國民をして悉皆今の百姓町人の如き者のみならしめたらば逆も今日の日本はあるべからず幸にして其然らざりしは之を封建士族の功勞と云はざるを得ず爾後廢藩置縣の一舉士族の常職を解て之に代ふるに今の

常備兵を以てし同時に其世祿をも廢して之に祿券を與へたり固より其常職を解たる以上は世祿を廢するは勿論、祿券を與ることなきも勘定の道理に違ふことなく士族に於ても不平を云ふ可きに非ずと雖ども政府の特に之を厚遇したるは一は士族たる者の功勞を思ひ一は其處分に困却したるに依りしものならん此一段の所置に就ては政府に對して不平なきのみならず却て其恩惠をこそ謝す可きなれども爾來の有様を見るに士族の習慣は素と理財に適せざる所のものあるか將た全國の經濟其宜きを得ずして物價の高低恒なきに依りたる者か今に至て其原因を穿鑿するも甲斐なきことなれども兎に角に彼の祿券發行以來は次第に困難の場合に陥り或は自立の基を建てんとて商賣製造等の業を企てたる者ありしと雖ども所謂士族の商法多くは失敗して益々困難を招き今日に至ては其祿券も大抵賣り盡し唯手を拱して餓死の期を待つのみ其慘狀實に視るに忍びざる者あり現に某藩の士族中元と何々流の劍術の師範役を勤めたる者は親子三人枕を列べて餓死したりと云ひ何某は高何百石の名族にて文武の間ありし士族なりしが窮迫の餘り父子共に割腹したりと云ふが如きは我輩の毎度耳にする所なり今日の現状已に斯の如し今後の成行果して如何なるべき哉自勞自食は天の約束なれば士族と雖ども亦此約束に外づるゝの理なし自ら勞して自ら食ふの外手段あるべからずと云て其説は立つべしと雖ども今日の士族は果して何の業に就き何の勞に服して其食を得べき哉自ら耕さんにも耕すの地なきを如何せん都會の地に来て車夫とならんか物には供給需用の釣合ありて競争に堪へざるを如何せん自勞自食の天然説は自ら勞するの方便ある人に向て説く可きのみ其方便もなき士族に之を促すは恰も病牀に平臥する病人に向て散步遠足の功能を説くに等しく誠に以て愚の至と云ふべし士族の困難知るべきなり然れども此困難は恰も世の變遷の爲め時勢の爲めに起りたる困難なるが故に他に訴ふべきの道なしと云ふと雖ども此に此舊藩士と同種同類の者にて偶然にも此變遷の

爲め却て大に自ら利して今日社會の上流に位する者あるは之を公平不偏の天命と云ふ可らざるが如し即ち其同種類とは何ぞや大名華族は是れなり

世に舊知事と云へる一種の人ありて今は其名を華族と稱すれども此人は全く封建時代の遺物にして其身分に於て上下の別こそあれ今の士族と之と同様の者と云はざるを得ず明治の維新は新主義を以て舊物を破り新舊其位地を交換したる者なるが故に封建諸藩の大小名も亦此勢に攻められて封土を剝がれ特權を奪はれ剩へ其祿をも減ぜられ之れが爲め大に利を損したるに似たれども其實は然らず封建の諸侯其身は閑散ならざりしにあらざると雖ども自ら藩政に屬するの職務もあり隔年には江戸に來りて時の將軍に仕へざるべからず且藩主の一身は恰も全藩の模範と稱せらるゝが故に假令へ内實の内行に醜あるも表面には道德を旨とし一舉一動も他を憚りて不自由なるもの多し之を今日の華族の自由自在なるものに比すれば固より同日の論に非ず今の華族は封土を私有するの權なしと雖ども尙ほ社會の上流に位して國民最上の榮譽を專にし、封建の祿は名義を廢したりと雖ども家の富實なるは天下に争ふものなし然かのみならず其身に定りたる職務なくして常に閑散なるは是亦天下無比にして終歲一事の爲すなきも人の來て之を咎るものなく、身は封建藩主の義務を脱して家には文明の樂事を樂しむの資あり、舊臣は窮して飢渴に苦しみ舊主は逸して樂事の多きに苦しむ世道の變遷亦奇なりと云ふ可し或は舊知事が舊藩士に對する主従の關係は王政維新と共に斷絶して今は則ち相互に路傍の人なりと云はんか左りとはい餘り無情なるが如し抑も封建の時代に大名をして大名の地位に在らしめたるものは専ら士族にして其大名が大名たりし故を以て華族に列せられて今の地位に居ることなれば今の華族の地位も亦間接には士族の力に依て得たるものと云はざるを得ず古風の人には動もすれば舊知事を視て非常の恩義あるものゝ如

くに認め唯一筋に舊時の忠義を行はんとする者なきに非ざれども是れは片落の沙汰にして士族が舊主に對して舊恩ありと云へば舊主は更らに士族に對して其舊勞に報ずる所なきを得ず即ち是れ相對の義務なればなり然り而して今や其報勞の時節こそ到來したれば華族にして今日の榮を榮として尙ほ徳義一片の心を失はず其舊臣等の飢渴に迫るの狀を見て舊時の節義辛苦を忘るゝことなからんには他人の忠告を待たず世論の壓制に制せらるゝ其機に先だち自から奮ひて舊藩士族の救恤に散財を吝しむ勿れ(明治二十二年四月十六日)

華族に告ぐ

新華族は暫く擱き大名華族、公卿華族に就て其由緒を尋ぬるときは祖先は何れも文勳武功を奏して世に頭角を現はし間々時の盛衰を司どりたる者さへ少なからざりしと雖も富貴の中に生長する者は兎角萬事を人手に一任するの常なる上に同族社會の習として普通の人事をば下賤と認め高閣に端坐して聊か文武に心を寄せ濫に酒色に沈湎せざるときは之を以て無上の榮譽となせしことなれば子々孫々漸く時代を経るに随ひますゝ人間界と隔離して遂に尋常の人生に身を處すること能はざるの姿となれり尤も多き華族の中には鷄群の孤鶴人の耳目を敬てしむる者なきに非ざるべしと雖も特別の俊英は例外として擱き其一般を概評するときには高尚に過ぎて及ばざるものと云はざるを得ず左りながら是は華族其人の罪にあらず前陳の如く積年因習の效す所にして之を喻ふるに豚を野に放てば猪となり猪を家に飼へば豚となり家鴨を川に置けば鴨となり鴨を池に留むれば家鴨と變ずると同様均しく是れ猪となり鴨となるべき種類ながら山庭河泉の別により外圍の事情に刺戟せられていつしか其身を變ずるものゝみ華族も亦これと同じく其教育と云ひ

朋友と云ひ家風と云ひ見るもの聞くものとして悉く華族を華族ならしむるものなれば一代毎に其氣風の浸潤して脱して脱す可らざるに至ること猶ほ商人の子に軍人少なく農夫の家に學者乏しきが如し左れば尋常の俗人が俄に華族たらんとするも所謂錦衣の馬子たるべく華族が俗界に入らんとするも盆栽を風雪に委棄するが如くにして性質の變化は遠く三代四代の後にあること鴨の家鴨となり豚の猪となるに異ならざるべし今試に哲學者の目を以て見るときは凡そ人間は華族の如く高尚優美なるを貴しとすべきやも知らざれども唯如何にせん天下の多數は其心術を華族にせずして世路人心の危險なること薄氷を踏むに彷彿たり今の世界に身を處せんと欲する者は假令へ自ら險心を蓄へて危計を逞うせざるにもせよ之に應ずるの心得は缺く可らず多數にして混濁せば我も亦その中に入りて混濁の何物たるを知らざるときは徒に人に愚弄せられて其身は甚だ危かるべし唯今日までの所は譜代恩顧の家令家扶ありて忠義の一心に固きが故に萬事を代て身に引受け先づ以て無難に經過する様なれども家令家扶は舊君と共に天命を全うしたる後に當り主人も新たに、令扶も替はり新主從の結合となるに至るときは封建の殘夢こゝに全く醒めて君臣主從の情は互に相應せず結局主人自ら起て居家處世の道に當らざるを得ざることゝなるは今後短くして十年長きも二三十年の中たるべし扱その曉は如何にして可ならん歟風寒く雨繁し心身の隔戸未だ綢繆せざる所多しとすれば之より漸く薄運に向ひ會て夢想も及ばざりし下界の艱難を嘗め盡して天道の是非を啣つに至ること蓋し無しとも保し難からん或は云ふ令扶死すと雖も華族局の監督に依頼するときには敢て左程迄には至らざるべしと然れども是は儀式一偏のことにして安心を托するの柱も世海の波瀾に動搖せられて遂に支持すること能はざるは勿論願ふに今の世間に才力餘りあれども資財足らざるが爲めに相率ひて不平を唱へ常に慧眼を以て四方を見廻はし苟も隙あれば直ちに之に乗せんと欲するの書生輩は都鄙到

る處に縦横することなれば人事に疎き貴公子を見て如何ぞ其儘に捨置かんや即ち強は弱を苦しむると共に智は愚を凌ぐの世の中と知るべし左れば此等の不仁なる書生輩の餌となりて借取られ吸取られて悔を後日に貽すの惧れは誠に恐る可きにあらずや或は世の所謂用心家の考へに貴公子の手元には金を置かずとて其用心を誇る者ありと雖も是れとも亦無益の工風にして俗世界の奇妙なる一方に斯く金に乏しくして人を覘くまふ者あれば又一方には金を抱いて貸付けんと欲し日に八方に手を廻はして借人を求むる種族あり即ち高利貸なる者にして此輩が金を貸すには敢て抵當を要せず唯一判を證にして多々ます／＼需に應ずるが故に手元金の有無に拘はらず貴公子の名のあらん限りは金に不自由ある可らず或は丁年未滿なれば其借金を返済するに及ばずと云ふか、成程法律の文面に於ては然らんなれども家計の許す限りは體面の爲めに是非とも支拂はざる可らざるは事の必然にして此くすること再度となり三度となり此度に限ると稱し以後は相成らずと云ふ其間に泰山も傾き河海も涸る可きのみ況んや丁年以上に於てをや我輩は決して家の安心を見ざる者なり

右は華族が人の術中に陥りて他年財産を失ふの順序一斑なれども爰に一種の經濟論者ありて華族を評して曰く世の所謂山師なる者は算數外に奔逸して事を一六勝負に決し他人の財産をも蕩盡するの類なれども本來山中より金を掘出さんと欲する者にして首尾よく目的を達するときは身を富まし國を益し又失敗しても費やしたる金は土中に埋もるにも非ず即ち積極的の働にして一國の全體より見渡すときは必ずしも有害なるものに非ず然るに華族に至ては只管財産を守ると稱し大金を抱いて世間の流用に供せざるは恰も之を埋むるに均し否な管に均しきのみならず實際床下に埋る者さへありと云ふ彼は掘出さんとし是は埋め去らんとす社會の爲めに計るに華族は寧ろ山師に如かざるものにして

當人の爲めには氣の毒なれども早く滅亡すること天下の利益なるべしと云ふもあれば又社會學者は曰く日歩高利貸を業とするものは下民の難儀を機として貪慾を逞うするが故に憎惡の府となりて世に爪弾きせらるれども華族は政府の庇蔭を蒙り坐して人民の租税幾分を吸取りながら出入ともに尊敬せられて社會の上流に位するは道理に非ず宜しく産を傾けて士族に頌興すべしと云ふもあり何れも少しく極端に走るの弊を免れされども華族の運命は之より以後唯下へ下へと傾くのみにして百難蜚集孤城落日の有様なれば深く此邊に注意して我輩の豫言をして唯一場の杞憂たらしむる様各位銘々の覺悟あらんことを勸告するものなり(明治二十二年五月二十五日)

私行を責むる如何にして可ならん

何某は云々の不品行をなせり何某は斯々の不道德を犯せりとて他人の私事内行を摘發し陽やまはに之を攻撃する可ならん歟、哲學的に之を見れば有ることを有りと云ひ無きことを無しといふは即ち眞實を有の儘に吐露するものにして事柄より之を云へば直言なり性質より之を云へば率直なり直言、率直は何れも美德にして儒道にても佛教にても將た耶蘇教にても敢て非難せざるのみか益々獎勵する所なれば私事にもせよ内行にもせよ惡事とあれば遠慮なく攻撃して許さざるは眞實哲學流の道德なれども左りとては餘りに社會の風景を損ぜんことを惧れたるにや爰に人身攻撃、私事摘發等は宜しからざる事となし直言率直の道德を行ふを以て人間處世の不道德と認むる一種矛盾の徳教あるが故に哲學的の見解は暫く之を見合せ矢張り世俗の伴となりて眞正面に他人の私行を摘發するが如きは敢て自ら慎むこそ穩當なるべし然りと雖も人性の薄弱は是非もなき次第にして屋漏に愧ぢざるの君子とては甚だ稀にして滔々たる天下都て是

れ情慾の奴隸にこそあれば此輩の放縱無狀を知らながら夫れは私事なり此れは内行なり漫に之に觸るゝは社會の爲めに穩ならずとて唯その爲すが儘に一任し、看れども看ざるが如くにして捨置くときは本人は却て之を奇貨として不倫不徳の罪を犯して縦横奔逸殆んど止む所を知らず彼の泥棒の如き法律の制裁あればこそ大に遠慮するなれども若しも單に良心の判斷にのみ依頼して外部よりの刑罰を加へざるに於ては世に泥棒する者は思ふに現今の數に幾倍なるや必然たるべし左れば今の法律以外に不倫不徳を犯す事も事の性質こそ異なれ其心事の醜は粗ぼ泥棒と相類似するものにして盛徳の君子ありて痛く之を責むるに非ざれば如何なる極點に立至るべきやも測り知る可らず遂に社會の根底を糜爛して耳目に堪へざる魔界を現出することゝもならば是れぞ由々しき大事なれども之を摘發非難せんか彼の人間處世の道德説に戻るを如何せん、之を不問に附し去らんか惡風ますゝ增長するを如何せん、然らば則ち彼の道德説に戻ることもなくして此惡風の増長を防遏するの道なきかと云ふに曰く大に有り

私行を責むるには私行を以てす可し今一例を掲げて之を示さんに世人の思ひ當る如く日本人にして西洋人の妻妾となるときは一種云ふ可らざるの惡感を催ほして窃に之を賤しむと同様西洋人も亦日本の婦女を妻妾とするものあれば心中甚だ之を喜ばず然りと雖も西洋人は外面の行儀正しくして日本人が洋妾を賤しむが如く人に向て聊かも之を云々することなく毫も輕蔑の色を示さずして獨り私との間に於ては嚴重に隔壁を設けて決して其交際を許さず即ち公私の區別を劃立して私交上には尋常の婦人として通用せしめざる其徳や誠に優美なりと云ふべし左れば日本人にても何々の不品行を犯したりとて例へば新聞紙上に○○若くば……等を用ひ文句を曖昧にして誹毀を試み又は婉曲に筆を弄して意味の所在を暗示するなど此等の窮策は我輩の爲すを屑しとせざる所なれども左ればとて漠然

として之を許すに非ず唯これを口に言はず又筆に記さざるのみ私交上に於ては斷然これを拒絶して近づくを得せしめず恰も遠攻に之を攻めて間接に害するの法を取る者なり或は是れのみにては己れ獨り之を攻るの法を知りて他人の心付かざるを如何せんと云ふ者もあらんかなれども徳孤ならず必ず隣あり世の心ある人々が皆この心を以て心とするときは自から其徳郷に勢力を得て遂に彼の不倫不徳者をして跡を收めしむるに足る可し我日本は元是れ不徳國に非ず品行の清淨は誇る可き程のものなりしかども維新政治の變動と共に徳海にも小波瀾を生じ先進の士人等が一時の勢に乗じて犯す可らざるを犯し延いて今日に至るまで其醜痕を留めたる其痕跡は恰も後進生の模範と爲り又口實と爲り先進後進相率ひて内行を汚し偶々世上の噂に掛る事あるも俗諺七十五日に過ぎずして烟霧と共に消散し絶て嚴重なる制裁なき有様なれども社會の秩序漸く定まるに隨て道德の城郭も亦舊時の守備に復す可きこと固より疑を容れざる所なれば苟も經世に志ある君子は自から一身を重んじて社會の表面に立て他の不徳を公許して之を私認せず黙々の間に大に憚る所あらしめ假令へ俄に清淨無垢の美を得ざるも其跋扈奔逸を防遏せんこと我輩の偏に希望する所なり（明治二十二年九月二十四日）

宗教道德

眞宗の説教

宗教は多數の人が安心を托するの柱となると共に人情を和らげて殺伐猛惡の極に至らしめず以て家族を和し友誼を

厚くし延いて社會の秩序を整ふるものにして其效能は時運の變化によりて消長なきに非ざれども永き既往の歲月を通觀するときは歴史の證明する所決して疑を容る可らず蓋し人文の進歩は容易に期す可らずして哲理の發達は甚だ遅々たり斯る凡俗世界に在ては今より幾百歳の後と雖も宗教信心の要用なること固より論を俟たざる所なれば我輩は飽くまでも之を認めて多を宗教家に望むものなり扱從來我國の宗教と云へば即ち佛教にして其佛教の中にも禪宗あり淨土宗あり眞宗あり法華宗あり各一門を張りて其教義の弘布を勉め又近來は耶蘇教も追々に流行の勢を呈して共に道徳の源を涵養せんとするに至れり元來我輩は宗教家に非ざれば各宗の教義は果して如何なるや耶佛眞禪孰れが眞理に適ふものなるや理非邪正の論に就ては誠に不案内なる者なれども唯宗教固有の本色に照らし局外より經世の眼を以て效能の多少を望見するときは佛門中に於ては眞宗こそ正に效能第一に位するものならんと認る者なり抑も宗教の效能を顯はすに二様の道あり一は講義説教を以て人を訓諭すること、一は德行模範を示して先導すること、即是なり後者のことに付ては別に大に議論を要するものなれば暫く之を他日に譲り爰に説教の點より觀察せんに各宗ともに其説教を擴布せんと目的に油斷なければ何れも説教を怠らずと雖も古來の實際に於て之を説くことの最も巧にして又人に觸るゝ區域の最も廣きものは我輩の見る所にて眞宗を以て第一位に置かざるを得ず例へば其能く人に觸るゝ一斑を舉れば眞宗の寺院は全國到處、都邑の中央に建立して人の湊合に便利ならざるはなし自然に成りたる位置か將た故意に謀りたるものか知らざれども兎にも角にも眞宗に山寺なしと云ふ程の次第にして他宗寺院の故さらに幽清の地を撰び城外の寒山に孤立するが如きものに比すれば同日の論に非ず是亦眞宗の勸化に力を副へたる一原因なる可し故に眞宗僧侶の全體を平均して徳義の如何は之を擱き其或る部分に就て内行を窺へば心中の開悟何れの邊に在るやを知る可

らず其肉食妻帯の自由の如き時に或は法規の正に許す所の界を越えて法外に逸し吾々俗人の眼に見ても尙ほ且坊主の頂門に一針を加へんと欲する者もある程の次第なれども其世上の信心を博するは非常にして例へば近來諸宗門の衰頹にも拘はらず眞宗のみは獨り其舊物を維持するのみならず進んで事を爲さんとして其手段に乏しからず一度び手を擧げて善男善女の隨喜を募れば幾巨萬の財寶四方八方より到來して多々ます、際限なきが如きは本來その教義の我國俗に適するに由て然るものならんとは雖も僧侶が説教に巧にして人心を悦ばしむるの方便も亦與りて大に力ありと云はざるを得ず蓋し金錢は人の最も重んずるものなるに今これを捨て、眞宗に奉ずるは即ち其宗旨に服し其教義を悦ぶの證として見る可きものなり説教の功德決して輕々に看過す可らざるなり

前記の如く宗教は無形の人心を支配するものにして其效能の浸潤するや甚だ微妙なれば耳に聞き目に見ることは難しと雖も今假に毆打殺伐等凡そ人命に關する不人の犯罪を各地方にて統計し又其地方の寺院の數は幾干にして説教の度數時間は一ヶ月一ヶ月幾度幾時間なるやを統計せば説教の度數時間の多ければ多き割合に人命犯の數の少なきは思ふに必らず事實に於て誤りなかるべし是れ即ち宗教勸化の力にして我輩は心を現今將來の道徳に寄するに付け益々説教の大切なるを信じ法華宗も淨土宗も皆眞宗の爲に倣ふて大に説教に盡力し人間道徳の領内に於て無限の勢力を振はんこと我輩は教理の理非邪正を離れて深く希望するものなり(明治二十二年三月十四日)

讀メール新聞

近來は久しく横濱メール新聞記者の忠言を聽かざりしに一昨四日の同紙上に於て我輩が去月十四日の時事新報に眞

宗の説教と題して記載したる論説に對し批評かた／＼質問する所ありて其要旨に時事新報は數年前曾て政治上より觀察を下だし日本は今の時に當りて西洋耶蘇教國の政治に倣ふの得策なるを論じたることありしが若しも政治上に倣ふて以て強國の侵略を防ぐべしとすれば宗教とても亦同様須らく耶蘇教を採用して強國に對し國の安全を保つべき筈なるに此邊には頓と心付かざるものゝ如く却て眞宗に賛成したるは抑も如何なる次第にやあらんとて疑を存せり是は少しく案外の議論にして我輩は素より耶蘇教を嫌ふ者にあらざれば社會進歩の勢に従ひ其來りて我國に入るを拒まず都て自然の運動に一任して之を妨ることなしと雖も本來政治と宗教とは各別の物なれば假令へ我國人が政治上に彼れに倣へばとて彼の宗教も亦共に倣はざる可らずとの議論あるを知らず唯我輩の目的とする所は耶蘇教にても佛教にても其教の働を以て人心を和するの功德を賞美するのみ天下後世耶蘇教が大に力を得て人民の徳心を養成せんか甚だ妙なり或は佛法が愈々盛にして其功德の及ぶ所を廣大にせんか亦甚だ善し其孰が勝を制す可きやの議論は別の問題なれば之を擱き唯今日の有様にて佛法中の眞宗は其僧侶の内行如何に拘はらず能く衆人に觸れて説教に巧みなるが故に教義の理非邪正を問はず經世の爲めには效能最も大にして他の諸宗も斯くありたきものなりと申せしまでのことなり如何となれば説教は人心を左右するに最も有力にして而して之が爲めに世に殺伐不人の所爲なきに至れば一任異端にても外道にても其功德を大なりとして之に満足す可ければなり人間の道徳は大事なり又何ぞ政治の爲めに枉げて姑息の策を講ぜんや次に我輩が宗教固有の本色に照らし經世の眼を以て效能の多少を望見するときは佛教中の眞宗こそ效能第一に位するものなり云々と云ひし其宗教固有の本色とは果して何の意義なるやとの質問なれども以上陳べたる所によりて既に充分に了解するを得べし即ち人情を和らげて殺伐不人の極に至らしめず以て家族を和し交誼を厚うし延いて

社會の秩序を保つを云ふに外なきのみ最後に記者は眞宗派を目して意地悪き様の分子のみありて溫篤の之を補ふものなきが如く佛教中にも最も之を信仰するの價値なしと云はれしかども是は例の教理論にして本來宗教の正邪に無頓著なる我輩の知らざる所なり我輩の所見を以てすれば宗教の正邪論は尙ほ藥品の苦甘の如く其人心を和するの功德如何は服藥したる上の功能の如し藥の性質は苦味にても甘味にても毫も意に介するに足らず唯これを服して病苦を忘るれば夫れにて満足す可し既に藥の苦甘を論ぜざる者なれば教理の正邪をも亦論するを好まず記者幸に十四日の論文を再讀せられよ(明治二十二年四月六日)

雜 説

明治二十二年一月一日

明治二十二年一月一日讀者諸君と共に先づ新年の賀を祝し次で何をか發言せん、世の中の政治家流は二十三年僅に一年を餘すなど、帝國議會の明年にあるを悦んで屠蘇を献じビールを傾け時としては年禮の語次政治談に及び談論風を生じて甚だしきは鬩斗三方の邊に切齒扼腕するの奇もある可しと雖も時事新報記者は則ち然らず政談は姑く春暖の長日に譲りて悠々こゝに人間の快樂事を語る可し凡そ人生は無智なるが如く又有智なるが如く其常に言ふ所も中るが如く中らざるが如くにして恰も智愚の中間に位するものにして數理の最も明白なる事柄に非ざるより以外の永遠は到底豫言し難きものと觀念するの外なし既に豫言の明なしとすれば前途の望を懐く者と自から不祥を期して早く自から

失望する者と孰れか幸不幸と尋るときは我輩は滿目前途の望を望んで愉快を感じて自から幸福を樂しむ者なり其次第を陳んに吾々は元是れ封建鎖國の民にして成文法律の何ものたるを知らず海外諸國人の何人たるを知らず唯日本と稱する一孤島に生々するのみか其日本國中の一地方の一村一町に生れて、生れたるまゝに成長し又そのまゝに死す可き約束なりしに嘉永年間幸に開國の一舉に引續き明治の王政維新と爲り今は進退運動自由にして日本國中は扱置き海外萬里行かんと欲して行く可らざるの地なく、交はらんと欲して交はる可らざるの人なし、鳥雀籠を脱して天地廣し、目下の幸福既に大にして前途の望際限あることなし或は政法習慣に就ては今日尙ほ官尊民卑の餘弊を遺して見苦しきことなきにあらざれども此弊とても日に除去するあるも増長するを見ず唯是れ小兒の戯にして爵位官等社會の風塵に浮沈する輩が封建の殘夢を夢みるまでのことなれば遠からずして醒覺の日ある可きや疑を容れず唯我輩は彼等の爲めに謀りて他の激動に逢はざる中に早く自覺せんことを祈るのみ又國の教育を如何と云ふに西洋の文明一度び到來して國民就學の熱心は之を留めんとして駐む可らず若しも新智識と舊智識とを秤る可き權衡を得て新舊を比較することもあらば其輕重多寡は實に驚く可きものならん然り而して其新智識を視れば利害相伴ふこと固より免かる可らざる數なれども之を平均して人事に益するもの甚だ多しと云はざるを得ず我輩は大に其前途に望を屬するものなり又全國の經濟を視れば國費は日に増して人民は月に窮するの咎なきにあらざれども一張一弛は物理の原則にして國費節減の論は朝野に喧くして今日まで張り詰めたる費用も反對の減却に赴く可きは論を俟たず且一國の資力は存外に洪大なるものにして僅に三五年の消費を以て源を渴す可きにあらず日本は依然たる日本にして其全面の殖産に差したる厚薄を見ざるのみならず農業も次第に巧に進歩したるものか先年中は全國米の收穫を三千萬石の大數に計算したるものが今

は將さに四千萬の數に達せんとするの聲あり尙ほ之よりも多望なるは養蠶の大事業にして生絲の輸出は年々増加して底止する所を知らず一昨年來新に各地方に植付たる桑苗にても二億の數なりと云ふ而して現在の桑田を見れば僅に十二三萬町歩のみにして今日尙ほ養蠶業の初歩と云ふも可なり歐米の人口次第に増加すると共に其豪奢も亦次第に増長し絹絲の需要に關^連を見ず一縷の絹絲以て我國脈を繋ぎ我繁榮を維持するに足る可し亦盛ならずや左れば我富源の深きこと斯の如くにして其消費の事情如何と問へば前に云へる如く第一國庫の政費にして無數の官吏を養ふて無限の盛事を張ること、第二は人間萬事舊を去て新に移るの際に無智なる富豪翁が一文を愛んで百文を失ひ、百々積んで遂に消費する者と半解半知の文明少年が時勢に醜^醜醜狼狽して一朝に祖先の家を空ふするの類にして全國にしては隨分消耗も少なからざる次第なれども皆是れ文明開化の發症にして之に罹るは流行病の避く可らざるが如くなれば人の罪にあらず時運の然らしむる所なりと觀念して扱右の富源の次第に深くして殖産の次第に進歩する其速力と朝野の消費者が無遠慮に又愚に資本を無にする其速力と何れか速なる可きやと問ふに我輩は虚心平氣に考へ殖産進歩の方速なる可しと斷定する者なり病人を看病すればこそ世間は皆病人ならんと思へども其實は天下に健康なる者甚だ多し彼の消費者の如きも近く接して之を看病せんとすればこそ滿天下皆斯の如くならんと心配を催すことなれども世の中には眞に殖産に志して文明の利を利し以て國の富源を深くする者甚だ多し蓋し政府の病を治るの實際手段には世に政治家ありて我輩の關する所にあらず我輩は唯教育と忠告とを勤めて世間富豪の家産を維持し又新殖産の道を獎勵せんことを企望して其望の空しからざるを信じ屠蘇一盃以て前途の望を祝する者なり（明治二十二年一月一日）

世に無形究理の議論多し

元來學者の議論は一時一所の狭きに限らずして大に其活眼を開き遠く前代を顧み以て永く後世の謀を爲す可きものとす其論する所は純正無雜の眞理にして天理人道の存する所を糺し以て人智の發達を誘導指定するものなりニウトンの引力ガリレオの地動説の如き實に學者の眞面目にして之を千歳の後に傳へて差支なく之を萬國に通じて不都合なく此二氏は誠に以て學者たるの本分を盡したる者と云ふべし其他化學なり理學なり又動植の學なり總て有形物理の學に於ては既に其定則を發明して條理の亂れざるものを斷定し大に其學問の品位を高尙にしたれども彼の無形究理の學に至ては未だ此千古不易一所不定の域に達せずして學者の所論も往々時と場所とに隨て趣を變じ世人をして正邪を分別するに苦ましむる者あり例へば彼の經濟學の如き無形の學科中稍や體裁を成して定則あるに似たれども尙未だ千古不易萬國通用の場合に至らず彼の地動の説を以て四時の順環を説き引力の理を以て潮水の干満を明にし之を説き之を明にするの際敢て分厘の差なく恰も百發百中會て違ふなきが如くに經濟の學理を以て人事百般の事を説明し又之を豫言して違ふなきやと云ふに決して然るを得ずアダム スミスが經濟に自由貿易の理を説き其説の美は則ち美にして我輩の最も稱讚する所なれども扱之を直に我國の實際に適用して果して差支なきやと云へば之に答ふること難し又米國の學士ケレー氏所著の保護貿易論の如き引證の明なる論法の巧なる是亦我輩の甚だ稱讚する所なれども其全體の所説を其まゝ我國に採用して不都合なきやと云ふに是亦然りと答ふるを得ず蓋し其自由と云ひ保護と云ふも純正無雜の眞理に由て説を立たるにあらず多くは論者の生々する場所と時代との爲めに思想を制せられて議論の區域を限られたる者

なり英國の學者が自由貿易を主張し米國の學士が保護説を唱ふるが如き其一例として視るべし固より英の學者中稀に保護貿易の實際に適するを視て窃に此説に加擔する者なきに非らざれども其國情、公に此保護論を唱ふるを許さず恰も學者の卓見は無智の輿論に制せらるゝの勢なるが故に學者も亦公に之を保護と云はずしてフェアトレードと云ふ即ち相互同等貿易の意にして相手の國が自由貿易なれば我も亦自由を以て之に對し彼れ若し保護を行へば我も亦保護たらんとの趣意にして實は純然たる保護貿易に外ならざれども唯輿論に妨げられて之を明言せざるのみ其狀恰も相互説を看板にして保護論を密賣する者と云ふべし又米國に在ても學者中往々自由貿易の純正淡泊なるを喜び窃に之に心を寄する者ありと雖ども同國の輿論に於て自由貿易を唱ふるを許さざるが故に止むを得ず關稅改革の名目を掲げ今日政府の國庫に幾千萬弗を剩せり然るに尙關稅を減せずして政府の收入年々歳々に増すことあらば終には剩餘の金銀を蓄積する場所なきに苦むに至るべし實に謂れなきの甚しき者なりとて其實は自由貿易を慕ふものなれども公然之を主張するの勇氣なく恰も關稅改革を以て楯となし先づ己れの身を全ふして而して後ち敵の本陣に攻入らんことを謀る者の如し其舉動は如何にも卑怯にして學者の學者たる品格を損じ天下後世必ず智者の嘲を招くものならんと雖ども今日の人智復た如何ともすべからず

無形究理の學科中最も能く進歩して稍や眞實學問の體裁を成したる經濟の學に於てすら其議論尙未だ一時一所の區域を脱せざること前陳の如し其他の政治なり法律なり無形の究理中未だ學科の體裁をも成さざるものに至ては變化の極りなき晉に一時一所のみならず同時同所に於ても各人の説く所齊しからずして萬口萬説止まる所を知るべからず無形の學は今日尙ほ之を試験の最中に在りと云ふも可ならんか蓋し無形の究理は人心の働を吟味し之に由て理を究むる

ものにして其人心の働なるものは實に千變萬化進むものあり或は止まるものあり動くものあり百人の心は百種の働をなし千人は千人、萬人は萬人悉く皆其働を異にして甚しきは自から己れの心の働を測度すべからざることある程のものなれば之を吟味する學問の變化常なきも亦怪むに足らず後世人智の發達するに隨ひ無形究理の學も大に面目を革め或は有形物理の學に比敵して經濟の現像を説くこと恰も彼の引力の働を説くと同様なる場合に至ることもあるべしと雖ども兎に角に今日の實際に於ては無形有形の學理は其間に尙ほ大なる懸隔あるものと云ふべし斯の如く無形の學理尙未だ確乎不拔の域に至らざるよりして此に天下萬國何れの地を問はず一種の奇觀を現出せり即ち世に無形の究理を論ずる者甚だ多きこと是なり試に今數十人の朋友を會し地動の事を論ずるか又は引力の理を談すべし其朋友中能く其談論を會得して之に喙を容るゝことを得るもの幾人あるべきや我輩の經驗を以てすれば能く之に喙を容るゝものは僅に數十の一二のみ然れども若し其談柄を一變して或は經濟の事を語るか又は政治の得失を論ずれば列坐の面々忽ち口を開て各々得意の所論を述べ右より論ずれば左より駁し愚論は愚論に對し名論は卓論に向ひ議論百出更に止まる所を知るべからず甚だ奇觀と云ふべし蓋し引力又地動の説の如き有形の學には既に確乎不拔動かすべからざるの定則ありて豫め此定則を解する者に非ざれば容易に喙を容るべからず容易に愚説を吐くべからず若しも其定則を知らずして愚説を唱ふる者あれば則ち有形の繩墨以て其愚を發くべき道あれども無形の空理に至ては之を糺すべき繩墨なく其際唯愚説を破るに愚論を以てし名説を駁するに卓見を以てするのみにて更に際限あることなし如何なる愚説にても其底を叩けば幾分の道理あり如何なる卓論にても細に枝末を吟味すれば亦幾分の不條理ありて恰も條理は不條理と相混じ之を分つに苦むの有様なるが故に如何なる愚論をも吐くべく如何なる不條理をも述べべく甚だ自由安心の

世の中と云ふべし是れ蓋し世に政談家の多き所以にして有形百科の學を談する者少なき理由ならん我輩固より世に政談家の多きを憂ふるものにあらず政治にても經濟にても愚論名説多々益々其議論の盛にして之を試み之を驗する其際に漸く人智の發達を促して遂には確乎不拔の定則を發見し大に人間社會を利するに至るべしと雖ども唯其之を談するに當り思想を一方に偏することなく心事を窮屈にすることなく政治も談すべし商賣もなすべし家事を忘れず一身の行狀を亂ださず極て思想を廣くして以て綽々餘裕あらんことを冀望するのみ（明治二十二年三月二日）

家庭の遊戯

子弟の教化に家庭教育の大切なることは古今東西ともに異論なき所にして其方法は各々異なるべしと雖も各國いづれも此事に注意せざるはなし我國にても古來家門の教頗る嚴正にして忠信孝悌禮儀廉恥等を以て教の旨となし只昔これを獎勵したるが故に其風今に傳はりて士人の家には風儀の美なるもの甚だ少なからず蓋し昔日の忠孝仁義の説と今日の道德論とは固より其趣を同うせずと雖も子弟の德義を保ち一家の風儀を維持するの一段に於ては彼是の區別なきこと勿論にして且つ積年の由來既に人の氣風を成して子弟教化の實際に其效空しからざるに於ては今更その教旨に溯りて得失異同を論ず可きに非ず左れば教の一點に於ては今日の有様に於て敢て其不足を訴ふるの理由ある可らずと雖も抑も人間は單に理の生を稟くるのみならずして同時に又情の生活をもなすの事實は疑ふ可きにあらずれば家庭の教育に至りても獨り嚴正なる理の教を以て其心を制するに止まり一方より情を以て感化することなくば之を完全なるものと云ふ可らず所謂人心を薰陶するとは蓋し此邊の意味を形容したるものにて其方法にも種々ある可しと雖も我輩の

所見を以てすれば家の父母長老が其教の傍らに子弟と共に遊び共に樂み家族團樂和氣滿堂の其間に不教の化を及ぼすこと肝要なる可しと信するなり然るに日本從來の庭訓は唯、教の一方に偏して薰陶の手段に於ては甚だ缺くる所あるが如し家庭の教は固より嚴正なるを貴ぶ可しと雖も唯その嚴正なるのみにて情を以て之を和せざるときは家内の空氣甚だ乾燥して殺風景を極め子弟を薰陶するの功を收むることは至難なる可し聞く所に據れば西洋諸國の風習にては家庭の教固より嚴正なれども家族團樂親子長幼ともに樂むの工風に乏しからずして例へば毎夕晚餐の後には一家の老若男女ことごとく一堂に集り音樂唱歌等諸種の遊戯を事とし或は近隣懇意の者を會して其樂みを共にするなど一夕の快樂に一錢の金を費さずして無限の興を盡し其間に自ら家庭薰陶の功を奏すること甚だ少なからずと云ふ我輩の艶羨止まざる所のものなり今後日本に於ても十分に家庭教育の功を全うせんとするには獨り乾燥せる道德の教のみに依頼せず家族團樂の樂みを以て子弟の心を感化薰陶すること固より肝要なる可きなれども扱その樂みに供すべき遊戯の種類は如何なるものを用ひて然る可きやと云ふに近來は何事も西洋流の行はるゝ世の中にて遊戯の道具趣向も西洋傳來のものありて随分面白きことなれども家々の都合次第にて必ずしも西洋流を用るに限らず日本在來の趣向にて樂しむ可きもの甚だ多し先づ手踊、三味線、琴、笛、長唄、端唄の類より又手輕きものは、かるた遊び、昔話むかしはなし、落話おとしはなし、お茶坊主、蟲拳、藤八拳、又は道化芝居の眞似等、兎に角に無造作にして誰れにも出来るのみならず、出來そこなへば又一座の興なり實に譯もなき事なるに然るに世間にては斯る遊戯の種類は何れも卑陋にして良家の樂みには用ふ可らずとの説なきにあらず蓋し其中には所謂藝人輩の手に落ちて世に卑めらるゝもの多きを以て子弟薰陶の用には供す可らずと云ふことならんれども之は不通の論にして畢竟是種の遊戯が藝人輩の手中に歸したる其次第は日本士人の家

庭甚だ殺風景にして仁義道德の教の外、一物を容るゝことを許さず家族團樂の樂みの如きは殆んど之を忘却したると一般の有様なりしが故に人生快樂の道具は暫く窮屈なる場所を去り他の下等社會に寄寓したる迄の事にて元來藝人輩の固有物にもあらざれば一旦遺忘したる品物を元の主人の手に收むるに何も躊躇するに及ばざる可し且つ又其技の品格とても卑陋なる藝人の手に在ればこそ如何にも卑陋に見ゆることなれども之を高尙なる士人の家に置くとときは隨て高尙の觀を呈するは疑もなきことにして百事皆然らざるはなし事物の尊卑は人に在て存す之を取て良家の樂事に供するに何の憚る所あらんや直に其實行を務めて以て家庭教育の功を全うすべきのみ(明治二十二年五月二十一日)

關口隆吉氏の遺書

故靜岡縣知事關口隆吉氏が豫てより一書を裁して同夫人に與へ置きしに知事易簣の後これを開封せしに皆後事を戒めたる事のみにして其末條に葬式のことを記し一切質素を旨として呉れんも浮華の流行に隨ふこと勿れ墓石たまごいし高き二尺八寸幅一尺五分臺石二重云々と申殘したる由は此程の時事新報を一讀したる人の定めて記憶する處ならん氏が深意の何れにあるやは我輩の詳にする所に非ざれども近來葬祭の事に就ては相競ふて華美を裝ひ立花の大なることに益々大にして殆んど一人の力を以て捧げ兼ね更に人足を雇ふもあれば甚だしきは之を車に積むものもあり石塔の如きも亦追々大を加へて而も彫刻として金字ならざるはなく昔しの大名公卿も三舍を避け上々遂に天に達せんとするの有様なれば關口氏も國の爲めに此邊に苦慮し先づ魄より始むる意を以て彼の遺書を裁せしことならんか我輩の大に賛成する處なり顧ふに世人が文明の風に吹かれて豪奢の勢の漸く増長したるは晉に葬祭のことのみならず凡そ日常音

信贈答の場合に於ても既に好意の度を過ぎて贅澤となり松魚卵折と云ひ菓子折と云ひ其大きさは殆んど昔日に倍するものにして若しも俄に之を世間に疎き三十年以前の人に示したらば菓子折とは思ひ當らずして匆卒直ちに衣裳を入れる箱とし認むることならん其他何々の儀式と云ひ何々の宴會と云ふ何れも昔しは漢帝の夢と思ひしに今は尋常一様にして敢て殊更に驚く者もなく社會一般の風景浮立ちたる趣は贈答品の大小によりて其全豹を卜知すべし或は云ふ右の如く世間に盛事を催し來りたる所以は必ずしも深く弔すべき事に非ず必竟國富の増殖したるが故なりと説く者もあれども我輩は容易に之に同意するを得ず假に其説に一任して國富果して増殖したりとするも彼の菓子折の増大したるが如くならざるは亦疑ふ可きに非ず蓋し我輩を以て其原因の在る所を求めば在昔儒教主義によりて質素勤儉を第一の美德となし上下相率ゐて之を奨勵せしが故に豪者に驕るものは寧ろ世間に遠ざけられて社會の制裁嚴重なりしより富んで驕らんと欲する普通の人情も自ら世教の手前を憚りしかども維新以來は此等の風儀も漸く雜駁にして趣を變じたと同時に官吏社會の生計豊なるが爲めに事の源を此社會に發したるものゝ如し抑も金額の多少を問はず勞せずして得たるものは之を消費すること亦容易にして例へば貧書生が學資に窮し寫字料を得て之を補ふものは自ら其勤勞を顧みて一錢も尙ほ且つ之を惜むの常なれども之に反し千金の子が多々ます／＼親の支給に依頼するときは親の勤勞を察すること能はずして恰も無盡藏の金穴を控ゆるが如く徒用冗費又金の貴きを知らず即ち世上毎々の事實なり今の官吏は或は千金の子に類似する所なきや否や俸給の豊かなるを恃み又其恒定なるを恃み濫に散財を惜まざると共に社會の風教は前陳の如く漸く既に變化して窮窟なる束縛を與ふることなければ扱こそ豪者の盛事は先づ官邊に催はして上の好む所下これより甚だしきものありて中等下流滔々として流行を追ひ力を極めて華美を競ふに至りたる次第なるべし誠に

面白からざる事相にして我輩も關口氏が葬事の浮華を戒しめたと其意を同うする者なれば經世に志ある者は自ら其身を擢んで儉約の實を行ひ著々弊風を矯正せんことを希望する者なり

以上は關口氏の遺書に付て聊か平生の所思を陳べたるものなれども本來儉約なるものは常に富の點にて效能あるのみならず又人心の浮薄を防ぐに足るのみならず別に人生の運動上に於て頗る勢力を添ふるものゝ如しと云ふは外ならず今の政治社會に於て年少氣銳の壯士輩は常に活潑なる運動をなして到る處勢力を逞ふし社會の表面に生氣を添ふるの趣ありと雖も彼れ壯士輩は學古今を兼ね識東西に互るものなりやと云ふに未だ必ずしも然るに非ず道德高くして身の品行は以て世の模範となすべきものなるやと云ふに是亦必ずしも然らず或は多士の中には拔群の俊英なきに非ざるべしと雖も之を概するに壯士は智徳の源なりと云ふ可らず智徳財産の實力なくして而して能く社會に勢力を占むるは何ぞや我輩を以て之を見るに是は唯儉約なるが故にして敝襤袍を恥ぢず粗食を嫌はず衣食住の事に付ては一切甚だ淡泊にして山を越え水を渉るに必ずしも舟車を要せず雨笠を友として草鞋千里辭するの色なく運動都て輕快にして東北に同志を求め九州に會に赴き身装に頓著せずして貴顯紳縉の前にも縦横談論するが故に其形跡は活潑にして他を排して自ら頭角を現はすものなるべし之に反し美服に非ざれば廣坐の前に出づること能はず囊中錢なければ旅行も思はずからずとして徒に贅澤なる注文を並べ金を欲して金を得ざるより踟躕遷延空しく不平を唱ふる者に至ては其運動や臆病ならざらんと欲するも得可らず社會の隱所に離齷して壯士に壓倒せらるゝも亦宜なりと云ふべし憐むに堪へたる次第にこそあれ若しも此輩が智徳の點を以て彼の壯士に比較せば優ると雖も劣ることは無かるべけれども之を實際に應用する能はざるものは唯衣食に深く懸念するが爲めにして結局儉約と不儉約とは兩間の溝渠をなすに外なきのみ故に

我輩は必ずしも壯士の舉動を學ばんと欲する者に非ざれども衣食一切を手輕に看て外觀の飾りを事ともせざるの一儀に至ては大に賛成せざるを得ず聞く關口氏も其むかしは一個の壯士なりしと云ふ少年の壯志死に至る迄忘れざるものか餘言聊か此に及ぶのみ(明治二十二年五月二十七日)

漫言

天下何れの處か小錦なからんや

本年本月の本場所にて取組の最も面白きは一昨廿五日の第七日目にある其中にも當時日の出の聞え高き小錦が東の剛力を將某倒しに打靡けて今こそ王將劍山に渡り合ひ勝か負か將た引分か若武者強しと雖も老将の力量人に絶えたり正味の分け目こゝに在りとして世上の取沙汰大方ならざれば漫言子も覺えず其熱に浮かされ一生の思ひ出に見物にとて出懸けたり聽て兩力士の立上るや小錦は突込まれてアハヤ土俵を踏切らんとせしが身を翻へして眞中に躍り出で右四つになりて小山に齊しき劍山を釣り上ぐる事凡そ二尺計り物の見事に土俵の外へ持出したる若武者の手並こそ素晴しきものにてドヨメキ渡る見物人の中には夢中になりて膝に抱たる小兒を其儘抛り出したるもあり、何としても小錦なりとて只管感涙に咽びたるもありし趣き蓋し相撲冥加を唯一身に引受けたるものならん歎漫言子は於て手を拱し思へらく小錦は昨年始めて幕の内へ顔出したる計りにて體格も未だ充分に發達したるにあらす亦熟練の頂上に達したるにもあらす之に引替へ劍山は盤石も香ならざる身を以て場所を踏むこと幾千回鍛へに鍛へし腕前は日の下隨一

とて人も許し自らも信じ居たりしに今年今日何事ぞ飛上り者の小錦に敢へなく後れを取りし所以は是れ豈に時勢の變遷に非ずして何ぞや畢竟劍山の懼るべきは一ノ矢にあらす又西の海にあらす貧乏神の邊に彷徨する後進の木葉野郎こそ却て吾を驚かす者なれば大關なりとて決して安心の出來ざるを知るべしソコデ漫言子が自から政治論者を氣取りてつらく政海を眺むれば小錦は恰も兵兒帶書生の成上りにして劍山は當路の長老なり長老の今日に至りたる其間には種々の事變に遭ひ幾多の經驗を積み功名手柄を數へて見ても既に身の重きをなすに足るものなれば之を以て彼に較れば成上りの書生に望を屬する者は天下に稀にして地金の鍛へ方に相違あり杯とて先づ以て大丈夫を長老に置くのみならず長老自身も新陳代謝の數を知りながら尙も窃に恃む所を恃むは情に於て聊か無理ならざれども若輩なりとて他を侮るは二三年前の小錦を以て今日の小錦を測るに異ならず四海波靜なる今日までの所は兎も角も明二十三年には國會を開設して政治社會の一新土俵を造ることなれば此の曠場所の取組に如何に勝負を決すべきや板間稼ぎと思ひの外大泥棒を見るの例少なからす十把一束の政事家 Coffee-house Politician なりとして呑氣に油斷するときは秋の日和の忽ち變じて疾風枯草を捲くの觀を呈することあるべし當路得意の長老決して劍山西の海を以て自ら居ること勿れ天下何れの處か小錦なからんや(明治二十二年一月二十七日)

憲法發布うはさの區々

古河の若隱居

孫娘「お婆さんくお婆さんタラ不如意ねーお婆さん婆「なんだねー八釜しい孫「八釜しいもないもんだ隣家の密ちやんを御覽なね、銀杏返しに今度出來た菊の花に憲法發布と書た短冊のぶら下た花簪をきのふ銀座の勸工場

天下何れの處か小錦なからんや 憲法發布うはさの區々

で三錢五厘で買ってほんとうに奇麗だよ私にも買ってお呉なヨ、ヨ 婆「ほんとうにお前のダ、にも困るよお正月に買った梅の花があるじやアないか時候違ひの菊の花なんぞを今頃挿す奴があるものか斯う年が年中糊の小賣と洗濯物で手一杯稼いだ揚句がヤツトの事半季に七貫か八貫しか取れず正月に餅一つ喰ないに今度はけんぼう何とかのお祭で昨日一貫二百も巻上げられ洗濯物のお花主先を騙り廻つてヨ、ヤツト…… 呼嗟軒に提灯は下つても家内は丸で暗闇だ幾許小娘だつて花簪もねーもんだ大體にしる 隣翁「お嬢アさん又小言かい菊坊もモ一だ、を言でない今に親父が歸て来るよお嬢アさんもマ喜びなせい今度けんぼう様のお功德で御赦免があるトサ 婆「是はお出なさいそれではアノ困り者の奴が解放しになつて出て来ますか子息も大抵世話を焼いた事じや御座いません…… 總體けんぼう様ア何で御座のましよう 翁「ウム其けんぼう様かアノ其けんぼう様アア己も餘り聞慣ぬ佛さまだが今度上方からはるく御下向になつて上々でも大層御歸依じやそうな其以前にも公方様の御法事などがあると能く御赦免のお沙汰觸があつたが今度も矢張りけんぼう大師の御開帳でもあるんだらうよハ、ハ、熊「オイ八どうだらう此下町の騒ぎは丸で神田と山王と盆と正月が一所に來た様だハア、ハ「ベランメイ幾許盆と正月が一所に來たつてこんな騒ぎがあるもんか日本橋に杉の葉の衣物を著せたり四日市の倉庫に蒸氣船の帽子を被せたりチヨツト數へても山車が百何十本よお負けに辻辻には神樂屋臺に馬鹿囃と來て居るからお氣の毒さ、コ、改まつて言ふ様だが町々にアイツを構へた所なんぞは大したもんだぞ熊「アイツたあ何だハ「アイツたあアイツさ葉付の枝で高く斯うなつてさ斯うやつた異人風の門さ熊「フムあいつか今に上野の公園に敷松葉でもして廣小路はお引摺に庭下駄と出掛るだらうハ「違へねー品川沖に金魚を放して遠見に九段の鳥居を見せたら丸で四里四方の箱庭だハ熊「ハア、ハ、北「ア、ア、ア、同士奴等が最そつと低聲に

ふざけ居ろ熊「ヨ、成田屋…… 時に北やこのお騒は何事だ北「置や、がれけんぼう發布さ…… 一體全體けんぼうとは何の事だか手前達や、知てるかハ「イヤ、近頃大くお出なすつたな熊なんざア生れ落ると車引と云ふ御面相に出來て居るから憲法には些と縁の遠ひらんぼうの方が憚りながら此八公さまわナ北「御承知かハ「イヤ知らぬ…… 手前こそ落語家の前座丈けに憲法の由來位は知て居るだらう北「コ、手前達、けんぼうと云ふからの一番に間違て居ら、ア、リヤ、一體劍棒だぞけんぼうと云ふ棒はね今度西洋から渡つて來てしかも純金の棒でソリヤ、なか、重から減多の人には渡されねいわ下々ならば劍山か小錦と言ひたい所だが底がそれフム大切なお家のお寶ハ「イ、ヨ、分つたよ假聲拔で跡はどうだ北「底で此棒を誰にがなと上々でも御勘考のところ豫て…… サア、ア、忘れたエ、何とか言たけウソそれ…… 總理大臣の黒田さんよ手前も知てるだらうハ「ウン知てるとも彼は己れの内と先祖は一つだ北「混つ返すな其黒田さんはネ平生梅ヶ谷と腕相撲を組でも五分と引を取らねい剛の者だからお上のお眼鏡を以て今度いよ、黒田さんにお渡しになるとさスルト黒田さんが其棒を振廻して天下太平國家安穩の御祈禱が始まるのさ幾許お前下々だつて此お祝ひをアンケラカンと見ては居られまいがホ、ラ、此大騒が始まつた譯だわね、熊八「ナ、ル程…… 小妓「チヨイト姐はん今度上から絹布の法被が薦の衆や頭領さんなんぞに下るとね、向ふ横町の吉さんなんぞは平生盲縞のはつびを著さへアノ位、粹風に見えるから若しお下りの絹布でも著て出たら丸で音羽屋の加賀薦をつくりで唯では置かれないネ、老妓「オ、ヤ、飛だ所で御馳走さま何かお驕りな梅「うそ、妾そんな積りで…… 姐はん忌だよ竹「彼の妓が本氣になつてホ、ハ、ジヤ、梅ちゃん憲法發布とか云ふナアその絹布の法被の事かへ、小「ハ、姐はん然うなノ夜前もネお客のはなしにネ憲法發布とは漢語だとかでそんな事を藝者などが云ふと生意氣に聞えるつて未知つた風に言つた

がネホンに氣障な奴で何でもどこかのケンクワとかの妓長だつて恐ろな國言葉で威張て居たよ老ソナ事をお言でないヨどうではから一そういつた様な客の座敷が殖るに極つて居るよ……でもネー喜助どん總體分らんのはマー絹布の法被が下るにしても藝者の頭割に二圓も取れて獅子舞まで出して騒ぐのは何の事でしょうそれとも妾等にも下るのか知らん箱屋「何だか大した騒ぎに面喰てサツパリ分りませんが今梅ちゃん云ふ通り絹布の法被には違ひないそうで何しろ五枚襲の縮緬づくめと来て居るから出る方も百や二百の足前がゐるでしょうよ老ソナーだが路が悪くつてお獅子も困るだろう箱「否それは構ません絹布の法被はせいでんだそうです(明治二十二年二月十一日)

喜多内争談

漫言子家貧なりと雖も憚りながら度曾は甚だ宜しく所謂大膽斗の如きものにして天下の出来事に驚きたることなし況んや金錢の損得などに於てをや我身代を我物と思はざると同時に人の身代も亦人のものと思はず假令へ我れより行いて與ふ可き財なきも彼れより來りて授けんと云ふ者あれば颯々と落手して之を辭せず亦度量の廣きものならずや然るに近日都下の風聞を承はれば酒問屋共の仲間が一萬圓ばかりの金を失ふたりと申し然かも其これを失ふの法は青天白日ならで暗の夜に消えて無くなりしとて仲間中に不平を唱ふるのみか縁も由縁もなき世上の人が入らざるお世話に喋々しく申囃すよし漫言子は之を聞いて捧腹絶倒、世人の小膽狭量を笑はざるを得ず世人は物の數を知るや知らずや毎年東京市内に消費する酒は大數百餘萬樽にして一樽の價を平均六圓とするも締めて六百餘萬圓なり此大造なる商賣品を司どる問屋仲間が僅に一萬圓を無くしたりとて何ほどの事かあらんや眞實錢を失ふて悲歎に堪へざることならば

其卸賣にする酒の中に六百分一の水を混じて之を瞞著するも可なり決して酒味に影響せずして一萬圓金は水中より生ず可し或は水を交るが面倒ならば酒價を少しく引揚げ六百圓の仕切を六百とんで一圓と記すも一法なる可し斯の如くすれば世の中の酒客が六升飲む間に一合の不足を感じる筈なれどもお酌の裙でかん徳利を倒したりと思へば左まで怒るにも足らず何れの點より見ても大都會の問屋仲間に一萬金の金は風前の塵にして何でもない事なるに世上の小膽男子がヤレソレと八釜しく言ふこそ可笑けれ漫言子は顯微鏡を借用して其膽玉の小きを見んと欲する者なり酒屋の談いまだ終らざる中に又一人の注進に貸座敷の仲間も萬圓餘を失ふたりと云ふ其次第は云々と詳なる物語あれども流石に漫言子の鐵面皮も數理を以て貸座敷の事を論究するに忍びず黙して筆を擱したり兎角近來は物論面倒の世の中と爲り入らざる事に口を出す者多きが爲め月夜に釜は扱置き暗夜に土鍋の受授も有と云ひ無と辨じて其辨論丈けは世に公然たり亦苦々しからずや日本人種は其體格と共に膽玉も亦次第に小さく爲り唯巨大に變じたるは人のあらを探す眼の玉のみか漫言子の如きは素より事實を知らず假令へ之を知ればとて其事實の有無に拘らず之を言ふを好まず然るに浮世は却て廣からずして斯る針小の事柄が棒大の問題と爲るとは扱々窮窟なる世の中にてついに驚かぬ漫言子も一期の傍觀に喫驚失笑するものなり(明治二十二年四月二十七日)

註 此頃東京府會議員の中に都下の酒商組合並に遊廓より賄賂を受けたものがあるとして問題を惹起し、府會にては調査委員を選び其事實を取調べたことがあつた。(編者)

八岐の大蛇

昔し、神代に最と暴々しき神ありて御名を素盞鳴尊と申しけり此神、出雲の國に天降り簸の川上に到れる時翁と媼と麗しき一少女を抱きて泣き悲めるを見給ひてその仔細を問へば八の頭一の身の大蛇ありて年々來りて翁媼の愛女を呑み今はその第八女を呑まんとするの悲痛なりと申すに尊は之を憐み給ひて翁媼に語らるゝは我に此女を得させよ見事に大蛇を平けて汝等の心を安せんと矢庭に八甕の酒を醸させ身躬から女裝して大蛇の來るを待ち給へり大蛇は脆くも尊に計られて八甕の酒に酔ひ臥し前後も知らぬ昏睡のうち寸斷の最後を遂げたりとぞ是れは口碑の傳へし神代の奇事なるが古昔は胸に心ありて思慮も分別も胸より出る時代なれば縱令、頭は八あるも胸の處は一なれば心は一と知れぬれど今は昔と事かはり心は頭に宿るとの説なれば縱令、軀幹は一なるも八の頭を戴けば八の心、不同にしてその好き嫌ひも一樣ならず、葡萄酒、麥酒、餅、汁粉、一々其嗜好に應ぜざれば酔て臥し飽て眠るの趣なし、尊の神智も末世の今日に天降らば各頭各心の大蛇を計るに嗚かし神慮を惱まさるゝの畏からん嗚呼淺まし末世かな（明治二十二年六月二日）

註 内閣八省の大臣が銘々説を異にして閣内の一致せざる有様を諷したるもの。（編者）

田分の字解

辭書に田分をたわけと訓し馬鹿、蛙蜂、間拔、頓間、筥棒、お心よし等の義にして就中己が利害を知らずして立身の道に迂闊なる意味に用ふとあり蓋し此語を解剖すれば田分は田を分けるの意にして人の家に大切なる田地を謂れもなく他人に分けて與へるか又は取られることなれば何れにも馬鹿野郎お心よしの所業にして智者の事にはあらざる可し左れば田分は地面持に限る振舞かと云ふに必ずしも然らず田地の意味を廣くするときは筆耕などの文字あり是れは筆を以て紙に耕すの義にして寫本の筆は書生の鋤鋤にして紙は則ち田地なるが如し此文字の義解よりして廣く今日の文明社會を見渡すに學者中に田分と名づく可き者甚だ少なからざるが如し抑も後進の學者は大抵みな無一錢の寒貧より出で其身を立て家を興すの資本は三寸の舌と五寸の筆のみにして無暗に小理窟不理窟を書立て饒舌立て、下らぬ議論にても體よく之をヒン並らべ以て人を困らせて其間に體よく自から利するの一法あるのみ即ち其小理窟不理窟は學者の鋤鋤にして繁文の世界は此鋤鋤を以て耕す可き田地なりと知る可し故に政府の法律規則いよ／＼多くして人間萬事の取扱いよ／＼繁雜を致し些細の手順を誤りて大なる間違を生じ縱横無盡に議論を逞うして素人の困る可き場合多きは學者の爲めに謀りて恰も耕地の廣き姿にして小理窟不理窟の耕業繁昌す可きは數の賭易きものなり天保時代の富家翁が繁文の繁に當惑して途方に暮るゝ折こそ幸なれ學者の方にては疾く之を研究して窺に腹に藏め置きイザと云へば直に持出して空合を考へ先方の隙を見ては上段下段に打て掛り、此方の間がわるければ瓢箪鯨にズルリと外し、時としては敵と爲り又時としては味方と爲り處女の如く脱兎の如く身の輕きに任せて出沒するときは天保翁頑なりと雖も目を廻さざるを得ず恰も是れ小理窟學者秋收の時なり抑も優勝劣敗は人事の定數にして今の繁文社會に律義者の存在を許さず世は將さに小理窟不理窟の全勝に歸せんとするの好時節後進の學者は彼の繁文の日々に繁にして又日に繁ならんことを祈る可き筈なるに然るに爰に怪しむ可きは新聞紙など見れば學者の分際として繁文を厭ふなんかんと尤